

令和 4（2022）年度

東京成徳短期大学
自己点検・評価報告書

令和 5 年 11 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	20
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	27
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	34
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	34
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	45
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	62
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	79
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	86
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	86
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	90
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	92

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、令和 4（2022）年度の東京成徳短期大学自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 5 年 11 月 8 日

理事長

木内 秀樹

学長

木内 秀樹

ALO

大國 ゆきの

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

大正 15 年	王子高等女学校（4 年制）を設立
昭和 6 年	東京成徳高等女学校に改称
昭和 22 年	学制改革により東京成徳中学校（現東京成徳大学中学校）開校
昭和 23 年	学制改革により東京成徳高等学校（現東京成徳大学高等学校）開校
昭和 28 年	東京成徳幼稚園（現成徳幼稚園）開園
昭和 38 年	東京成徳学園深谷高等学校（現東京成徳大学深谷高等学校）開校
昭和 40 年	東京成徳短期大学開学（文科）
昭和 41 年	東京成徳短期大学に幼児教育科を設置
昭和 51 年	東京成徳短期大学附属第二幼稚園開園
平成 5 年	東京成徳大学開学（人文学部）
平成 10 年	東京成徳大学大学院開設（心理科学研究科）
平成 13 年	東京成徳短期大学にビジネス心理科を設置
平成 16 年	東京成徳大学に子ども学部を設置
平成 17 年	学校法人東京成徳学園創立 80 周年
平成 20 年	東京成徳大学に応用心理学部を設置
平成 21 年	東京成徳大学に経営学部を設置 東京成徳大学応用心理学部に健康・スポーツ心理学科を設置
平成 22 年	東京成徳大学人文学部に観光文化学科を設置 東京成徳短期大学ビジネス心理科を廃止
平成 25 年	東京成徳短期大学言語文化コミュニケーション科を廃止 東京成徳大学深谷中学校を開校
平成 27 年	「東京成徳ビジョン 100」策定・公表
平成 28 年	東京成徳大学大学院、東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科（新入学生）東京キャンパス（十条）に移転
平成 29 年	東京成徳大学人文学部観光文化学科を廃止
平成 30 年	東京成徳大学人文学部（新入学生）東京キャンパス（十条）に移転
平成 31 年	東京成徳大学に国際学部を設置
令和 2 年	東京成徳大学応用心理学部健康・スポーツ心理学科（新入学生）東京キャンパス（十条）に移転 東京成徳大学・東京成徳短期大学ブランド・ステートメント、タグラインを策定

令和 4 年	東京成徳大学人文学部国際言語文化学科、応用心理学部福祉心理学科を廃止 東京成徳短期大学附属幼稚園を成徳幼稚園に改称
令和 5 年	東京成徳大学人文学部日本伝統文化学科を廃止 東京成徳大学人文学部を廃止

<短期大学の沿革>

昭和 40 年	東京成徳短期大学開学文科設置 熊澤 龍 学長就任
昭和 41 年	幼児教育科設置 文科を国文専攻と英文専攻に分離
昭和 45 年	聴講生・研究生制度を制定
昭和 48 年	木内四郎兵衛 学長就任
平成 5 年	木内秀俊 学長就任
平成 11 年	専攻科 幼児教育専攻<1 年制>設置
平成 12 年	文科（国文・英文専攻）を言語文化コミュニケーション科（日本語文化専攻・英語文化専攻）に名称変更
平成 13 年	ビジネス心理科設置
平成 14 年	専攻科幼児教育専攻<2 年制>設置・長期履修学生制度を制定
平成 16 年	言語文化コミュニケーション科が専攻の募集停止 幼児教育科、ビジネス心理科を男女共学化
平成 20 年	言語文化コミュニケーション科を男女共学化
平成 21 年	専攻科幼児教育専攻廃止
平成 22 年	ビジネス心理科廃止
平成 25 年	言語文化コミュニケーション科廃止
平成 25 年	木内秀樹 学長就任
令和 2 年	ブランド・ステートメント、タグラインを策定

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 5（2023）年 5 月 1 日現在

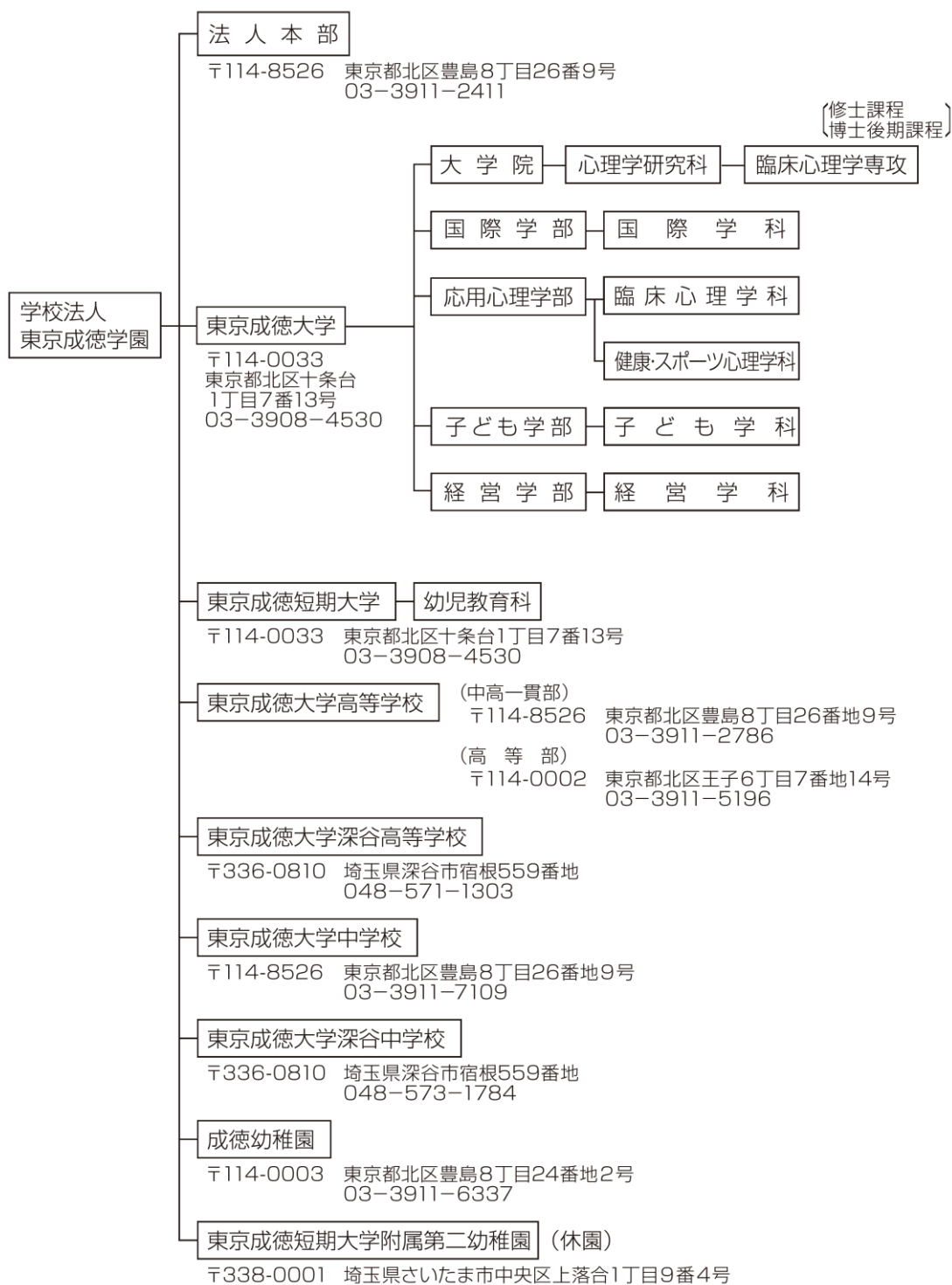
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京成徳大学 大学院	東京都北区十条台 1-7-13	21	45	30
東京成徳大学	東京都北区十条台 1-7-13	533	2,148	2,026

	千葉県八千代市保品字中台谷 2014			
東京成徳 短期大学	東京都北区十条台 1-7-13	180	360	209
東京成徳大学 高等学校	一貫部:東京都北区豊島 8-26-9 高等部:東京都北区王子 6-7-14	560	1,680	1,512
東京成徳大学 中学校	東京都北区豊島 8-26-9	160	480	260
東京成徳大学 深谷高等学校	埼玉県深谷市宿根 559	350	1,050	715
東京成徳大学 深谷中学校	埼玉県深谷市宿根 559	70	210	51
成徳幼稚園	東京都北区豊島 8-24-2	3 歳児 80 4 歳児 若干名 5 歳児 若干名	276	177
東京成徳 短期大学附属 第二幼稚園	埼玉県さいたま市中央区上落合 1-9-4(入居するマンションの耐 震診断の結果、平成 29 年度～休 園中)	—	(175)	—

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和5(2023)年5月1日現在

学園の組織



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は東京都北区十条台1丁目7番13号に立地する。東京都北区は、東京23区の北部に位置し、荒川区、足立区、板橋区、文京区、豊島区と隣接している。面積は20.61㎢と東京23区中第11位である。明治通り、環状七号線、環状八号線、中山道、本郷通りという幹線道路が通っており、また、JRの駅が都内最多の11あり、都心へのアクセスは比較的便利である。北区の人口は合計351,062人（『令和4年2月1日現在 北区人口統計表』より）、平成30（2018）年度版北区行政資料集人口推計調査報告書（平成31年3月）によると、北区の総人口は、昭和40年の45万2千人をピークに減少し平成12（2000）年には32万7千人となったが、平成17（2005）年には増加に転じ、平成25（2013）年以降、増加傾向にある。さらに、大規模団地の建て替え計画や民間による大規模開発、外国人人口の増加等により、今後10年間は増加傾向が続くことが予想されている。

その中でも、本学は、JR埼京線十条駅から徒歩5分、JR京浜東北線東十条駅から徒歩10分の好立地にあり、都内及び近県からのアクセスに便利である。

本学の所在地周辺は、北側に都営住宅と戸建て住宅が広がり、南側には野球場、庭球場などのスポーツ施設を備えた北区中央公園や陸上自衛隊十条駐屯地があり、緑豊かなゆとりある空間が広がっている。近隣には北区立十条富士見中学校、都立王子特別支援学校、都立北特別支援学校、東京家政大学（住所は板橋区になるが、JRの線路を挟んだ向かい側に立地している）といった公私立学校も多く、また生涯学習施設である中央公園文化センターや中央図書館、東京オリンピックの選手強化施設でもある「味の素ナショナルトレーニングセンター」なども所在し、文教エリアが形成されている。自然に囲まれた静かな環境で、勉学に取り組むための環境も整い、都内及び近県からの交通アクセスにも便利な本学は、学生募集に恵まれた立地にある。

本学の最寄り駅である十条駅は再開発が進んでいる。北区が示す「『十条駅付近沿線まちづくり』について」（平成30年2月）には、「十条駅付近沿線まちづくり基本計画（平成27年1月策定）」および十条駅付近の連続立体交差化計画等を踏まえ、十条駅付近沿線東側のまちづくり計画がまとめられている。平成29(2017)年に十条駅西口地区市街地再開発組合が設立して以来、大規模な十条駅西口地区第一種市街地再開発事業が進められ、令和6（2024）年には施設建築物等工事の竣工が予定されている。本学がある駅東側についても、駅利用者・通学者を中心とした安全でゆとりある歩行空間を確保するため歩道を整備すること等が示されており、駅周辺の発展、そして本学への通学者の利便性が今後さらに向上することが期待できる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
東京	56	28.9	60	32.2	43	23.2	33	24.6	22	25.9
埼玉	100	51.5	102	54.8	103	55.7	84	60.0	48	56.5
千葉	21	10.8	13	7.7	19	10.3	14	10.0	7	8.2
神奈川	2	1.0	3	1.7	1	0.5	1	0.7	0	0
茨城	4	2.1	2	1.2	6	3.2	2	1.4	1	1.2
その他の 道府県	11	5.7	6	3.6	12	6.5	6	4.3	7	8.2
高卒認定他	0	0	0	0	1	0.5	0	0	0	0
合計	194	—	186	—	185	—	140	—	85	—

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 4 (2022) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

令和 4 年度版(令和 4 年 4 月 1 日現在)北区行政資料集によれば、北区の人口総数は若干の増加傾向にある。その中で総人口に占める年少人口(0～14 歳)の構成比は 10%強、0～9 歳人口も 8 %前後で安定的に推移する見通しである。従って、高等教育に対するニーズは今後も維持されると考えられる。

推計 (令和4年度版(令和4年4月1日現在)北区行政資料より転記)

年 年齢	令和5年		令和6年		令和7年		令和8年		令和9年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
総数	355,831	100	357,613	100	359,365	100	361,160	100	361,840	100
0～4歳	14,060	3.95	14,253	3.99	14,460	4.02	14,654	4.06	14,636	4.04
5～9歳	12,594	3.54	12,727	3.56	12,843	3.57	12,977	3.59	13,122	3.63
10～14歳	11,419	3.21	11,682	3.27	11,928	3.32	12,185	3.37	12,291	3.40
0～14歳計 (年少人口)	38,073	10.70	38,662	10.81	39,231	10.92	39,816	11.02	40,049	11.07

本学の幼児教育科は、主に0～6歳を対象とする保育・幼児教育に携わる人材を養成しており、昨今の大きな社会問題となっている保育士不足の解消に向けて貢献しているほか、今後も保育・幼児教育に携わる者の養成ニーズが高まる中、これに応える責務を負っている。

このことを踏まえ、本学では従来から幼児教育科の学生が近隣の保育・幼児教育施設において子どもたちに人形劇や紙芝居を見せるなどのボランティア活動を行っている。また、周辺地域との連携を図るため、近隣の幼稚園・保育所などの協力を得て地域と協力したプログラム『地域連携型学外実践授業』を取り入れるなど、地域に密着したカリキュラムを実施している。

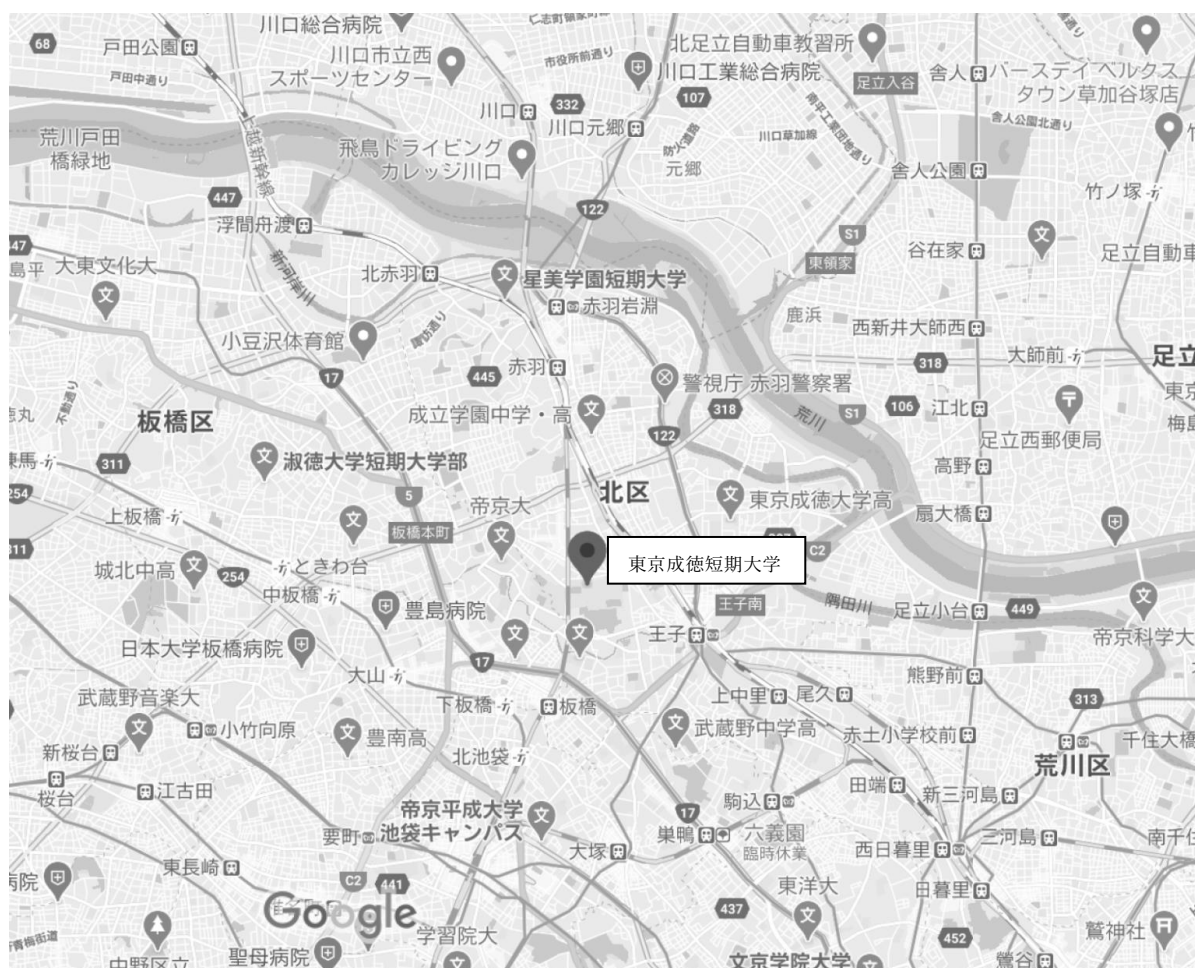
こうした活動は、今後も地域の子育て支援等に対して大きく貢献できるものであり、また、地道な地域との連携活動が短期大学の存続を支える力になることが期待される。

■ 地域社会の産業の状況

東京都北区地域振興部産業振興課が発表した「北区の産業 2022」(令和5年1月)によれば、業種構成を事業所数でみると、卸売・小売業・飲食業が4,857事業所で全体の39%、サービス業が3,685事業所で29%、不動産業が1,370事業所で11%の順となっている。業種別事業所数は、印刷・同関連業が63事業所、約29%で最も多く、続いて金属製品が23事業所で約11%となっている。

特に卸売小売業では、本学に近く、店舗の多彩さや商品の安さで都内でも屈指の人気を誇る十条銀座商店街をはじめとして、活気ある商店街が複数所在している。近年、スーパーマーケットの進出や、宅配・ネット販売などの利用増、後継者不足、コロナ禍における売上不振などの影響もあり、商店街には少しずつ空き店舗が見られるようになり、維持・継続が課題となりつつあるようだ。しかし、商店街は、地域に根差した商業の中心地であり、日常生活には欠かせない商品やサービスを提供する産業としての役割を果たすとともに、人々が出会い交流する場として重要な役割を担ってきた。地域コミュニティの中心にある商店街の活性化は、人々の連携と協働を育み、豊かな地域生活を支えるためにも重要である。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] ○ 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。
(b) 対策
速やかに学則変更の手続きをとった。
(c) 成果
2022 年 4 月より、学則 29 条に以下のように明示している。 (単位計算の方法) 第 29 条 各授業科目に対する単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効

果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 削除

(3) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実習、又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 4（2022）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の管理については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「東京成徳大学・東京成徳短期大学 公的研究費不正防止計画」、「東京成徳短期大学公的研究費管理規程」や研究費の使用に関する運用マニュアルを定め、学長のリーダーシップのもと、全学的に研究費不正防止に努め、適正に管理運営している。

令和 4（2022）年度においても、啓発活動を実施し、不正を起こさせない組織風土の形成のため、構成員の意識の向上と浸透を促している。併せて、不正防止計画を改正し具体的な行動目標を定め、不正防止対策の強化を図っている。

物品等の購入にあたっては、事務局からの発注を原則とし、厳格な発注・検収体制を整えている。

内部監査は毎年度学内から監査担当者を指名し、帳票確認のほか学園内部監査室とともに研究者にヒアリングを行い、適正に執行されているか確認している。

内部監査と管理・監査のガイドラインの結果については最高管理責任者（学長）のほか学園の監事へ報告し、意見聴取を行っている。

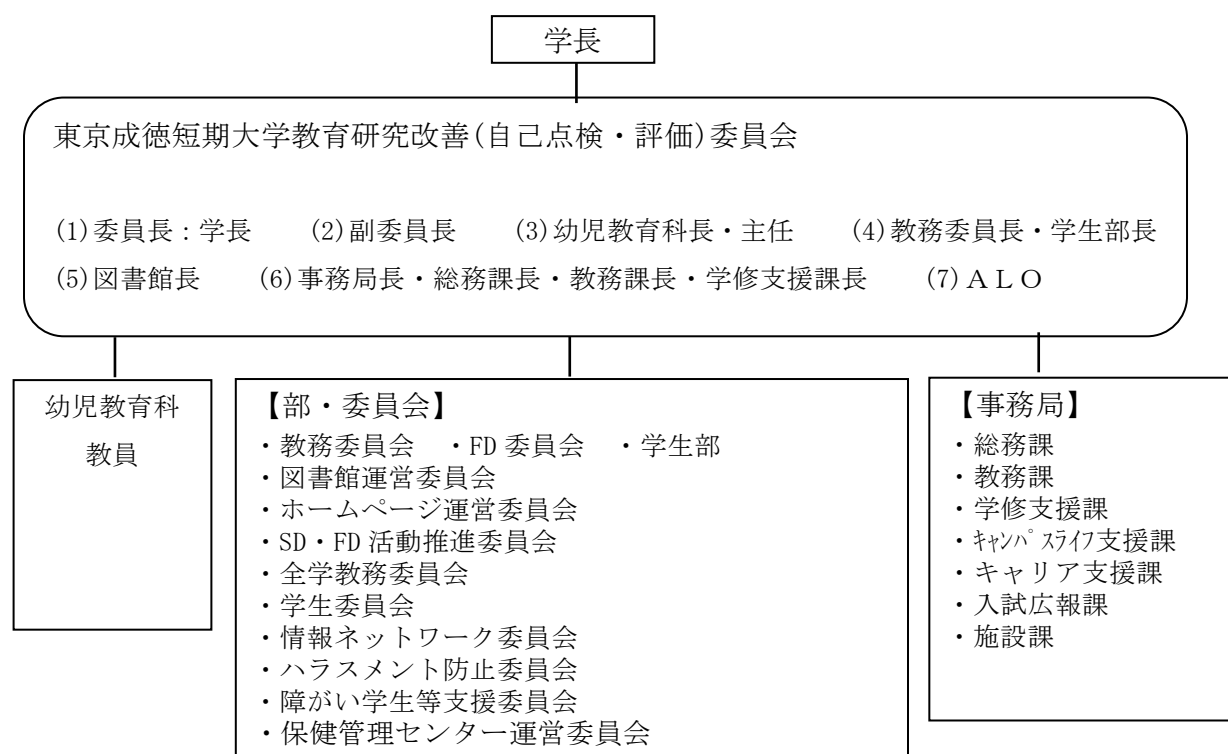
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学は「東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会規程」に則り、「東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会」を設置している。委員会の構成及び担当者は下記の通りである。

組 織	担当者（教職員の範囲）	人 数
令和4（2022）年度 東京成徳短期大学教育 研究改善(自己点検・ 評価)委員会	【委員長】 木内学長	1
	【副委員長】 馬場主任	1
	【幼児教育科】 松本科長	3
	大澤教務委員長	
	寺田学生部長	
	【図書館長】 青柳図書館長	1
	【事務局】 小林事務局長	4
	小川総務課長	
	篠教務課長	
	古山学修支援課長	
	【ALO】 大國教授	1
		計 11 人

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、「自己点検・評価」に関して、①本学の教育研究活動等の状況について自主的に点検と評価を行い、②本学の教育研究水準の充実向上を図り、かつ、③社会的使命を達成することを目的として行うものであると位置付けている。「自己点検・評価」は、本学が建学の精神に則り、教育・研究機関として自らの社会的使命を果たしているか否かを客観的に見直し改善していく取り組みであり、本学が将来にわたり維持・発展していく上で必要不可欠な活動であると認識している。

本学は、短期大学設置基準の改正に伴い自己点検・評価の努力義務が規定された平成 3（1991）年以来、自己点検・評価を実施し、教育・研究環境の改善に取り組んでいる。

自己点検・評価の目的に沿って規程を策定し、平成 17（2005）年に「東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会」を設置した。

平成 18（2006）年 6 月 26 日付けで財団法人短期大学基準協会による第三者評価の申請を行い、財団法人短期大学基準協会より短期大学評価基準を充たしていると評価され、平成 19（2007）年 3 月 19 日付けで適格と認定された。

その後も、全専任教員及び事務局職員を中心に毎年自己点検・評価を継続的に実施し、平成 25（2013）年度自己点検・評価に関しては、平成 26（2014）年 6 月 27 日付けで一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価の申請を行い、財団法人短期大学基準協会より短期大学評価基準を充たしていると評価され、平成 27（2015）年 3 月 12 日付けで適格と認定された。

短期大学基準協会による 2 回目の第三者評価を受けた後も、「東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会」を中心として、自己点検・評価を実施している。

一般財団法人大学・短期大学基準協会による令和 3 年度認証評価については、令和 2 年 7 月に申請を行い受審した。その結果、短期大学評価基準を充たしていると評価され、令和 4（2022）年 3 月 11 日付けで適格と認定された。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和 4（2022）年度を中心に）

本学は、平成 18（2006）年度に財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受け、適格と認定された。その後、上記の平成 18（2006）年度第三者評価結果による指摘事項への改善に取り組み、その結果を「平成 19 年度・平成 20 年度自己点検・評価報告書」にまとめ、刊行した。

その後、平成 22（2010）年度に実施された財団法人短期大学基準協会の評価基準改定に伴う新評価基準に従い、「平成 21・22 年度自己点検・評価報告書」、「平成 23 年度自己点検・評価報告書」「平成 24 年度自己点検・評価報告書」「平成 25 年度自己点検・評価報告書」をまとめ、以上の資料をもとに、平成 26（2014）年度に一般財団法人短期大学基準協会による二度目の第三者評価を受け、再度適格と認定された。また、上記の平成 26（2014）年度第三者評価の結果を「平成 26 年度 第三者評価 東京成徳短期大学 自己点検・評価報告書 機関別評価結果」としてまとめ、刊行した。

同様に「平成 26・27 年度自己点検・評価報告書」、「平成 28 年度自己点検・評価報告書」を作成した後、「平成 29 年度自己点検・評価報告書」の作成にあたっては、次回の認証評

価にむけて、一般財団法人短期大学基準協会によって平成 29 年 6 月に制定された新たな評価校マニュアルをもとに、平成 30 (2018) 年度短期大学評価基準に則って点検・評価を実施した。新評価基準による自己点検・評価活動を実施するにあたり、ALO は短期大学基準協会主催の研修会に参加し、そこで得た情報を東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会及び教授会にて報告し、周知・徹底に努めた。

以後、毎年、評価校マニュアルをもとに、短期大学評価基準に則って点検・評価の実施を継続し、報告書を刊行するとともに HP に公開している。

令和 2 年度の自己点検評価報告書を基に受けた令和 3 年度の認証評価においても、3 度目の適格との認定を得た。その結果は「令和 3 年度 東京成徳短期大学 自己点検・評価報告書 機関別評価結果」としてまとめ、令和 4 年 3 月に刊行した。また、令和 3 年度の活動についても自己点検・評価を進め、「令和 3 年度 自己点検・評価報告書」としてまとめたものを令和 4 年 10 月に刊行・公開した。

本報告書の作成にあたって、令和 4 年 6 月改定の最新の評価校マニュアルに則って点検・評価を実施した。報告書作成にあたり東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会が「自己点検・評価資料作成要領」を作成・配布し、幼児教育科の教員、各部・委員会、事務局へ自己点検・評価の実施を指示した。自己点検・評価は引き続き教職員全員で実施し、自己点検・評価報告書は専任教員全員が執筆に参加する体制を維持した。具体的には、区分・観点評価項目を教職員が分担し、各自が担当箇所について根拠資料を整え確認しながら点検・評価原稿を作成・執筆した。その後、各区分・観点評価担当者から提出された自己点検・評価原稿及び根拠資料をテーマ評価担当者が引き継ぎ、テーマ評価担当者が内容の点検・校正を行い、基準評価担当者に提出した。なお、テーマ評価及び基準評価担当者は、可能な限り令和 3 年度認証評価受審の際に実施された訪問調査に代わるオンライン会議に出席した教職員が担当した。原稿を引き継いだ基準評価担当者が内容の再度点検・校正を行い、基準に関する自己点検・評価原稿及び根拠資料リストを作成したものを ALO に提出し、最終的には自己点検・評価委員会副委員長が集約し、基準評価担当者が確認した原稿を「令和 4 年度自己点検・評価報告書」としてまとめた。

令和 4（2022）年度自己点検・評価報告書作成に際して教職員へ配布した資料

【一般財団法人大学・短期大学基準協会の資料】

- (1)短期大学認証評価 評価校マニュアル（令和 4 年 6 月改定）
- (2)学校法人東京成徳学園東京成徳短期大学機関別評価結果（令和 4 年 3 月 11 日）
- (3)「内部質保証ルーブリック」の取り扱い方針について（平成 30 年 6 月 14 日認証評価委員会承認）

【東京成徳短期大学教育改善(自己点検・評価)委員会作成の資料】

- (1)令和 4 年度自己点検・評価資料作成要領
- (2)令和 4 年度自己点検・評価報告書執筆担当一覧
- (3)令和 3 年度自己点検・評価報告書データ

令和 4 年度の東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会は下記のとおり開催された。

会 議 日	参 加 者	議 事 内 容
第 1 回 教育研究改善（自己点検・評価）委員会 令和 4 年 12 月 7 日	木内委員長 馬場副委員長 松本科長 大國 ALO 青柳図書館長 大澤教務委員長 寺田学生部長 小林事務局長 小川総務課長 篠教務課長 古山学修支援課長	1. 委員長より 2. 東京成徳短期大学教育改善（自己点検・評価）委員会規程の改正について 3. 次回の認証評価までの流れ 4. 2022 年度自己点検・評価報告書資料作成要領及び執筆担当者について 5. その他

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料 1. 学生便覧（2022 年度入学生用）p. 4-5

2. ウェブサイト「建学の精神」

3. 東京成徳短期大学学則

4. 東京成徳ガイドブック 2023

5. 教職実践演習（幼稚園・保育所）シラバス（2022 年度）

6. ウェブサイト「学校見学」

7. 幼児教育基礎演習シラバス（2022 年度）

備付資料 1. 東京成徳短期大学五十年史

2. 幼児教育基礎演習授業資料：「建学の精神」と保育者としての心構え

3. 東京成徳広報第 52 号（2022 年 7 月）p. 24 ブランド・ステートメント

4. 新入教員辞令交付及び研修のご案内

5. 東京成徳ビジョン 100

6. 東京成徳ビジョン 100 の重点目標と第二期・第三期中期事業計画の概要

7. 第 35 回東京成徳短期大学保育研修会案内

8. 第 35 回保育研修会実施報告

9. 2023 年度学生募集要項 p. 24-25

10. 幼児教育科 授業見学会 実施方法

11. 音楽研究発表会プログラム

12. 身体表現・ダンス公開型授業発表会（ALIVE）のご連絡

13. 東京都北区と学校法人東京成徳学園との連携協力に関する包括協定書

14. 避難訓練東京都表彰記録

15. 北とぴあタイムス 東京成徳大学・短期大学×北とぴあコラボ企画

16. 2022 年度桐友祭パンフレット

17. 2022 年度ボランティア部活動記録

18. 教員の社会貢献調査結果

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

(4) 建学の精神を学内において共有している。

(5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学園の建学の精神は、学園創立者である菅澤重雄が儒学（朱子学）から導き出した「成徳」、すなわち徳を成す人間の育成―徳をなす人となるための道標―であり、この「成徳」という建学の精神は学園創立以来脈々と受け継がれてきている（提出-1、2、4、備付-1）。

その後、第三代理事長・木内四郎兵衛が、創立者の生き方を踏まえて、建学の精神を「1. おおらかな徳操 2. 高い知性 3. 健全なる身体 4. 勤労の精神 5. 実行の勇氣」の「5つの教育目標」として具体的に展開した（提出-1、4）。この5つの教育目標は、本学園のシンボルマークの中にも5本の柱として表現され、シンボルマークを通して教職員・学生ともに身近なものとなっている。

また、本学では、徳という概念について現代の学生が理解し受容しやすいように表現し、学生便覧・ホームページ等を通じて広く社会に示している。一例として、学生便覧には「他者に対して人間が内面から発する素直な人間力ということに、徳がもつ意味合いの重要な点があると言えます」（提出-1）とあり、ホームページでは「徳は他者との関係におけるおおらかで素直な心を示しますが、子供の純粋さとは異なり、社会人として他者から信頼・評価を得るような実践的な能力に裏付けられたものでなければなりません。こうした社会に生きる力を涵養しつつ、それぞれの人格の完成の契機となるような教育を本学は理想としている」（提出-2）等とある。

教育の理念・教育目的については、初代学長が「学問のために学問をするのではなく、学問を通して高く広い教養を身に付けること」「教養による美、美を中心とする教養、これを本学に学ぶすべての学生が、心の中にきざみつけておくことを期待する」と教養と美を強調して説き、第二代学長はこれを受けつつ「心の美」を磨くことの重要性を説いた。この流れを受けて、平成25（2013）年度から第五代学長に就任した現学長は、「美しい心、社会に生きる力」を養うことを学生に期待する旨を学生便覧において述べている（提出-1）。

学則には、目的（学則第1条）として「本学は、教育基本法並びに学校教育法の精神にしたがい、次代の国民形成に大きな役割を担う者に対し、広く知識を授けるとともに学芸・技能の専門教育を施し、人格の完成をはかり、社会に有為な高い教養人及び職能人を育成し、もって社会に貢献することを目的とする」とある（提出-3）。これは、学校教育法における短期大学の目的をも踏まえたものである。

またこれらは具体的に「美しく生きる」「たつき（生活）する技を身につける」「親と願う（次世代を育成する）」などという言葉で表現され、校歌の歌詞として謳われ、学生便覧にも紹介されている。

<校歌>

1. いつの日を いづくにもあれ うつくしく 生きぬきゆかん 成徳の若人われは
2. 気品(しな)高く 心ゆたかに 人の子の 親と願はん 成徳の若人われは
3. 人みな の 清きつとめや たつきする わざ身につけん 成徳の若人われは

このように、校歌は建学の精神にいう「成徳」をどのように育んでいくかの具体像を教育理念として示すものであり、学校行事の際に歌う校歌を通して、教職員と共に学生も折

に触れてこの理念を共有し再認識する機会を得ている。

建学の精神及び教育理念・教育目的については、大学案内・学生便覧・ホームページ等により明示して学内外に表明されている。

さらに、入学後すぐに1年生全員が受講する「幼児教育基礎演習」において、学園理事長である学長自らが建学の精神と保育者としての心構えとを関連させる形で学生に説くことにより、建学の精神の理解がより深く学生に浸透するように努めている(提出-5、備付-2)。その他、オープンキャンパス、入学式・卒業式等の式典、各種行事においても、学長・科長などから建学の精神が語られ、建学の精神について学び共有する機会になっている。

また、2019年度にはブランド戦略会議を立ち上げ、大学・短期大学の強みや特長、魅力を議論し、1年半にわたってブランド・ステートメントの策定を検討し、2021年度に、建学の精神と一貫性があり、さらには建学の精神と「東京成徳ビジョン 100」をつなぐことのできるブランド・ステートメントとして、「多様性の中で共生し、新たな自分を発見するとともに、自らの信念をもって未来をデザインする人材を育成します。」を掲げた。ブランド・ステートメントは様々な媒体・機会で活用され、建学の精神を現代に息づかせている(備付-3)。

教職員による建学の精神の定期的な確認は、このように日々の教育活動において繰り返して行われている。また、新たに東京成徳学園に採用された教員に対して4月1日の辞令交付後、「建学の精神、東京成徳ビジョン 100」の研修を実施し、新規採用者も理解を深めるよう努めている(備付-4、5、6)。学園全体では中期事業計画の部門別課題の中で、理事会、評議会、及び教授会で毎年確認を行っている。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I-A-2 の現状＞

本学では、公開講座及び生涯学習事業として、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園等で働く現場の教職員及び教育・福祉関係者等を対象とする「保育研修会」を実施してきた。その開催回数は35回に上る。令和3（2021）年度にはコロナ禍によりオンラインによる保育研修会を実施し、その成果を受け、令和4年度もオンラインによる保育研修会を開催した（備付-7）。

保育研修会は、当初は卒業生のリカレント教育として企画・実施されたものであるが、昨今は、地域の保育所や幼稚園、認定こども園で働く保育者が多数参加しており、対象を卒業生に限らない公開講座の機能を担っている。参加者層は就職後間もない若手保育者から中堅・熟達保育者、さらに保育専門誌編集者まで多岐にわたっており、本学における生

涯学習事業として現在に至っている。令和4年度は「主体的で対話的な深い学びを支える保育環境」を研修テーマに、東京成徳短期大学名誉教授の安見克夫氏を講師として実施した。終了後のアンケートでは「良かった」という感想が90パーセントを超える結果となり、「もっと聞きたかった」「より深く学びたい」「資料を頂きたい」という要望が寄せられている。保育の質の向上につながる保育研修をオンラインで実施することにより、対面実施では参加が難しい遠方からの参加者など、広範囲の保育者の学びにつながっている(備付-8)。

また、社会人入試制度を設けることで(備付-9)、生涯を通じてキャリアアップを図るための環境を整えている。

正課授業公開としては、通常授業と授業成果発表の場がある。

本学は、入学を検討し授業見学を希望する高等学校の生徒・教員やその保護者等に対し「学校見学」と称して随時授業を公開してきた(提出-6)。加えて令和4年度は高校生とその保護者を対象とする「授業見学会」を新たに計画・実施した(備付-10)。

授業成果の発表の場として公開してきた「音楽研究発表会」「身体表現・ダンス公開型授業発表会」は、令和3(2021)年度にはコロナ禍のため規模を縮小して授業内発表及びオンラインによる発表会となった。令和4(2022)年度はこれまでのような全面公開への準備・過渡期として、会場を楷の木ホールに戻し、感染対策を徹底した上で事前登録者への公開とする案を計画したが、感染状況の悪化が認められたため、最終的には学生と教職員のための学内公開とした(備付-11・12)。

地域との連携に関しては、本学の所在地である東京都北区の教育委員会・北区役所や地域の保育・子育て機関との連携がその中心となる。平成27(2015)年3月に東京都北区と学校法人東京成徳学園との間で、連携・協力に関する包括協定を締結した(備付-13)。令和4年度(2022)には、継続的な避難訓練の実施により表彰を受けている(備付-14)。

11月には身体表現を専門とするゼミの学生が教員と共に本学と北とびあのコラボ企画「子どもワークショップ」に参加し、地域の子育て支援の一端を担った(備付-15)。

学生もまた、教員やキャンパスライフ支援課職員の支援のもと、地域との連携活動を行っている。桐友祭(学園祭)は、令和3年度(2021)はコロナ禍により学生のための参加となったが、令和4年度は感染対策を徹底し事前申し込み制ではあるがキャンパスを地域住民等に公開し、親子での来場も多数見られた。

幼児教育科の学生によるクラスごとの企画として、縁日や謎解きイベント、段ボール迷路等が実施され盛況を博した。また、子育て中の乳幼児親子を応援する子育て支援活動を実施している子育て応援団ハートフルママ(学生サークル)は、桐友祭では、北区役所多様性社会推進課の方々と共にパープルリボン活動紹介を実施したほか、食育の一貫として、咀嚼力測定ガム体験、味育(MIIKU)活動をし、多数の参加者を得た。ボランティア部(学生サークル)も、桐友祭で近隣の子どものに向けたパネルシアター等の公演を行った(備付-16)。ボランティア部はその他にも保育機関等に赴きパネルシアター等を披露するなど、地域の文化活動推進に協力している(備付-17)。

その他、十条台キャンパス近隣の地域清掃や学生の登校時指導・喫煙防止活動などのために、年間を通じて北区のシルバー人材を指導員として依頼している。さらに、毎年2年生全員が「教職実践演習」の授業内で近隣の協力園に出向いて保育現場での実践を学ぶ学

外授業を実施しているほか(提出-5)、1 年生が「幼児教育基礎演習」の授業内で北区の王子消防署による救急救命講習を受講し、全員が救命技能認定を取得している(提出-7)。

教職員は、これらの社会的活動を、地域とともに学生が自主的に伸びやかに実施できるよう支援している。また、例年、多くの教員が、自治体、私立園連盟、公立・私立幼稚園連合会や都・県・市教育局及び保育園連盟等の保育教育機関が開催する研修会の講師として協力し社会貢献に努めている(備付-18)。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

本学においては、建学の精神及び本学の教育理念・目的は明確に示されており、教育活動の根幹として教職員及び学生に周知されている。また、建学の精神については、様々な機会をとらえて学内外にも公開・説明を行っており、高等教育機関として地域・社会に貢献していると自負している。

今後も、本学の建学の精神が学生一人ひとりの内面にしっかりと根付いて育ち、社会に貢献できる人材となることを期待し教育活動を推進していきたい。そのために、学内では、引き続き学生生活の中で、建学の精神の可視化に努め、折にふれて学生及び教職員の行動規範となるよう、一層取り組みを進めていく所存である。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

学園理事長が短期大学長を兼務していることを強みとし、学園理事長自らが、学長として、学生に対して授業等の中で直々に建学の精神を説いている。

東京都北区と学校法人東京成徳学園との間で、連携・協力に関する包括協定を締結し、様々な機会を設けて地域貢献及び地域との連携に努めている。

〔テーマ 基準 I -B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

- 提出資料**
1. 東京成徳短期大学学則
 2. 学生便覧(2022 年度入学生用) p. 4-5
 3. ウェブサイト「短期大学の教育研究上の目的」
 4. ウェブサイト「短期大学の教育方針」
 5. 授業の手引き(2022 年度改訂版) p. 1
 6. シラバス(2022 年度)
 7. 東京成徳ガイドブック 2023
 8. ウェブサイト「主な進路・進路支援」

- 備付資料**
1. 採用園からの卒業生についての評価 2022
 2. 卒業生に対するアンケート調査 結果報告

3. 実習訪問指導記録
4. 2022 年度就職関係会合参加記録
5. 進路の手引き 2023 年度（2022 年秋に配布）
6. 授業構成及び結果の評価票（改訂版）
7. 「ディプロマ・ポリシーと科目の対応表」及び DP・CP・科の学習成果の改定
8. 2022 年度保育研究発表会プログラム
9. 桐の花 第 52 号
10. 令和 4（2022）年度音楽研究発表会プログラム
11. 令和 4（2022）年度身体表現・ダンス公開型授業発表会プログラム
12. 2022 年度幼児教育基礎演習スケジュール

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
 えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学幼児教育科の教育目的は、学則第 6 条に「就学前の子どもの教育や保育についての専門教育と研究を行い、教育・保育実践力の向上と一人一人の個性を伸ばして、社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の養成を目的とする。」と明確に示されており（提出-1）、学生便覧にも建学の精神、教育理念・教育目的とともに記載されている（提出-2）。

これは、「徳を成す人間の育成」「社会に有為な人材の育成」を図るという建学の精神に則ったものであり、学生便覧の学長挨拶文では、「本学の建学の精神である成徳を忘れずに明るく健康的で、優しさと微笑みを常に持つ保育者を目指して」ときわめて具体的に記されている。

科の教育目的・目標については、大学案内やウェブサイト上でも公開されており、学内外に広く示されている（提出-3）

科の教育目的・教育目標に基づく人材養成については、授業態度・定期試験・レポート・製作課題・成果発表等を評価した総合的な単位認定を行っており、在学生のほとんどが幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得し、保育者として社会に巣立ち、実績を重ねていることから地域・社会の要請にしていると自負している。

卒業後評価については、かねてより学生が就職した保育・教育・施設機関のすべてを対象にアンケート調査を実施しているほか（備付-1）、令和 4（2022）年度からは卒業生自身に対するアンケートも実施している（備付-2）。また、在学生の実習訪問指導時において、実習生の指導だけでなく、卒業生の動向についても話題にし、可能な限り、就職先からの

評価を聴取することを心がけている(備付-3)。このほか民間の保育・教育・施設の連合会や協議会と保育者養成校との各種懇談会に出席し、意見交換とともに卒業生の動向や採用側の要望などを聴取している(備付-4)。

こうした卒業後評価の結果は、科会や教授会での報告を通じて本学全体で共有・検討されるほか、学生が用いる「進路の手引き」に現場からの声として掲載されるなど(備付-5)、人材養成の点検および学生への保育者養成教育に活用されている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

令和元(2019)年度には、短期大学及び幼児教育科の「学習成果」を以下のとおり明文化した。

東京成徳短期大学 学習成果

『成徳の精神をもったグローバル人材をめざし、高く広い教養を身につけ、学芸・技能の専門教育を通して「徳を成す」人間としての人格を形成し、有為な職業人として社会に貢献できる。』

幼児教育科 学習成果

1. 本学の教育を通して、保育者として必要な基礎的知識と教養、専門的知識と技能、研究する力を習得している。
2. 本学の教育及び行事を通して、保育や子どもに関わる企画力、指導力、課題発見能力などの実践力や即応力を習得している。
3. 本学の教育及び行事を通して、社会人、保育者として求められるコミュニケーション能力と責任感、倫理観、自己研鑽能力を習得している。
4. 本学の教育を通して、リテラシー、論理的思考力、協同的課題解決能力を習得している。
5. 本学での学生生活を通して、自己理解を深めながら主体的に学習を進め、ふさわしい進路選択をすることができる。

令和2(2020)年度より、「学習成果」の学生便覧への掲載と(提出-2)、ウェブサイトへの公開を開始した(提出-4)。また、非常勤講師との共通理解を図るべく、非常勤講師を含めた全教員に配布する「授業の手引き」にも、令和3(2021)年度改訂版から「学習成果」を

掲載している（提出-5）。

本学における学習成果は、学則第1条になる「目的」の内容を学生の側に立って具体化したもの、すなわち、学芸・技能の専門教育を受けることによって人格を完成させ有為な教養ある職業人として社会に貢献することであると考えられる（提出-1）。この内容は建学の精神と高い関連性を持つ。

また、本学幼児教育科の学習成果は、同様に、学則第6条になる「学科の目的」を学生の側に立って具体化したものである。

本学幼児教育科の教育課程は、学科の目的に沿い、保育者として社会に出るために必要な幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得要件を満たすように編成されている。また、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令については、確認・遵守しており、改正等があった際には迅速に対応している。

学習成果は、各科目の学びを積み重ねることで達成されるが、各科目の目的や到達目標は具体性のある形でシラバスに明示されている（提出-6）。これまでは「授業構成及び結果の評価票」を中心とした学習成果の点検をおこなってきたが（備付-6）、令和5(2023)年4月から新教学システムの機能を活用することによって「授業構成及び結果の評価票」は使命を終える。令和4(2022)年度には新教学システムの機能を十全に活用すべく、幼児教育科の学習成果を精査し、下記のようなより整理された表現に改定するとともに、新教学システムにおいて学修ポートフォリオを示す等の学習成果の可視化を行うためにも「ディプロマ・ポリシーと科目の対応表」の作成、及びディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの精査・改定という作業を行った（備付-7）。

幼児教育科 学習成果(2023年度より施行)

1. 本学の教育を通して、保育者として必要な基礎的知識と教養、専門的知識と技能を習得している。
2. 本学の教育及び行事を通して、保育や子どもに関わる企画力、指導力などの実践力や即応力を習得している。
3. 本学の教育及び行事を通して、社会人、保育者として求められるコミュニケーション能力と協同的課題解決能力、責任感、倫理観、自己研鑽能力を習得している。
4. 本学の教育を通して、リテラシー、論理的思考力、課題発見能力、研究する力を習得している。
5. 本学での学生生活を通して、自己理解を深めながら主体的に学習を進め、ふさわしい進路選択をすることができる。

大部分の学生が2年間で幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の両方を取得していることから、本学の学習成果は達成可能、かつ一定期間で獲得可能であるといえる。また、大部分の学生は取得した幼稚園教諭二種免許状・保育士資格を活かして保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園・児童福祉施設等に就職し、卒業後も各職場で活躍していることから、本学の学習成果は社会的・実証的な価値に適応したものといえる。本学の教育効果

(育てる人物像)・就職実績等の学習成果は、大学案内(東京成徳ガイドブック)やウェブサイト等で学内外に表明されている。(提出-7・8)

本学幼児教育科の特色ある科目の核となっている「課題研究A」(1年後期)、「課題研究B」(2年前期)では、幼児教育に関連したより専門的な課題内容を学生が選択し、少人数のゼミ形式で研究を進める演習を行っている。自らが研究課題を見つけ検討方法を探りながら論理的・実践的に問題を解決していくこの科目の学習成果は、学内行事「保育研究発表会」において発表されるほか(備付-8)、研究誌「桐の花」に収録され(備付-9)、教員及び学生に配布のうえ、学内図書館にも所蔵されている。

その他、保育の実践力や即応力といった学習成果を確かめ発揮する場として「音楽研究発表会」や「身体表現・ダンス公開型授業発表会」等の表現分野に関する発表会を実施しており、学生が自らの人間的な成長や社会性の育ちを実感し達成感を得られるとともに、短期大学として学習成果を学内外に表明する場となっている(備付-10、11)。

以上の保育研究発表会、音楽研究発表会、身体表現・ダンス公開型授業発表会等の情報や報告は、コロナ禍においても本学のウェブサイト上でも紹介されており、可能な範囲で公開することにより、その学習成果をより広く表明できるよう努めている。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの三つの方針は、幼児教育科の教育目的を踏まえ、入学、教育課程、卒業までの学修課程が一体的になるよう策定されている。令和4(2022)年度にはその内容や表現を精査し、令和5(2023)年度からの改定に向けて準備を行った(備付-7)。

表 三つの方針

卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	本学では、建学の精神・教育理念に則し、かつ所定の単位を修得した学生に、卒業が認定されます。 ・子どもの教育や保育について、専門的知識と研究する力を備えた学生。 ・社会のニーズに対応できる教養と社会性を備え、教育、保育実践力を発揮できる学生。 ・資質の高い専門家としての人格を備え、求められる役割を理解し、最大限に努力することができる学生。 (以上、2022年度まで) (以下、2023年度から)
------------------------------	--

	・社会生活や職業生活において必要な教養と社会性、基礎的技能を備えている。 ・保育者として必要な専門的知識を修得している。 ・教育・保育の場で必要となる専門的技能を修得し、実践力・即応力を発揮できる。 ・課題を探究し解決する力を備えている。 ・職業人として求められる責任感と倫理観及び他者と協働する力を修得している。
教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	本学では、建学の精神・教育理念に即した学生を養成することを基本とし、科の目的である社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の育成を行うため、以下のような方針に基づいてカリキュラム(教育課程)を編成します。 ・確かな専門的知識と研究意欲を育てるカリキュラムを設定します。 ・保育の実践力と即応力を育てるカリキュラムを設定します。 ・豊かな人間性と社会性を育てるカリキュラムを設定します。 ・個々の学生の得意な分野を伸ばし、魅力ある保育者を育てるカリキュラムを設定します。 (以上、2022年度まで) (以下、2023年度から) ・確かな専門的知識と研究意欲を育てるために、教育・保育の基礎・本質・目的を学ぶことができるカリキュラムを設定します。 ・保育の実践力と即応力を育てるために、教育・保育の対象理解や内容・方法について実践的に学ぶことができるカリキュラムを設定します。 ・総合的な学びにより豊かな人間性と社会性を育てるために教養科目のカリキュラムの充実を図ります。 ・魅力ある保育者を育てるために、個々の学生の得意な分野を伸ばし自己の課題を探究することを可能にするカリキュラムを設定します。 ・「教育職員免許法」及び「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に基づき、免許・専門資格の取得に関するカリキュラムを設定します。
入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)	東京成徳短期大学は、建学の精神に基づく「成徳の精神」をもったグローバル人材をめざし、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)に示した資質・能力を総合的に身につけている学生を育成し、社会に送り出すことを教育目標としています。これを達成するために定められた教育課程に従い学修する資質と能力を備えた入学者を受け入れます。そのため本学は、科の特色に従い、入学者選抜の方針を定め、多様な入試方法により、多面的・総合的に選抜します。

	<幼児教育科> 1. 求める学生像 ① 真摯な心を持ち、コミュニケーションを大切にする人 ② 深い洞察と柔軟な考えを持ち、実践的・協働的に行動する人 ③ 学ぶ姿勢と意欲を持ち、創意工夫を重ね、なにごとにも積極的に取り組む人 ④ 保育者になるための資質と適性を備え、子どもの成長に関わりたいと思う人 ⑤ 子どもを取り巻く今日的課題に広範な関心を持ち、解決に向けて新しい可能性を探究したい人 2. 入学までに身につけておいてほしいこと ① 高等学校の教育課程で学習した基礎的な知識・技能、特に日本語運用力（聞く、話す、読む、書くことの基礎力。漢検 3 級取得程度が望ましい）を修得している。 ② 人間や社会の様々な問題について関心をもち、自分の考えを筋道を立てて文章化できる。 ③ 短期大学で学ぶ知識や技能を、卒業後、社会で生かしたいという目的意識があり、意欲的に取り組める。 ④ 学校でのグループ学習、課外活動やボランティア活動等の経験があり、他の人たちと協力しながら課題をやり遂げた成果物や記録がある。 ⑤ 入学前教育として求められる課題に最後まで取り組むことができる。 3. 入学者選抜方針 ① 上記 1. 2. を兼ね備えた入学者を適正に選抜するために、多様な入試種別及び選考方法を実施し、本学が求める資質・能力を多面的総合的に評価する。 ② 特に、総合型選抜・学校推薦型選抜においては、受験生が目的意識を持った学科選択を行っているか評価する。
--	---

これらの方針の策定は、幼児教育科会、教授会において議論を重ねて行われた。

アドミッション・ポリシーについては、幼児教育科の目的に則り、本学の教育課程に従って学修するために必要な資質と能力を備えている人物像を「求める学生像」としていたが、令和 2（2020）年度から、アドミッション・ポリシーに「入学までに身につけておいてほしいこと」、「入学者選抜方針」を加えることで、本学入学生が高等学校卒業段階までに培うことを求めたい資質や能力、そしてその評価方法を明確化した。

アドミッション・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、東京成徳短期大学幼児教育科のウェブサイトにより学内外に表明している。また、オープンキャンパスの学科説明において、アドミッション・ポリシーを説明することにより、保育者を志している受験者に対して、本学の入学者の受け入れの方針が明確に示されるようにしている（提出-7）。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成に必要である、社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の育成を行うための教育課程の編成方針を定めている。また、カリキュラム・ポリシーに基づいて編成された教育課程は、免許・

資格取得にかかわる法令や認定団体によって定められた諸基準等の条件に適ったものとなっている。

カリキュラム・ポリシーに基づき、本学の卒業必修として設定されている1年次前期の「幼児教育基礎演習」では、幼児教育を学ぶにあたり基本的に身につけるべき学びの力や、授業科目の位置づけ・構造、それぞれの科目のねらいや内容について、わかりやすく説明ができるように工夫をこらしている(備付-12、提出-6)。

さらに、「課題研究A」(1年後期)、「課題研究B」(2年前期)を卒業必修科目として設定することで、幼児教育に関連したより専門的な課題内容を学生が選択し、少人数のゼミ形式で追究する演習に全学生が参加できるよう配慮している。自ら課題を見つけ研究方法を探りながら論理的・実践的に問題を解決することを目的とするこの科目は、本学での学びのあり方を体現するために必要不可欠なものであり、本学幼児教育科の特色ある科目の核となっている(提出-6)。

ディプロマ・ポリシーでは、本学が育成を目指す人材像とそのために必要な資質や能力を定めている。

また、令和5(2023)年度から導入される新教学システムで学修ポートフォリオを示すにあたり、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを精査・改定し、カリキュラム・マップ及びディプロマ・ポリシーと科目の対応表を作成することによって、各科目が学位授与の方針とどのような関連性を持って構成されているかをより明確にした(備付-7)。

三つの方針については、「学生便覧」(提出-2)や「授業の手引き」(提出-5)に明確に示し、大学案内(提出-7)やウェブサイト上でも公開している(提出-4)。

学位授与に関しては、教授会(卒業判定)・幼児教育科会等で当該学科の学位授与の方針を毎年度評価・点検しており、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)についてもウェブサイトの「情報公開」のページに「東京成徳短期大学基本指針」として公開され、広く閲覧可能となっている(提出-4)。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

2022年度には、キャンパス全体で2023年度からの新教学システムの運用に向けて準備を進めた。今後はこれらの改定や新教学システムにおける学修ポートフォリオのより効果的な活用法などを検討していく必要がある。

また、コロナ禍において、本学の教育の特色となっているいくつかの活動が実施形態を変化せざるを得ず、実践的教育成果を目指し模索が続いたが、こうしたこれまでにない手法を使った成果発表等の新たな教育効果についても引き続き検証を重ねたい。

保育者養成に関する評価については、就職先からの評価を聴取し、その結果をもとにした学習成果の点検及び就職指導の見直しを継続してきたが、令和4(2022)年度から卒業生へのアンケートを開始している。今後は就職先からの評価と卒業生からの評価を有機的に活用する方法に関して検討が行われると望ましい。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

教育の効果は、本学の教育の質を保証するものでなければならない。本学は教育の効果をもとめるために、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかを定期的に点検し、本学が学内外に広く公開している教育目的・目標、学習成果と三つの方針に関しても教育の質を保証し、かつ一貫性・整合性のあるものとすべく必要に応じて精査・改定を行っている。

特に学習成果とその測定及び可視化の方法については検討を重ねてきたが、2022 年度には、キャンパス全体で 2023 年度からの新教学システムの運用に向けて、より明示的で学生・教員が理解を共有できるように、学修ポートフォリオ形式での学習成果の査定と点検を行うべく、カリキュラムマップの作成や学習成果、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改定等の準備を進めた。

保育者養成に関する評価についても、就職先からの評価に加えて、令和 4(2022)年度から卒業生へのアンケートを開始した。

なお、本学では、1 年次から、高等教育、専門教育に必要な基礎知識や教養を身につける「幼児教育基礎演習」や少人数制の「課題研究」など独自の講座を開設し、卒業必修科目としている。このことを通じて、保育者としての専門的知識の定着と研究意欲の向上を目指す教育を、入学直後から卒業まで途切れることなく実施している。これらが、保育を実践的に学ぶ姿勢を正し、深める効果を高めてきた本学の特色となる独自科目である。また、保育研究発表会、音楽研究発表会、身体表現・ダンス公開型授業発表会などに代表されるアクティブ・ラーニングによる学習の場は、学生の主体的な取り組みを通じて、実践的な保育の力を育て、専門知識への探究心を高めるとともに、その学習成果を学内外に公開し、確認する機会となっている。

こうした本学の大きな特徴は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、オンラインでの実施、または実施形態の大きな変化等の形をとらざるを得ず、実践的教育成果を目指し模索が続いた。しかし、オンラインでの授業、各発表会などこれまでにない手法を使った成果発表にも、個々の学生の挑戦する意欲や新たな世界へ踏み出す姿勢が垣間見えた。コロナ禍が収束した後にもこうした経験を糧により教育成果を上げるための工夫を続けていく。

【テーマ 基準 I-C 内部質保証】

＜根拠資料＞

- 提出資料**
1. 2022 年度学生便覧（2022 年度入学生用）p. 12
 2. 東京成徳短期大学教育研究改善（自己点検・評価）委員会規程
 3. 東京成徳短期大学学則
 4. 令和 3 年度自己点検・評価報告書
 5. ウェブサイト「2022 年度 東京成徳短期大学・東京成徳大学学修調査報告書（行動・成果調査）」
 6. ウェブサイト「授業評価アンケート」
 7. ウェブサイト「大学からのお知らせ」

- 備付資料**
1. 令和 4 年度教育研究改善(自己点検・評価)委員会議事録

2. 2022 年度自己点検・評価資料作成要領
3. 2022 年度東京成徳大学・東京成徳短期大学高等学校教員対象説明会のご案内
4. 東京成徳大学・東京成徳短期大学と東京成徳大学高校・東京成徳大学 深谷高校との高大連携協議会に関する協定書
5. 授業構成及び結果の評価票（改訂版）
6. 東京成徳短期大学アセスメント・ポリシー
7. 東京成徳短期大学 アセスメント・ポリシー（改定案）
8. 学生と教員による授業座談会報告
9. 2022 年度全学 SD・FD 研修会案内（第 1 回～第 4 回）

【区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、平成 18（2006）年度から学長を委員長とする教育研究改善（自己点検・評価）委員会を組織している。現在の構成員は、学長・科長・科主任・図書館長・教務委員長・学生部長・事務局長・総務課長・教務課長・学修支援課長・ALO であり、教員と事務職員とが協力して自己点検・評価活動を行う構造が確立している（提出-1、2）。また、学則第 4 条に「本学は、その教育水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」「本学は、前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする」と定めている（提出-3）。

活動詳細は教育研究改善（自己点検・評価）委員会規程に定め、規程に基づき、毎年前期および後期に教育研究改善（自己点検・評価）委員会を開催して、自己点検・評価に関する諸事項を審議している（備付-1）。

自己点検・評価は、短期大学評価基準に則り毎年度実施して、その結果を報告書としてまとめ学内外に公表している。自己点検・評価報告書は、学長・専任教員及び事務局長・事務局各課に配布し教授会で報告をするとともに、図書館内の本学資料アーカイブスに保管し、常時閲覧し自己点検・評価の作業にあたり参照できるようにしている。また、その内容は、本学の HP において公表されている（提出-4）。

学内では全教職員が関与して自己点検・評価を行いその報告書を作成する活動を通して、

本学の現状、課題、改善計画が共有されている。報告書の作成・執筆には専任教員と事務局の管理職が分担してあっており、根拠資料の収集・整理等に際しては全教職員が協力して作業にあたっている(備付-2)。

高等学校等の関係者の意見聴取の場としては、まず、原則として毎年行われている東京成徳大学・東京成徳短期大学高等学校教員対象説明会がある。令和 3 (2021) 年度は実施を計画していたところ新型コロナウイルス感染が拡大し、東京都が蔓延防止等重点措置区域となったことを受け急遽中止となったが、令和 4 (2022) 年度は対面実施が再開された(備付-3)。また、本学園内の大学・短期大学・中学校・高等学校等の管理職が合同で開催する部門合同会議の後に開催される大学・短期大学と高等学校との高大連携協議会においても、互いに意見聴取を行っている(備付-4)。

自己点検・評価の結果を活用して、改善・改革を進めることに関しては、教職員各々の教育研究活動や分掌等の業務において行われている。

〔区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

東京成徳短期大学としての学習成果及び幼児教育科としての学習成果に関しては、実質的な内容としては概ね合意が形成されながらも明文化されずにきたが、平成 29 (2017) 年に学務部内に「学修成果の査定と学修実態調査」の担当を設け、学習成果の明文化と査定のあり方の検討を開始した。令和元 (2019) 年には企画・IR 室と連携し、全学的な学修調査を実施するとともに、学習成果の明文化を行い、シラバスとともに各科目の到達目標とその測定方法及び測定結果を明確にする「授業構成及び結果の評価票」に関して学習成果との整合性を高めるべく改定し(備付-5)、「東京成徳短期大学アセスメント・ポリシー」も制定した(備付-6)。

以来、担当教員が責任をもって学習成果に基づいてアセスメント・ポリシーに基づく成績評価を行う中で、科目間、教員間の成績評価基準の平準化のため設けられている本学としての共通ガイドラインの適性性に関しては教育の質を保証すべく繰り返し活発な議論が行われてきた。アセスメント・ポリシーは、令和 4 (2022) 年には共通ガイドラインを見直して表現を整理し、令和 5 (2023) 年度から運用する形で改定された(備付-7)。

また、具体的な査定の手法の選択は各教員に委ねられているが、シラバスにおいて公開されており、教務委員会の教員がすべてのシラバスを確認し必要に応じて修正を求めている。また、教務課が全教科に関するデータを保管し、その内容を把握している。

なお、授業ごとの成績評価はシラバスの通りに各教員が責任をもって行っているが、上述の通り、科目間、教員間の成績評価基準の平準化のため、本学としての共通ガイドラインを設けており、この共通ガイドラインは来年度から改定される（備付-7）。

短期大学全体として学習成果を査定する手法は複数ある。まず、東京成徳大学と共に学修調査を実施し、その結果は報告書にまとめてウェブサイトにも公開している（提出-5）。また、すべての授業に関して学生による授業アンケートを実施し、学生の自己評価によって学びの成果を集計する手法を用いてアセスメントの可視化を行っている。また、その結果の考察と授業改善計画を全教員が提出して報告書とし、ウェブサイト公開し共有している（提出-6）。加えて、学生と教員との授業座談会を行い、その内容を教授会で報告するとともに、「授業の手引き」に掲載し非常勤教員に対しても情報の周知を行っている（備付-8）。

令和4(2022)年度はキャンパス全体で令和5(2023)年度からの運用を準備している新教学システムにおいて、より明示的で学生・教員が理解を共有できる学修ポートフォリオ形式での学習成果の査定と点検を可能とすべく、具体的な準備を行った（備付-7）。このように、査定の手法を定期的に点検し、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルが成立している。

また、キャンパス全体の教職員が合同で教育の向上・充実のために学び合うSD・FD研修会が開催されており、令和4(2022)年度には計4回のSD・FD研修会が実施された。その概要はウェブサイト公開されている（提出-7、備付-9）。

このように、PDCAサイクルに関する理解は全学的に広がり浸透しており、様々な場面でPDCAサイクルに則った活動が恒常的に進められている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正などに関しては、事務局担当課が学則等諸規程の改正案を作成し、教授会等での学内の教職員への情報発信と情報共有に努め、学園を挙げてつねに法令遵守の精神で学校運営にあたっている。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

本学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させている。また、理事長（学長を兼務）自らが自己点検評価委員会の委員長として自己点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALOの任務を支援し、その体制を構築している。

自己点検・評価活動に際しては、具体的活動を行っている当事者が責任者となり、学習成果を焦点とし、根拠に基づき誠実、公正、客観的に行い、学内全体の対話を通じて改善方法を考え出すよう意識している。

教育の質を保証するための査定には、計画、実行、検証、改善というPDCAサイクルを継続的に用いている。

このように、内部質保証のためのシステムは確立していると考えるが、より高い成果を目指す上では課題となる点を幾つか挙げるができる。

自己点検は毎年実施しており、報告書を作成しウェブサイトでの一般への公表も行って

いるが、公表結果に対するコメントの聴取が一つの課題である。7 年ごとの認証評価はその機会として非常に有益であり、令和 3（2021）年度には認証評価を受けたことによるピアレビューを通して多くの示唆を得ることができた。

教育の質保証については、前述したように、キャンパス全体で令和 5（2023）年度から運用される新教学システムに向けて準備が完了したところであり、運用開始後の PDCA サイクルの活用が必須である。

成績評価については、前述したように、本学のアセスメント・ポリシーにおいて、科目間、教員間の成績評価基準の平準化のため設けられている本学としての共通ガイドラインに関して討議の結果一定の合意に至り、2023 年度からの改定が決まった。今後も引き続き点検をし、主体的な改善を重ねていきたい。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

学修ポートフォリオを学生・教員が共有できる新教学システムがキャンパス全体で令和 5（2023）年度から運用される。令和 4（2022）年度はその準備を進め、学習成果を焦点とする査定の可視化に向けて大きな前進が見られた。

また、本学では、総合学園に所属する強みを生かし、学園内に併設する高等学校 2 校の教員との高大連携協議会を開催することにより、高等学校等の関係者からの忌憚のない意見を聴取する機会を持っている。受験を前提とした一般的な高校教員を対象とする説明会で得られる情報と、こうした内部ならではの意見とを有機的に活用し、自己点検・評価活動を推進している。

また、同一キャンパスに、四年制の東京成徳大学（子ども学部、経営学部、応用心理学部、人文学部、国際学部）が設置されており、四年制大学としての教育・研究のあり方と短期大学としてのあり方の双方の良さを融合した形で、内部質保証や自己点検・評価活動が運用されていることも特記すべき事柄である。特に合同で行っている「学修調査（行動・成果調査）」については、大学の結果と比較することによって、短期大学の学修の特質がより明確になり、考察を深めることができている。この環境を活かし、本学の良さを自覚し、更なる質の向上に繋げていきたい。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

自己点検評価にあたり、教育研究改善（自己点検評価）委員会の主導のもと、毎年、計画的実行性のある PDCA サイクルに基づくロードマップを作成し、幼児教育科専任教員全員で取り組み、評価・改善計画を提示して取り組み、全教員が積極的に責任をもって自己点検評価に参加しているという本学の強みは引き続き維持されている。

教育の効果の査定方法として、部分的な効果にとどまった「授業構成及び結果の評価票」から新教学システムにおける学修ポートフォリオ形式での学習成果の査定と点検にむけて舵を切り、令和 4（2022）年度にはそのための様々な準備を積極的に進めた。

各種のアンケート調査や学生との座談会、SD・FD 研修会など、本学の様々な活動の中にすでに存在している、建学の精神と教育の効果を検討し内部質保証に向かうための多くの材料を有機的・総合的に活用していく手法の検討に関しては、今年度はそこまでは至らなかったが、次年度以降、新教学システムの運用を開始しその機能を理解していくことが、手法の検討につながっていくと考える。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

全教員が積極的に責任をもって自己点検評価に参加する取り組み姿勢は維持していききたい。

教育の効果の査定方法として、これまでは主に、平成 25 (2013) 年に策定し令和 2 (2020) 年度に改定した「授業構成及び結果の評価票」を用いてきたが、より負担が少なく理解が得られやすい手法を検討していたところ、令和 5 (2023) 年度から、新しい教学システムを運用することが決まった。

新教学システムにおいては、より明示的で学生・教員が理解を共有できる学修ポートフォリオ形式での学習成果の査定と点検が可能であり、その実現に向けて考え得る限りの準備を行ったのが令和 4 (2022) 年度である。

今後は、新教学システムを運用する中で、その機能をよく研究し、十分に活用し、学習成果の査定や可視化が効果的に行われるための精査に取り組んでいきたい。そのことが、建学の精神と教育の効果を検討し内部質保証に向かうために、未だ活用しきれていない多くの学内の材料を有機的・総合的に活用していくために必要なステップであると考ええる。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

- 提出資料**
- 2022 年度学生便覧（2022 年度入学生用）
 - 2022 年度大学案内
 - 「短期大学の教育方針」ウェブサイト
[https://www.tsu.ac.jp/guide/information/tabid/348/Default.aspx#:~: text=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E6%88%90%E5%BE%B3%E7%9F%AD%E6%9C%9F%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%81%AF,%E5%85%A5%E5%AD%A6%E8%80%85%E3%82%92%E5%8F%97%E3%81%91%E5%85%A5%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82](https://www.tsu.ac.jp/guide/information/tabid/348/Default.aspx#:~:text=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E6%88%90%E5%BE%B3%E7%9F%AD%E6%9C%9F%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%81%AF,%E5%85%A5%E5%AD%A6%E8%80%85%E3%82%92%E5%8F%97%E3%81%91%E5%85%A5%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82)
 - 「シラバス」（2022 年度）ウェブサイト https://www2.tsu-web.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx
 - 2022 年度学生募集要項

提出資料-規程集

91. 東京成徳大学・東京成徳短期大学 基礎・教養教育センター規程

- 備付資料**
- 授業構成及び結果の評価票
 - 授業構成及び結果の評価票等の作成要領
 - 2022 年度新入生オリエンテーション実施要領（短期大学）
 - 東京成徳短期大学 アセスメント・ポリシー
 - 授業アンケートより良い授業を目指して—アンケート用紙
https://www.tsu.ac.jp/media/ir_jyugyouT_2022.pdf
 - 学生による授業評価アンケートの結果と授業改善
https://www.tsu.ac.jp/media/ir_jyugyouT_2022.pdf
 - ウェブサイト 「履修モデル」
https://www.tsu.ac.jp/media/2022_09-03-09.pdf
 - 「幼児教育基礎演習」資料（幼児教育の学修の意義と構造）
 - ウェブサイト 「教育研究業績目録」
<https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/gyouseki-jr/>
 - ウェブサイト 「2022 年度 東京成徳短期大学・東京成徳大学学修調査（行動・成果調査）報告書」
https://www.tsu.ac.jp/media/ir_gakusyu_chosa_2022.pdf
 - ウェブサイト 「2021 年度 GPA 分布データ（幼児教育科）」
https://www.tsu.ac.jp/media/2023_05-01-19.pdf
 - 2022 年度科会資料「単位取得率、学位取得率、両免許・資格の取得率」
 - 2022 年度教授会資料「大学編入学率、就職率、実習終了報告」
 - 2022 年度本学卒業生についてのアンケート集計結果報告

https://www.tsu.ac.jp/media/ir_sotugyosei_2022.pdf

15. 履修カルテ①・②

16. 採用発送先一覧

17. 進路決定率・就職率ウェブサイト

<https://www.tsu.ac.jp/career/data/>

18. 教職課程 自己点検ウェブサイト

https://www.tsu.ac.jp/media/kyoshokutenken_y.pdf

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

幼児教育科の卒業認定・学位授与の方針は、「シラバス」「学生便覧」及び「授業構成及び結果の評価票」によって管理し、それぞれの科目の学習成果の到達目標を明示している（提出-1、4）（備付-1）。

幼児教育科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件については「学生便覧」に明確に示し（提出-1）、ホームページ上でも公表している。学位授与の方針については学校教育法の定めに則り、教育課程は、免許・資格認定のための法律や認定団体によって定められた諸基準等の条件に適ったものとなっており、社会的にも十分に通用性があるといえる。

平成 25（2013）年度から、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示された学生に身につけさせたい知識・技能・能力について検証することを意図した「授業構成及び結果の評価票等の作成要領」を導入した（備付-1、2）。これにより、各科目が学位授与の方針とどのような関連性を持って構成されているかを検証し、それをもとに教育課程を体系的に編成するマネジメントサイクルの方向性が示された。

平成 29（2017）年度から「授業構成及び結果の評価票」をもとに、カリキュラム検討プロジェクトが中心となり、幼稚園教諭養成施設、国家資格保育士養成施設の再課程認定に向けたカリキュラムの見直しに着手し、平成 30（2018）年度に新たなカリキュラムによる再課程認定を受けた。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

幼児教育科の教育課程については、幼児教育科の目的と卒業認定・学位授与の方針に対応している。また、教育課程については、短期大学設置基準に則り、「学生便覧」に明示しているように体系的に編成している（提出-1）。また、今年 2022 年度より教職課程についての自己点検を行い、その結果をホームページで公開している。（備付-18）さらに、幼児教育科では、現在、取得可能な単位数の上限を定め、過剰な単位取得を抑えながら幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得が可能なように単位の実質化を図り、短期大学卒業のための単位数、卒業と幼稚園教諭二種免許状取得のための単位数、卒業と保育士資格取得のための単位数、卒業と幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得のための単位数を明示し、学生便覧及びホームページに示している（提出-1）（備付-7）。

幼児教育科の成績評価は、短期大学設置基準等に則り、学習成果の獲得を各教科の成績評価の基準（試験及び課題提出物等）によって判定している（提出-1）。なお、シラバスには学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等の必要項目を明示している（提出-4）。

幼児教育科の教員は、短期大学設置基準の教員の資格に則り適切に配置している。専任教員の経歴・業績はホームページで公開し、毎年更新している（備付-9）。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教養教育については、2019 年度のカリキュラム改定において、卒業選択必修科目を教養科目にあたる科目(社会科学・情報科学・健康身体運動科学・行動科学・外国語・芸術に関する 8 科目)とし、全学生がその中から 10 単位以上を修得し卒業することを定めた(提出-1)。卒業選択必修科目は履修モデルにおいては「個々の学生の得意な分野を伸ばし、魅力のある保育者を育てる」科目という位置づけがなされ(備付-7)、この改定と位置づけによって、教養教育の実施体制が確立し、教養教育と専門教育との関連も明確になった。

教養教育と専門教育との関連について本学の学生に明確に説明し理解を深める最初の機会が入学時のオリエンテーションである。新入生全体オリエンテーション及び学年別オリエンテーションにおいて、事務局教務課より単位修得についての説明が、また教務委員長および教務委員よりカリキュラム等の説明がなされている。(備付-3)

また、本学のカリキュラムにおける教養教育と専門教育との関連を含めたカリキュラム構造については、1 年次前期に履修する幼児教育基礎演習の初回の授業で「幼児教育の学修の意義と構造」として具体的に解説されている(備付-8)。

教養教育の効果測定・評価については、教養科目にあたる卒業選択必修科目を含めた全科目において、東京成徳短期大学アセスメント・ポリシーに則り、各科目の担当教員によって適正に行われている(備付-4)。

また、本学では開講されている全科目に関して学生による授業アンケートを実施している。授業アンケートの問 4 では、学生がその授業で向上・修得できたと思われるものを選択・回答させている(備付-5)。このように授業アンケートの結果を精査することによって教養教育科目に関する教育効果の測定が可能となっており、授業評価アンケートの結果をもとに、授業担当者は毎年、個々の授業に関する改善事項等を提案している。その内容は電子データにして教職員間で共有している(備付-6)。

加えて、東京成徳大学及び本短期大学の共通組織として基礎・教養教育センターを置き、大学と短期大学の基礎・教養教育の円滑な実施と質の保証を確保するため協議しているところである。(提出資料-規程集 91)

以上の工夫により本学では、教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでおり、本学の教育課程は、短期大学設置基準に則り、幅広く深い教養を培うよう編成されているといえる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の教育課程は、短期大学設置基準に則り、必要な授業科目を開設して、体系的に教育課程を編成するものとなっている。教養教育にあたる卒業選択必修科目は履修モデルにおいて「個々の学生の得意な分野を伸ばし、魅力のある保育者を育てる」科目と位置づけられており、「豊かな人間性と社会性を育てる」と位置付けられている卒業必修科目、「保育の実践力と即応力を育てる・確かな専門的知識と研究意欲を育てる(資質の高い専門家を養成するカリキュラム)」と位置付けられている選択科目とともに、教養教育と専門教育との実施体制が明確である(備付-7)。

また、教養教育と専門教育との関連については、保育士資格取得要件においては、保育士資格教養科目と、専門科目としての保育士資格必修科目および保育士資格選択必修科目との区分が、教育職員免許状取得要件においては「免許状施行規則第66条の6に定める科目」が、いずれも学生便覧に掲載され、学生に示されている(提出-1)。

また、本学では、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するものとして、2年間で、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格・認定ベビーシッター資格・幼児体育指導者検定2級・准学校心理士資格・社会福祉主事任用資格が取得できるよう設定されている(提出-1)。

職業教育の効果測定・評価については、資格・免許状取得に関わる全科目において、東京成徳短期大学アセスメント・ポリシーに則り、各科目の担当教員が適正に行っている(備付-4、提出-1)。それとともに、総合的には2年次後期に行われる教職実践演習において、社会に出るにあたって個々の学生の課題と思われる事項を重点的に強化する内容の授業を実施している。具体的には、個々の学生の幼児教育に従事する者としての学修の達成度について、履修カルテ(備付-15)を用いて学生自身が二度にわたって求められる資質と照合した自己課題の明確化およびその克服の状況を評価したうえで、最終的には複数の教員が評価している。

また、教職実践演習を含めた全ての授業について、学生に対して各授業のアンケートを実施して効果測定を行っているが、そのアンケートの設問4において、学生がその授業で修得・向上できたと思われるものを選択しているため、各科目のアンケート結果を精査することによって、特に職業教育の効果に関しても測定が可能となっている(備付-5)。さらに、各教員からアンケートに関する分析と改善事項等の提案を得てその内容を教職員間で共有している(備付-6)。

以上の工夫により、本学では、職業教育の効果を経営的に測定・評価し、改善に取り組んでおり、本学の教育課程は、短期大学設置基準に則り、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施しているといえる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示してい

- る。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
 - (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
 - (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
 - (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
 - (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
 - (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5 の現状＞

入学者の選考においては、入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を作成し、学生募集要項、学生便覧、ホームページ等に明示している(提出-1、3、5)。アドミッション・ポリシーは教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)や、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と連携している(提出-1)。学生募集要項にアドミッション・ポリシーを明示することで、入学者受入れの方針を明確に示している。具体的にはアドミッション・ポリシーとして、「求める学生像」「入学までに身につけておいてほしいこと」「入学者選抜方針」について示しており、一層具体的に入学者受け入れの方針をとらえることができるようになっている。そのことにより、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

入学者の選抜方法は、入学者受け入れ方針に対応し、多様な入試種別及び選考方法を実施し、本学が求める資質・能力を多面的総合的に評価している。総合型選抜では、作文・面接・書類審査を行い、学力の3要素に対応した評価の観点による選抜、並びに保育者としての適性を重視した選抜を実施している。学校推薦型選抜では、高等学校長から推薦を受け、受験者の保育に対する適性を確認した上で、作文・面接・書類審査を課している。一般選抜では、高等学校等で身に着けた学力を測定することを重視して、入学後に保育を学ぶための基礎的な学習力を持つ受験者を受け入れている。(提出-5)

授業料、その他入学に必要な経費などは大学案内・学生募集要項等において明示している(提出-2、5)。

学生の募集から選抜までの実質的な業務を遂行する入試広報課を置き、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。2022年度は高等学校教員対象説明会を毎年5月に開催し、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を含めて、学科の教育方針・教育内容、キャリア支援体制・進路状況、入試の変更点等の説明や個別相談を行い、これらを通じた意見交換の時間も設けている。

さらに、入試広報課職員や教員が毎年5月～定期的に高等学校を訪問しており、高等学校側よりさらに具体的な意見を聴取し点検をしている。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

短期大学としての学習成果及び幼児教育科としての学習成果は公式 HP 及び学生便覧の6・7頁に「三つのポリシー・学習成果」として明記され公開されている(提出-1、3)。以下にその内容を記す。

【東京成徳短期大学 学習成果】

成徳の精神を持ったグローバル人材をめざし、高く広い教養を身につけ、学芸・技能の専門教育を通して「徳を成す」人間としての人格を形成し、有為な職業人として社会に貢献できる。

【幼児教育科 学習成果】

- ① 本学の教育を通して、保育者として必要な基礎的知識と教養、専門的知識と技能、研究する力を習得している。
- ② 本学の教育及び行事を通して、保育や子どもに関わる企画力、指導力、課題発見能力などの実践力や即応力を習得している。
- ③ 本学の教育及び行事を通して、社会人、保育者として求められるコミュニケーション能力と責任感、倫理観、自己研鑽能力を習得している。
- ④ 本学の教育を通して、リテラシー、論理的思考力、協同的課題解決能力を習得している。
- ⑤ 本学での学生生活を通して、自己理解を深めながら主体的に学習を進め、ふさわしい進路選択をすることができる。

本学としてはこの内容は十分に具体性のあるものだと考える。

現在、幼児教育科単科で設置されている本学の場合、東京成徳短期大学の学習成果は大綱的な意味合いを持ち、幼児教育科の学習成果において具体的な内容を示す構造になっている。

まず、シラバスにおいて、各科目を通して獲得される学習成果としての具体的な到達目標を明示している(提出-4)。

これまでは「授業構成及び結果の評価票」とシラバスを基に、科目ごとに学習成果の質的・量的な測定を行うための授業の目的、到達目標などを定め、学習成果は一定期間内で獲得可能であることの検証を目指してきたが、今年度は新共学システムの導入に伴いディプロマ・ポリシーや学習成果等について見直し、改定をしたために「授業構成及び結果の評価票」を一旦停止し見直しを図っている(提出-4)(備付-1)。

学習成果については、大部分の学生が二年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を取得し卒業後は保育職として社会に貢献していることから、本学及び本学幼児教育科の学習成果は在学期間にあたる二年間という一定期間で獲得可能であるといえる。

本学ではすべての授業に関して学生による授業アンケートを実施しており、アンケートの問4において、本学及び幼児教育科の学習成果に係る内容で、学生がその授業で修得・向上できたと思われるものを選択・回答している（備付-5）。つまり、授業アンケートの結果を精査することによって学習成果の測定が可能となっている。その結果の考察と授業改善計画を全教員が提出して報告書とし、ホームページに公表し共有することによって学習成果を相互に確認している（備付-6）。また、卒業生アンケートにおいても学習の成果が十分認められていることが分かる。（備付-14）

以上の工夫により、本短期大学及び本学幼児教育科の学習成果は明確であるといえる。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

幼児教育科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに則り、建学の精神・教育理念に即した学生の養成を基本として、資質の高い幼稚園教諭及び保育士の育成を行えるよう編成されている。

単位取得率、学位取得率、両免許・資格の取得率等については毎年度末の科会および教授会において示され、学習成果の達成状況が確認されている。全員に近い学生に関して両免許・資格および学位の取得が認められる（備付-12、13）。学習成果の達成を支援するための有効な GPA 活用法に関しては、学期末に教員が学生の累積 GPA 順位リストを科内閲覧することにより、学習成果の状況を把握している。さらに教授会で卒業判定および進級判定を審議する際、学生個々の累積 GPA および累積 GPA 順位について確認している（備付-13）。

GPA は、褒賞制度の対象となる学生を検討する際の参考として、また、就職採用試験において就職先から推薦書を求められた際に推薦基準として用いている。さらに、令和元（2019）年度に成績不振者の状態を改善する仕組みとして、幼児教育科履修規程に「特別アドバイス制度」及び「学業経過観察制度」を定めた。その基準として半期終了時の GPA が 1.0 未満の者を対象とすることとした。このように教員が GPA を把握して学生指導に役立てるなど多面的に活用している（提出-1）（備付-12、13）。

「学生による授業評価アンケート」では、当該科目で修得・向上した知識や能力について学生に回答を求めており、科目担当者は科目単位で学生の学習成果について、学生による評価内容を把握し、学習成果と授業法・授業構成要素の評価との関係から、教育改善の方向を見通す根拠資料としている（備付-6）。

免許・資格取得に必要な幼稚園・保育所・施設等への実習参加状況や参加結果報告については、科会、教授会で報告がなされている（備付-12、13）。多くの学生が幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園等に就職する現状に鑑み、毎年、卒業生の就職先である民間の幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園・児童福祉施設等を対象とした就職先へのアンケートを実施している。結果は科会、教授会で報告され、就職先の卒業生に対する評価及び在学中に身に付けてほしいこと等を教職員で把握している（備付-14、16）。

大学編入学率、卒業率、就職率については、その都度、教授会において報告され、教職員で把握している（備付-13）。

三つのポリシーに示される水準の達成及び恒常的に教育改善を実施することを目的として、平成 31（2019）年 4 月「東京成徳短期大学 アセスメント・ポリシー」を定め、各指標により学修成果が測定・評価されていることをより明確にした。また、このポリシーに従い科目ごとの評価結果の分布並びに GP 平均値を学生に開示し、GPA 分布をホームページで公表することで、学生が自分の成績がどの程度の位置にあるのか把握できるようにしている。（備付-11）

また、令和元（2019）年度から教育研究改善委員会により全学生を対象とした「学修調査（行動・成果調査）」が実施され、その結果はホームページで公表されている。この調査は、本学の教育や学生支援の質保証の観点から自己点検・評価の一環として実施しているものである。（備付-10）

幼児教育科の目的と履修単位表の関連性をどのようにとらえるべきか、両者を繋ぐ教育課程レベルの学習成果を明確にするために、「授業構成及び結果の評価票」を導入して、学科の目的と科目間の構造を検討し、カリキュラムマップの機能を持たせてきた。「授業構成及び結果の評価票」は、本学および幼児教育科の学習成果が明文化されたことに伴い、各科目が学習成果及びディプロマ・ポリシーとどのように対応しているかが明確になるようになっている（備付-1）。

学習成果の量的・質的データについては、免許・資格免許取得率、進路決定率、就職率など各種統計をホームページにて公表している（備付-17）。個々の学生の GPA については、学生自身だけでなく、教員も学内の Web システムで確認できるシステムを導入している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学では、その年の 3 月に卒業した学生が勤務している保育・教育・施設機関の長に宛てて、7 月に「本学卒業生についてのアンケート」を送付している。令和 4（2022）年度に実施した、令和 3（2021）年度卒業生に関する就職先アンケートの送付数は 153 件、回答園数は 113 園で、回収率は 73.8%であった。聴取した本学卒業生についてのアンケート結

果については、科会、教授会等で報告され、学習成果の点検として各専任教員に周知されている(備付-14)。

加えて、学生の実習訪問指導に際し、実習生(在学学生)の指導だけでなく、卒業生の動向についても話題にし、可能な限り、進路先からの評価を聴取することを心がけている。また、例年は、学生の就職・実習先の幼稚園、保育所等に向けても参加を呼びかけ、幼児教育科専任教員が中心となり「保育研修会」を実施している。この「保育研修会」においても現場の教職員との意見交換を行って、本学の卒業生に関する評価の聴取に努め、その成果を報告し共有しているが、今年度はコロナ禍によりオンライン開催となったため、一部実施にとどまった。

さらに、令和元(2019)年度は、四年制大学・子ども学部とも協力して、実習・就職等で学生・卒業生がお世話になっている幼稚園・保育所・認定こども園・児童養護施設等の園長・施設長・教職員を本学に招き、本学の教育内容の説明を行うとともに、園からの質問・要望等を聞き取ったが、2020年以降はコロナ禍の影響により実施を見送っている。

本学におけるこれらのアクションのほかにも、例年は民間の保育・教育・施設機関が地区ごとに結成している連合会や協議会等がそれぞれ保育者養成校との懇談会を開催しており、今年度はコロナ禍により対面の会合以外にもオンラインによるものもあったが、本学幼児教育科の就職担当教職員はそうした会合に、案内のあったものはできる限り参加している。

一般企業に就職した卒業生に関しては、科会や教授会において報告し、一人一人の就職先を短期大学全体に周知している(備付-12)。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育の効果、学習の成果を具体的に実現するシステムとして教育課程がある。ここでの教育には明確な目的としての「建学の精神」そして「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」が骨組みとしてあり、それらを軸に教養教育、専門教育、そして職業教育などが展開されていく。

本学では平成29(2017)年度に教育要領の改訂に伴う教職課程再課程認定があり、平成30(2018)年度は様々な科目の再配置を行った。また、同様に保育士養成カリキュラム改定に伴う科目の見直しも行われ、教育課程全体の再点検を行うこととなった。令和元(2019)年度は新設再設置した科目の1年目には、多くの科目が見直された新しい内容で授業が行われた。同時にその成果としての幼稚園教諭免許状、国家資格である保育士資格の取得も、本学が短期大学教育課程の中で達成しなければならない課題である。令和2(2020)年度、それら双方を視野に入れた新たな取り組みが求められ、幼稚園教諭、保育士養成の再課程認定に基づいた教育課程の展開、PDCAサイクルを実行された。

令和3(2021)年度は、さらなる充実のために、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、学習成果等についての見直しを図った。PDCAサイクルの根拠としてきた「授業構成及び結果の評価票」については、2023年度より運用される新共学システムの開始を見据え停止して、新たな形を目指すこととした。令和4(2022)は、ディプロマ・ポリシーやアセスメント・ポリシーを改定し、より現代的な視点から到達目標を設定できるように

した。さらに、成績評価に関しては、より評価基準の標準化を図り、カリキュラム・マップ(カリキュラム・ツリー)を教員間で確認することで、新教育課程の定着を促進させた。また、学則に1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とすることについて明示したことで、単位の計算方法の改善を図り、より教育課程の向上・充実を図った。

今後は2023年度より運用される新システムの内容とも連動して、それぞれの授業が、建学の精神、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対して、どのようなアプローチをかけたか、評価し、その結果を可視化できるような評価の在り方を検討する必要がある。

短期大学2年間の学修行動・学習成果についても制度化し経年的に調査してきた。また従来から実施している授業アンケートにおいても、学生自身の学習成果評価を行い、そこから授業改善の方向性を読み取り、教員それぞれが授業改善のPDCAサイクルを進められている。これらの結果や成果を生かすことで教育の効果が高まることが期待される。

次年度への課題としては、教育内容の充実を図る中で様々な制度の実効性を高めること、また教育効果測定の整合性、測定の精度をいかに高めていくかである。次年度は、新システム運用によりこれまでの教育効果測定以上に客観性をもった結果を得ることも期待される。「授業構成および結果の評価票」は一旦役目を終え、新しいシステムにおける評価が学習成果に繋がり連動されていくように新システムの運用状況を検証しその成果を確認していきたい。授業アンケートの学習成果と授業改善の関係性を焦点化した改訂、CAP制の規定化や、学生卒業後の就職先アンケートなど、様々な評価システム活用して、教育課程の実効性の確認をしていくことも必要だと考える。

高等教育の無償化施策に伴う教育システムの構造化、厳格化も必要となり、短期大学教育システムとの整合制を取りながら今後も教育改善を進めていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

本学は幼児教育科単科であり、幼児教育科として多様な切り口から学習成果を点検する機会を設けている。「保育研究発表会」、「音楽研究発表会」、「身体表現・ダンス公開型授業発表会 ALIVE」、幼児教育研究誌「桐の花」の発行などは、学習成果を教員が評価するだけでなく、学生自身も達成感とともにその成果を自覚できる取り組みとなっている。昨年度は新型コロナ感染拡大が収束に向かう中で、学生がホールに集まって開催される「保育研究発表会」、「音楽研究発表会」、「身体表現・ダンス公開型授業発表会 ALIVE」が一部再開され、オンライン上では実現できなかった人と人の交流から学習の成果が認められ、学びへの意欲を強く感じる事ができた。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料 1. 2022年度学生便覧(2022年度入学生用)

2. 授業の手引き（2022 年度改訂版）
3. シラバス（2022 年度）電子データ（USB）

提出資料-規程集

32. 学校法人東京成徳学園個人情報保護規程
41. 学校法人東京成徳学園給付型奨学金規程
57. 東京成徳短期大学奨学金規程
77. 東京成徳短期大学ハラスメント防止等に関する規程
84. 東京成徳大学・東京成徳短期大学十条台キャンパス学生相談室内規
89. 東京成徳大学・東京成徳短期大学学生の懲戒規程
99. 東京成徳大学・東京成徳短期大学キャンパス学生委員会規程
108. 東京成徳大学・東京成徳短期大学十条台キャンパスハラスメント相談等処理細則

備付資料

1. 授業構成及び結果の評価票/記入方法
2. 2022 年度東京成徳短期大学・東京成徳大学学習調査（行動・成果調査）報告書
3. 学生による授業評価アンケート結果と授業改善
4. 前期 1 年生オリエンテーション資料「カリキュラムと履修計画 1 年生編」
5. 幼児教育科非常勤講師連絡会の開催について（ご案内）
- 6-①. 2022 年度シラバスの作成について（依頼文）
- 6-②. 2022 年度シラバス執筆要項
- 6-③. 教員用_Web シラバスシステム操作手順書（成徳）2019 版 完成版
- 6-④. シラバスチェック報告書
- 7-①. 教員用 WEB サービス ログイン画面
- 7-②. 教員用 WEB サービス メインメニュー画面（専任教員）
- 7-③. 教員用 WEB サービス メインメニュー画面（非常勤教員）
- 7-④. 教員用 WEB サービス運用方法一覧
8. 図書館の使い方と蔵書の調べ方
9. Teams の利用（PC 編）
10. Teams の利用（スマホ／タブレット編）
11. 新入生オリエンテーション配布物一覧
12. 入学前に思い出そう・準備しておこう（2022 年度新入生用）
13. 出講日・オフィスアワー一覧
14. 学生相談室利用状況集計表
15. 保健室利用状況集計表
16. 2022 年度幼児教育基礎演習スケジュール
17. 食堂・カフェテリア・飲食スペース（写真）
18. 日本学生支援機構奨学金（在学採用）の申し込みを希望する方へお願い
19. 健康診断実施のお知らせ
20. 健康診断結果報告
21. 学生生活アンケート結果（2022 年度）

22. 東京成徳短期大学障がいのある学生支援に関する基本方針
23. 幼児教育科係分担表
24. 東京成徳短期大学学務分掌
25. 全学組織全学・十条台キャンパス委員会構成員一覧
26. 東京成徳大学・東京成徳短期大学就職支援センター会議議事録
27. 就職支援行事年間スケジュール
28. 公務員試験対策講座（講座の説明）
29. 幼児教育科進路決定者の進路状況
30. 2022 年度本学卒業生についてのアンケート集計結果報告
31. 2022 年度グローバル教育センター活動実績

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員・事務職員は、協力して学科の学習成果の獲得に向けて取り組み、責任を果たしている。

教員は、学位授与の方針、学科の目的・科目の目的（提出-1）、及びシラバス（提出-3）に示した成績評価基準により、担当する科目に関する学習成果の獲得状況を評価し、学科の学習成果の獲得に向けてその責任を果たしている。

学習成果の評定方法についてはシラバス（提出-3）に明示するとともに、GPAの適正な分布に基づいて厳正な評価を実施することで、学習成果の獲得状況を適切に把握し、学習行動や学習成果については、大学と同様に学生へのアンケート調査を実施し、その現状と課題について把握できるようにしている（備付-2）。

また教員は、学生による前期末・後期末それぞれに実施する「授業アンケート」（備付-3）の結果に基づく授業改善に向けて考察を提出することにより、次年度に向けた授業改善を見通している。令和4（2022）年度は、学生の代表者（各クラスのクラス委員（正・副）と教員の代表者による懇談会を対面で実施し、授業アンケートとは違った観点から授業に対する具体的な意見・要望を聞き取っており、ここで聴取した意見は科会・教授会等で教職員に共有され、授業方法の改善に役立てられている。

学生に対する履修や資格取得、卒業に必要な単位数等の指導は、各学年の学期当初に実施するオリエンテーションで行っている。令和4（2022）年度は、対面でのオリエンテーションを実施した（備付-4）。

専任教員と非常勤講師との連携についても力を入れている。専任教員だけでなく非常勤講師も教育目的・教育目標について理解を深め、共通の立場で教育活動を行う必要がある。そこで、本学の建学の精神をはじめ本学の教育について共通理解を深め、個々の学生についても情報共有を図る関係を築くために、『授業の手引き』という冊子（提出-2）を作成し、これを非常勤講師を含む全教員に配布するとともに、専任教員と非常勤講師との連絡会を開催している。令和4（2022）年度も昨年同様、依然コロナ禍のためオンラインにより実施した。（備付-5）

事務職員は、所属部署の職務（提出-1）を通じて学習成果を認識し、学生がこれを達成できるよう責任を十分に果たしている。具体的には、授業に関する支援を行う「学修支援課」では、教員との連絡等を密にしつつ、シラバスの管理・学生の履修登録・成績の管理・証明書類の発行・実習関連の事務・授業の出欠席管理等を通して学習成果の獲得に向けて支援を行っている。シラバスの管理方法としては、学修支援課より詳細な記載方法、留意点が示され、専任、非常勤ともにその指示に従い、提出期限までに齟齬のないよう細心の注意を払い作成している。その後シラバスチェック教員（5名）によりチェック項目ごとに確認が行われ、必要に応じて書き直しの指示依頼を行い、適正なシラバスとなるよう組織的対応をしている。（備付-6-①, ②, ③, ④）学修支援課においては、各学生の出席や成績、履修登録手続きに関する情報を速やかに各クラス担任に共有することで、即座に学習者への個別指導に直結できるよう努め、成績や学習に関する記録は、教員用 Web サービス（キャンパスプラン）（備付-7-①, ②, ③, ④）を用いて教職員間で共有し、各年度、各学期に応

じた Web シラバス、Web 成績登録、Web 学生カルテ、Web 掲示板を通して、速やかに把握・提出・訂正が行える仕組みを整えている。

学生生活に関する支援を行う「キャンパスライフ支援課」では、関係教員との連絡等を密にしつつ、奨学金に関する案内や通学関係・学生自治会である桐友会の活動の支援等、学生生活に関する幅広い業務を通して学習支援にあたっている。また、各学期のオリエンテーションを実施する際には関係部署の事務職員も参加し、履修登録の方法や保健室・学生相談室の利用方法、奨学金の取り扱い方法などについて説明し、支援している。「キャリア支援課」では、関連の事務及び進路相談支援にあたっている。

その他、「総務課」では、学習環境の整備・入学式をはじめとする式典の運営・奨学金の管理等を通して学習支援にあたっている。また、教員と事務職員とが学生の学習成果獲得に向けて情報を共有し協働するために、教務に関する事項を検討する教務委員会には教務課担当職員が、学生生活全般について検討する学生部会にはキャンパスライフ支援課職員が、科会や実習・就職に関する会議には教務課担当職員が出席し、報告・検討に参加するとともに議事録をまとめている。

短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用できるよう各部門からの情報発信とともに学生の学習向上のために状況に応じた企画・調査を実施している。

例えば、施設設備としては、図書館に司書が常駐して学習成果の獲得に向けて貢献するとともに、蔵書の拡充をはじめとする図書館に運営については、図書館運営委員会（提出-1）を組織し、蔵書の購入に関して等協議して、図書館員（司書）だけでなく教員も協力して学科の専門的な学びに必要な書籍の充実に取り組んでいる。図書館の具体的な利用方法は、図書館利用パンフレットを配布するとともに、1 年次の初年度教育の講座内で設備案内・図書の貸出方法についても具体的に説明（備付-8）し、学生の自主学習に役立てることができるように支援している。令和 4（2022）年度はさらに電子図書を増やし、オンライン学習における学生の利便性の向上を図った。

その他、JINIC（十条台キャンパス情報ネットワーク支援センター）では情報処理に関わる幅広い技術の伝達と機器の管理等、学生の IT スキルを支え、高める支援を行って貢献している。特に、令和 4（2022）年度は、対面授業となったことより、レポート課題作成や授業内発表時等の ICT 機器・システムの扱いといった、必要な IT スキルのサポート等の実施と必要な学習支援・必要機材の準備を行った。

令和 4（2022）年度は、対面授業においても、課題提出や講義資料共有などのために、学内教育システム Teams を活用し、効果的な自宅学習、復習に役立てた。また、今後の再感染拡大時の対応切り替えをスムーズに可能とするためにも、使用方法についての説明書を作成し（備付-9,10）、前期オリエンテーションにおいて、学生一人一人に周知を図った。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学では、オリエンテーション実施計画に基づき、1、2年生とも年度当初に、学習の方法や科目の選択・履修のためのガイダンスを行っている。オリエンテーションでは、学生生活、履修要項などがまとめられている学生便覧等の必要資料一式を学生に配布している(備付-11)。また、入学前教育として作成している冊子『入学前に思い出そう・準備しておこう』(備付-12)を全ての入学予定者全員にあらかじめ郵送し、与えられた課題を入学前に提出するよう指導を行っている。内容としては、入学後に課題となる国語力、文章力、簡単な理科的・社会的知識等に注力した内容構成になっており、漢字テスト、日本語の読み書き、敬語表の作成、中学校までに学習した算数・数学の問題、地図を使った社会科の問題、昆虫・星座に関する理科の問題、音楽記号・楽譜の読み方の問題、身近な社会の出来事について概要と自分の意見を記載する作文、推薦書籍を紹介し読書感想文を書く問題、大学での受講態度についての説明等である。これらは入学後に「幼児教育基礎演習」の講座内で解答例を示して自己採点し、作成された文章等の指導はクラス担任が担う。大学の合格時期が前倒しになる中、入学までの期間に、無勉強になることなく本格的な幼児教育の学習を始めるにあたっての学力チェックや自己課題を明確にできるよう役立てている。

令和4(2022)年度は、コロナ禍においても、感染対策や学習環境を整え、入学時より、対面授業開始とし、コロナ対策や学習準備について・メール設定の方法等の指示事項を含めた情報(備付-20~23)を提供して、学習・学生生活の準備を安心して行えるようにした。

学習の動機付け（主に幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得に向けた指導）に焦点を合わせた履修方法のガイダンスは、前述のとおり各学年で実施するオリエンテーションで十分に行っており、入学直後及び進級時にはクラス担任による個人面談を実施できるよう体制を整え、2年間の学修の予定や将来像について、学生一人一人の2年間の学修計画や見通しについて学生が具体的にイメージを持てるようにしている。令和4(2022)年度前期には、各クラス担任により対面での個人面談を実施し、各学生の疑問・質問に回答し

て不安を解消してきた。

基礎学力が不足し GPA が学科で定めた既定値を下回った学生に対しては、各科目からの補習課題とともにクラス担任が個別指導を行う体制を整え実行している。管理運営の方法としては、連絡や提出については担当教員が管理し、必要に応じて担任との連携を図っている。個別の課題に応じた指導により、単位取得が可能になり、進級や卒業をしている状況からその効果を確認できる。クラス担任は、上記をはじめとする学習面でのサポートのほかにも、生活面や心理的な相談ごと等に対しても個別に学生への指導ができるようにしている。また、学科の全専任教員がオフィスアワーを設け、クラス担任以外の教員も、学生の様々な質問や相談に応じるようにしている（提出-1）。

オフィスアワーは週 1 回 1 コマ、全専任教員が授業空きコマの時間に設けている（備付-13）。実施状況として、対面授業時には、研究室等で学生からの授業に関する質問や就職相談・面接指導等の要請に対応をしている。また、オフィスアワーの枠に限らずに、必要に応じて Teams 内で対面時と同様にオンタイムでの質問・相談の対応も実施している。

また、学生相談室に非常勤の有資格カウンセラーが在室し、相談等に対応する体制を整えている。非常勤カウンセラーは、授業期間中は毎週月曜日から金曜日、休業期間中は金曜日に常駐して学生からの相談に応じられる体制をとっている。令和 4（2022）年度は、常駐する専門相談員による電話・メール・Teams を利用したオンライン学生相談も実施して、学生生活の個別相談に応じた（提出-規程集 84）（備付-14）。保健室には、授業開講期間の月曜日～土曜日まで、看護師が常駐し、学内での怪我や疾病に対応している（備付-15）。

通信による教育を行っていないので、そのための体制は整備していない。

優秀な学生に対する配慮や支援として、英検等の合格者に対する単位認定については、「実用英語技能検定試験」の 1 級、または準 1 級試験に合格した場合、本人の申請に基づいて、専門科目の単位として認定している（提出-1）。

海外留学制度については、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得のための実習等の予定が多いため、幼児教育科の学生を授業として海外に長期に派遣することは実質的に困難であり、現状行っていない。また、海外からの留学生の受け入れは原則として行っていない。卒業後に留学を希望する学生や、諸外国での保育職に就くことを希望する者に対しては個別に相談に応じ、希望が実現できるサポート体制をとっている。

令和 4（2022）年度は、大学と合同で学習行動と学習成果に関するアンケート調査（備付-14）を実施し、遠隔・対面授業における学習理解度や短期大学生に特有の学習行動や課題について量的・質的データを収集し、今後の学習支援方策について見通しを立てた。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。

- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

キャンパス全体の教員組織としては、学生生活に関する事項を審議するために「東京成徳大学・東京成徳短期大学キャンパス学生委員会規程」（提出-規程集 99）を定め、全学部の教職員がキャンパス全体としての学生生活や課題に対応できる組織づくりを行っている。短期大学においては、学生指導を行うための学生部を設け、その中に学生係、進路係、保健環境係、同窓会係、学生相談係を置いている（提出-1）。施設としては学生相談室・保健室を整備している（提出-1）。また、1学年を3～4クラス（1年生3クラス、2年生4クラス）に分けて担任制度を設け、個別に学生への指導ができるようにしている。特に1年生の担任は1年生前期に「幼児教育基礎演習」を通してクラスの学生と毎週顔を合わせ、学習面だけでなく学生生活においても支援・指導を行っている（備付-16）。また、オフィスアワーを設け（備付-13）、担任以外であっても学生の様々な質問や相談に応じる体制を整えている（提出-1）。事務組織としては、キャンパスライフ支援課とキャリア支援課が配置され、学生部の教員と連携して支援にあたっている（提出-1）。

例年は、学生部学生係・キャンパスライフ支援課が中心となって、クラブ・サークル活動、自治活動、学園行事（学園祭、スポーツ大会等）等を支援している。学生が主体的に参画する活動が行われるように、活動費の支給を行うとともに、教員がクラブ・サークル顧問として活動の支援にあたり、学生部教員及びキャンパスライフ支援課職員が、スポーツ大会及び桐友祭等の学生活動のために、随時指導助言を行う等の支援体制を整備している。令和4（2022）年度は、コロナ禍のため、感染防止対策を徹底しながらのクラブ・サークル活動・学科行事等の活動が工夫を凝らしながらの再開となった。後期においては、大学と短期大学が合同実施として開催する学園祭も飲食は伴わないという条件でその他感染対策を工夫しながら実施した。また、同窓会に対しても、例年は学生部同窓会係が同窓会幹部や支部会との諸連絡、助言、在学生との交流支援などにあたっており、年に2回支部会（関東甲信越方面）に出向き卒業生との交流も図っている。令和4（2022）年度は11

月に同窓会幹部と在校生（桐友会会長と次期会長が出席）との交流会を行った。

学内の福利厚生施設としては、1号館にカフェテリア（学生食堂）、6号館には日用品・食料品などの自動販売機を令和2(2020)年度に設置し（備付-17）、学生からの要望に応え、令和4(2022)年度には3号館にも食料品などの自動販売機を設置し、学生生活に支障が生じない配慮を行なっている。

地方出身の学生に対しては、キャンパスライフ支援課において信頼できる不動産業者などの紹介を行っている（提出-1）。

本学は都心部にあり、交通の利便性が高いため、通学に関しては基本的に徒歩、公共交通機関（電車・バス等）を利用するよう指導している。そのため、学生用の駐車場は設置していないが、自転車通学の学生に対しては駐輪スペースを設けており、申請により1年ごとに「駐輪許可証」を交付している（提出-1）。

奨学金制度については、日本学生支援機構による奨学金のための手続きの支援を行っている。また、東京成徳短期大学奨学金制度を設け、保護者が学費等を日本政策金融公庫から国の教育ローンで借り入れて納めた場合、その利息相当額を在学中の2年間に限り大学が支給している。その他、地方自治体や社会福祉協議会等の奨学金の受付・申し込みの扱い・相談などをキャンパスライフ支援課で行っており、希望する学生には制度の利用が認められている。（提出-1）（提出-規程集57）（備付-18）また系列園である成徳幼稚園へ就職する学生には、「学校法人東京成徳学園給付型奨学金規程」（提出-規程集41）に基づき、学業成績、人物像を精査の上、学校法人東京成徳学園給付型奨学金を受ける制度を備えている。

学生の健康管理については、毎年年度初め（4月）に、学校教育法に基づく健康診断を全学生対象に実施している。（提出-1, 備付-19）保健室には授業が行われる月曜日～土曜日に看護師が常駐し、病気や怪我などの場合には的確な応急処置や対応をとる体制を整えている。保健室には健康診断記録をはじめ、入学時に提出された個々の学生の健康に関する記録も保管されており、看護師は日頃から学生の健康状態の把握に努める一方で、健康診断の結果等に基づいた学生への健康指導及び健康相談に応じている。（備付-20）

また学生が抱える様々な問題や悩みを、一緒に考え問題解決の糸口を見つける支援をするために、教職員は、クラス担任制やオフィスアワーなどを活用して（提出-1）広く学生の相談を受け付けている。その中でも、やや専門的な心身両面にわたるメンタルケアやカウンセリングについては、「十条台キャンパス学生相談室内規」（提出-規程集84）に基づき学生相談室で専門のカウンセラーが相談にあたっている（提出-1）。また、学生相談室担当の教員とキャンパスライフ支援課長が、各研究室やキャンパスライフ支援課を窓口として相談のある学生に対応し、相談内容によっては専門的な機関に受診・相談するように勧めている。なお、学生支援のために学生個々の情報等を記録した書類の保管・保護に関しては、「学校法人東京成徳学園個人情報保護規程」（提出-規程集32）に基づき、個人情報漏洩しないように十分に配慮している。

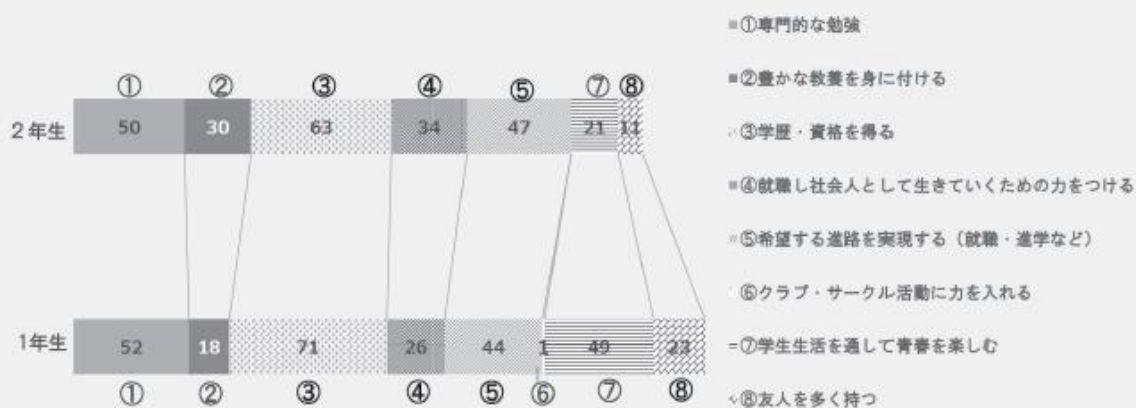
以上のように、基本的に全教職員が日々学生からの意見・要望を聴くようにしているが、特に担任、キャンパスライフ支援課の職員、学生相談室、保健室スタッフが中心になり、学生との連絡窓口を常時保っている。また学生生活アンケート（備付-21）を実施し、その結果を掲示した。更に学生自治組織桐友会役員と教職員とのTeamsを利用した意見交換等

積極的に学生の意見や要望の聴取に努めている。

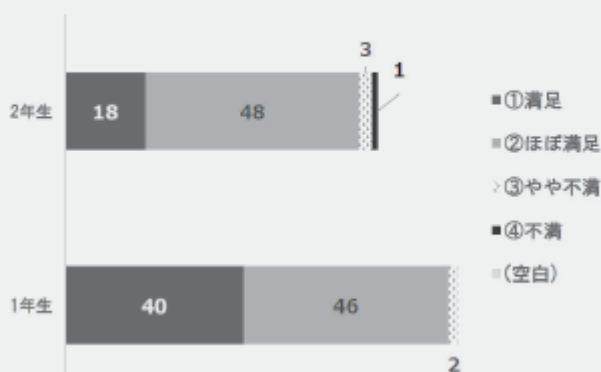
本学では、原則として留学生を受け入れてはいないので、その体制は整備していない。
ただし、外国公館からの紹介がある場合には、選考の上これを許可することとなっている。

I 学生生活全般について

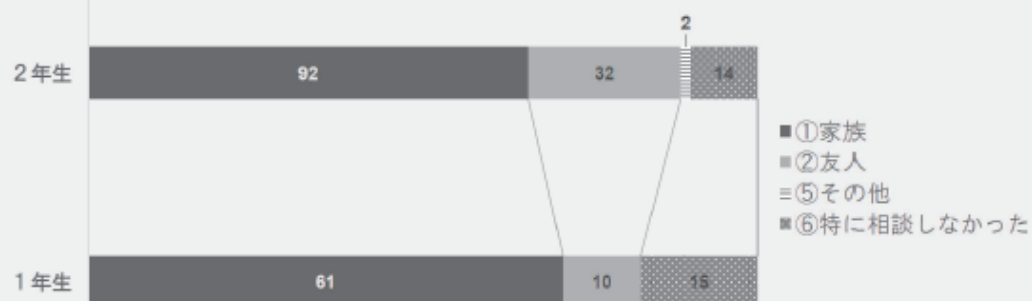
2. 大学生生活で最も重視していることを教えてください（上位4つまで選択）



1. 教室環境等の施設はどうですか



1. 学生生活における悩みや困り事があった時、主に誰に相談していましたか？（複数回答）



人学生は在籍していない。また、長期履修学生については、長期履修学生入試の制度を設けることとあわせて、長期履修学生規程等により、長期履修学生を受け入れる体制を整えている（提出-1）。

「東京成徳短期大学障がいのある学生支援に関する基本方針」（備付-22）を定め、障がいのある学生が、障がいのない学生と平等かつ公平に教育研究に参加できるよう整備している。尚、令和4（2022）年度現在において該当する学生は在籍していない。

また、「ハラスメント防止に関する規程」（提出-規程集 77）や「ハラスメント相談等処理細則」（提出-規程集 108）を定めることによって、ハラスメントの防止対策と対応態勢を整えている。学内外での学生の問題行動等においても「学生の懲戒規程」（備付-規程集-37）により適切な指導が行えるように整備している（提出-1）。

学生の社会活動については、例年は主にボランティア活動としてサークルや学生自治会の一部が、顧問や学生部担当教員、キャンパスライフ支援課職員の支援のもと実施している。令和4(2022)年度は、ボランティア部員が地域の乳児院や保育所、北区の教育委員会が主催する北区立中央公園文化センターの子ども広場に行き、パネルシアターや人形劇などを実演した。また身体表現を専門的に学ぶゼミナールでは、北区北とびあからの依頼を受け、地域の親子を対象とした表現あそびのワークショップを実施したり、全国区の教育系大学が集まって研究発表を行う場で作品発表を行なった。

また学園祭は、令和4（2022）年度は、学内の学生と教職員とその家族のみの参加の縮小開催となった。その中でも、一部「子育て支援サークル・ハートフルママ」では、紙皿シアター・ペープサート等を演じた映像を作成し、乳幼児親子支援グループとの連携や手づくりデザインマスクを幼稚園保育園の年長児に送付する活動を実施するなどの工夫が見られた。さらに短期大学では、幼児教育科の2学年7クラスそれぞれが、クラス企画を立案し、コロナ禍において楽しめるイベントを創意工夫して展開した。例年実施しているチャリティー・バザーやその収益金を東日本大震災の義捐金として送付する活動、北区役所と共同で、子ども虐待防止のための「オレンジリボン活動」、デートDVの撲滅キャンペーン「パープルリボン活動」等、各種の活動なども3年ぶりに実施できた。

以上、短期大学では、社会的活動や自治活動を、地域とともに学生が自主的かつ伸びやかに実施できるように、今後も引き続き学生部の担当教員はじめクラブ・サークル顧問教員などが中心になり、事前の打ち合わせや引率、事後報告等を含めた支援体制を確立していきたい。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のための教員組織としては、学生部の中に設けられた進路係（提出-1）及び幼児教育科教員による就職係がある。「進路係」は「東京成徳短期大学学生部規程」に基づく組織であり、「就職係」は幼児教育科内での分掌である（備付-23, 24）。「進路係」の係長が四年制大学を含めた全学組織である「就職支援センター」に参加し、就職・進路指導に関する全学的な動きに連携している（備付-25）。学生部「進路係」係長を中心に科教員が「就職係」として短大独自の学生ガイダンス等の指導・支援を計画・実施しており、就職に向けての指導・支援だけでなく、四年制大学等に進学を希望する学生の指導・支援も行っている。進路係・就職係は就職支援の中核を担い、係以外の教職員と緊密に連携をとって支援にあたっている。教員以外の組織としては、事務局キャリア支援課が主たる就職支援にあたっている（提出-1）。

短期大学・大学を合わせた全学的かつ組織的な学生の就職支援を行うことを目的として就職支援センターを設置している（提出-1）。構成員は、理事長が大学及び短期大学の常勤教職員の中から就職支援センター長を任命し、各学部学科及び短期大学の就職担当教員各1名、大学院の就職担当教職員1名、キャリア支援課長から成り、「就職支援についての企画・調査及び実施に関すること」、「就職情報の収集及び提供に関すること」、「就職及び進路の相談に関すること」、「就職支援に関し、各学部学科・科等との協同・調整に関すること」等の業務について審議する。組織間の密接な連携を実現して、短期大学・大学全体での就職支援活動を推進している（備付-26）。

就職に関しては、事務局キャリア支援課にパソコン・求人票ファイル・過去の受験報告書・企業ファイル・就職試験報告書・問題集・資料集等が備えられ、事務局キャリア支援課がその管理と学生の支援にあたっている。（提出-1）またキャリア支援課は学生部進路係と密接な連携を図りつつ、全学的な協力体制のもと就職支援活動に努めており、担任・進路係の教員を中心に幼児教育科の全教員が継続的に就職支援にあたっている（備付-23, 24）。

具体的な就職の支援の方法については、例年は就職に必要となる幼稚園教諭二種免許状・保育士資格、准学校心理士及び、本学が必要であると考えている普通救命技能認定証（一年次に全員が取得）、関連資格となる認定ベビーシッター資格・幼児体育指導者検定等の取得を希望する学生に対しては、幼児教育科教員及び事務局教務課が連携して資格習得に必要な講習・講義等を計画・実施・運営し、それらの希望資格等の取得をサポートしている。

（提出-1）令和4（2022）年度に関してはコロナ禍により対面のみならず、密を避けるため、講習・講義等をオンラインも併用して行っている。

また、幼児教育科では、カレッジアワー（就職ガイダンス、幼児教育基礎演習や課題研究の学外授業等に活用するために時間割表に設定されている学年共有の時間）に、就職係が中心になって行う「就職ガイダンス」を年間行事として実施している（備付-27）、学生参加率は非常に高く、就職試験等に向けての具体的な指導が行われている。さらに、就職試験のための論作文指導・実技指導・模擬面接等、個別指導が必要な内容に関しては、幼児教育科の全教員が協力して指導にあたっている。また、公務員を目指す学生に向けては、例年は外部の機関と協力して公務員試験対策講座を年間通して（備付-28）開講している。

令和4（2022）年度も昨年度同様に、コロナ禍により就職支援講座についても感染状況を踏まえながら対面とオンラインで開催し、外部講師もリアルタイム（双方向）で講義を行うなど学生に不利益が生じないよう工夫して開講している。

卒業時の就職状況とその分析・報告は、次年度当初の科会、学生部会、教授会、就職支援センター会議において行われ、その結果を踏まえて就職支援を進めるサイクルが確立されている。就職状況はホームページ等でも公開され、オープンキャンパスでの説明、学校案内への掲載などを通して広く公開されている。また、卒業時に限らず、学生の進路状況に関しては、秋季から毎月の科会・学生部会・教授会の会議で進路決定の推移状況が報告され、学内全体で現状を共有している。特に学生部会と科会・教授会において学生の進路・就職状況は重要な議題として扱われており、教職員の関心も高い（備付-29）。

また、学生が就職した園にアンケート調査を行い、就職後の様子を聞き取ったり、学生時代に短期大学で学ばせてほしいことなどの要望を調査したりしている（備付-30）。ここで集めた意見を在学生への教育活動に生かすほか、就職園との緊密な連携作りに活用している。

四年制大学への編入学等、進学を志望、あるいは検討する学生に対しては、学生部進路係の教員と事務局キャリア支援課が緊密な連携のもとで相談に応じ、必要に応じて他の教職員にも協力を仰ぎつつ、具体的・個別的な支援にあたってきているが、令和4（2022）年度は、「進学ガイダンス」を開催し、学生のニーズを捉えてより充実したサポート体制を整えた。各大学の募集要項やスクールガイド・シラバス・卒業生の報告書等の資料は事務局キャリア支援課に備えられている。

留学に関しては、本学は、実習等があり時間的な余裕がないために長期の留学が難しいが、一方で、海外の情報への関心が高い希望学生に対しては、2月に、本学独自の8日間の海外研修旅行を設定してきた。当初は、イギリスでの研修旅行を実施してきたが、数年前のテロ事件からヨーロッパの情勢不安の影響でイギリス研修旅行は中止となり、平成29（2017）～30（2018）年度はハワイに企画を変更し募集を行った。しかし、希望する学生数が催行条件としていた人数を満たさず中止となった。令和元（2019）年度は再びイギリスに企画を戻し募集を行ったが、希望する学生数が催行条件とした人数を満たさなかったため、この3年間には、研修旅行は実施していない。また令和2（2020）～4（2022）年度に関してもコロナ禍の影響により海外渡航が困難なため、実施していない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

本学の伝統として保育系の就職支援のきめ細かさと就職率の高さが挙げられるが、その一方で保育系以外の職種を希望する学生にとっては授業の中で十分なキャリア教育が行われているとは言い難い。そうした学生に対しては、現在は、担任・学生部進路係・事務局キャリア支援課が緊密に連絡を取り合って学生個々の状況把握に努め、個別に相談・支援にあたっている。

また、就職先からの要望等を聞き取る就職先アンケート調査のデータについては、学生指導及び学生の教育活動に活用しているのは当然であるが、分析に際しては就職状況を短期的な数値だけでとらえるのではなく、長期的な視野に立ち、社会に貢献する人材をいか

に育て、輩出していくかを科の教育方針とも照らし合わせながら検討することが重要である。そのため、学内教職員が一致団結し、教育の場としてのあり方を自己点検・自己評価し、学生にも、社会にも満足してもらえる就職支援を目指して最大限の努力をしている。

進学に関しては、希望者は少数ではあるが、近年特に学生の志望が多岐にわたるため、個別支援が中心となっている。特に令和 3（2021）年度は、コロナ禍という特殊な状況が要因となったためか四年制大学への編入希望者が例年よりも多い傾向があり、希望者のほとんどが編入学の合格を獲得した。そこで、令和 4（2022）年度には「進学ガイダンス」を実施し、サポート体制を強化した。しかし、令和 4（2022）年度は、進学希望者は昨年度より少なく、進学者は 2 名であった。

留学に関しては、カリキュラムの面からも長期の留学は困難であるため、短期の日程で幼児教育科での学びを深めることのできる独自プランを実施しており、内容の一層の充実が必要である。ますますグローバル化・関心の多様化が進む中、進学・留学等についても希望を叶える環境作りが求められる。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

保育者養成校としての伝統を有する本学は、その歴史の中で、建学の精神のもと、学生を有為な保育者として育成するカリキュラム、及び、幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設等の保育機関への就職支援や就職後の研修の場を提供するなど、有機的な支援体制を作り上げてきた。多くの保育現場の中核で活躍している卒業生のネットワークも活用し、保育現場で必要とされる人材の育成に努め、資質の高い保育者を輩出し続け、保育現場で高い評価を得ており、そのことが学生に誇りと自信をもたらしている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

三つのポリシー及び学習成果は確立されている。これを非常勤講師も含めた全教員へ周知・徹底することに関しては進行中である。特に非常勤講師への周知・徹底については、「授業の手引き」（提出-2）の配布及び幼児教育科非常勤講師への連絡会実施（備付-5）などを通して改善が進んでいる。

学習成果の評価に関しては、令和 4（2022）年度は短期大学の学習成果及び幼児教育科の学習成果を明文化し公表した。これに基づき、「授業の構成及び結果の評価票」の改定を行い、各授業で何を目標に実施し、何が獲得できたのかを明確にすること、また教員がそれを自覚・意識して授業を進めていくことを周知し始めた。また、学生の学習実態及びその成果に焦点を当てたアンケートを通して、学生実態の把握、学習成果の確認の方法について数値化の手法を取り入れて検討を進めている。このような取り組みを通して、学習成果の把握と授業改善への PDCA サイクルについて、幼児教育科としてのコンセンサスを深めた。非常勤講師科目への拡大に関しては未だ部分的であるが、専任教員に関しては、授業アンケートで問うている学習成果と「授業構成及び結果の評価票」に挙げている授業構

成要素との相関を見る形式で、学習成果を上げるための授業改善の方法について考察を行ったものを集約・公開し情報を共有した。具体的には、授業評価アンケート結果のコメント依頼において、授業改善結果の報告を求め、大学 HP-企画・IR 室「東京成徳短期大学学生による授業評価アンケート結果と授業改善報告書（抜刷）」（21 頁、表記-148-）においてこの授業改善に関する教員コメントを一覧し、また授業構成要素についての学習成果を前年比較で報告記載している。（備付-2）

新教学システムの導入の検討が進む中で、新たなカリキュラムマップを作成し、従来から用いてきた「授業構成及び結果の評価票」は停止して、その形式・運用方法等について再検討が行われている。

入学者選抜の方法や入試種別の選考方法については、令和 4（2022）年度は入試制度が変わる時でもあり、短期大学だけでなく東京成徳大学を含めて、一昨年来検討してきた内容を踏まえて新たな制度への対応を行った。入学前教育については、従来も入学予定者に冊子を送って入学前に学習するよう促してきたが、昨今入学後に国語力の低さが指摘されている現状を踏まえ、昨年同様に読む力・考えをまとめる力・文章で表現する力を育てることに重点を置いた内容で実施した。

体育館や運動場の整備等により学生の自治活動・サークル活動の意欲を喚起する点に関しては、平成 26（2014）年に新体育館の完成に伴い推進され、自発的なサークル活動の企画が進められた。令和 2 年度以降、コロナ禍により学生の自治的なサークル活動が制限される状況が続き、新たなサークル活動等の発進には至っていない。

また、学生相談室の場所や開室時間、専門スタッフの充実等も行った。駐輪場についても若干の増設を行い、現状の自転車通学希望者に対応できている。

社会人入学者数に特段の増加は認められないが、受け入れに関する広報活動は引き続き行っている。資格取得に関する対応や検討も継続的に進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育課程に関しては、令和元(2019)年度に教育要領の改訂に伴う教員養成再課程認定の申請が軸となり様々な科目の再配置が実施された。また、同様に保育士養成カリキュラム改定に伴う科目の見直しも行われ、教育課程全体の再点検と共に実行してきた。令和 4（2022）年度もその流れを引き継ぎ、教員養成再課程認定・保育士養成カリキュラム改定に沿った教育課程を実践した。

短期大学における教育課程では、本来建学の精神をはじめとし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、そしてディプロマ・ポリシーに基づいた授業を、短期大学の設置基準に則り展開し、その成果を確認すべく PDCA サイクルを確立していくべきものである。一方で、その成果としての幼稚園教諭二種免許状、国家資格である保育士資格の確実な取得も、本短期大学幼児教育科の教育課程の中で達成しなければならない課題であり令和 4（2022）年度はそれら双方を視野に入れた取り組みが求められた。これらを総合的に組み立てた本学独自の「授業構成及び結果の評価票」については、カリキュラムの改訂に即応し、新たに制定した学習成果に直結した内容にするべく見直しを行うことし、一旦停止をして 2023 年度から運用される新システムと統合することとした。

課題としては、短期大学の授業は四年制大学に比較し過密であることである。これは否

めないことであるが、カリキュラムの改訂に伴う学生の履修すべき科目についても、卒業単位の取得と幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得に必要な科目とともに十分な精査が必要であり、授業をどう構造化し、合理的、実質的学習成果を獲得していくかが大きな課題である。今年度に引き続き、見直しを図ってきたい。

GPA の活用については、優秀な学生への褒賞規定として利用することに加え、令和元（2019）年度からは科で定めた基準を満たさない学力不足が心配される学生への個別指導の基準としても活用してきた。この取り組みを評価して、今後の新たな活用方法を検討している。また、CAP 制については、検討をしてきたが本学でどのように実現できるのかがまだ見えていないため、今後も規程、要項などを整備し具体的運用について議論を進めていく必要がある。

短期大学では、ほとんどの学生が2年間で短期大学卒業単位の取得と、幼稚園教諭免許、保育士資格を取得している。従って必要となる授業単位数が非常に多く、それには履修規程に基づく学習時間確保の裏付けが求められる。学生の授業時間外学習の実態を把握し、規程に沿ったものとなるよう、学生指導、規程・要項の検討については引き続き検討していくことが必要である。（提出-1）

学習成果の査定に関しては、授業アンケートや学習実態及び学習成果アンケート、また保育研究発表会、音楽研究発表会、身体表現・ダンス公開型授業発表会 ALIVE など様々な企画の中でその成果の確認を行い、一定の結論を得ることはできた。これらを基に、学習成果の明文化及びアセスメント・ポリシーの策定が実施された。今後も学習成果の獲得をより実質化するためにも到達目標を明確化し、そこに至る道筋を整える意味で、現在行われている様々な企画について制度化及び規程化を図り成果の明視化を進めていきたい。学習実態及び学習成果アンケートについては、大学 IR 組織との連携を取り、効率的な調査と十分な考察を行い、各種改善の議論を実効性のあるものとしていく。

学生支援の課題、改善計画については、保育系就職支援において、事務局キャリア支援課スタッフと教員との連携が緊密に行われ、一定の効果は現れているものの、保育系以外の就職も視野に入れている一部の学生にとっては十分な支援が受けにくいということがある。就職支援センターは四年制大学との合同組織であり、キャンパス全体としての就職支援活動を統括しているが、各種支援プログラムは事務局キャリア支援課および各学部学科がそれぞれに計画し実施している。幼児教育科として、これまで保育者養成を焦点にキャリア支援のプログラムを実施してきており、学生は2年次でも履修授業が多く、実習等もあるため、事務局キャリア支援課が実施している全学合同のセミナーには参加が難しいケースがある。そのため、担任・学生部進路係・事務局キャリア支援課が緊密に連絡を取り合って学生個々の状況把握に努め、個別に相談・支援にあたっている。具体的には、キャリア支援課の特定の職員が幼児教育科の学生の担当者となり、関係する教員と連絡を取り合いつつ、キャリア支援課窓口・電話・メール・学内チャット等を活用して個別に対応する等、状況に応じてきめ細かい連携を行っている。就職支援と学生支援の内容・情報が、有機的に統合されより効率的で有効な支援ができるよう、システム改善を検討していきたい。

進学に関しての学生支援では、学生の希望が多岐にわたるため、個別学生のニーズに即した支援システムを検討していきたい。四年制大学ほか編入学実績（2016 年度～2020 年

度)は、2016年度は、東京成徳大学子ども学部1名、女子栄養大学栄養学部1名、2017年度は、東京成徳大学子ども学部1名、2018年度～2020年度には四年制大学への編入学はなし。令和3(2021)年度は、日本社会福祉事業大学1名、東京成徳大学子ども学部5名、東京未来大学1名、令和4(2022)年度は東京成徳大学子ども学部1名、東京モード学園美容学科ヘアスタイリスト専攻1名である。

留学に関する指導では、幼児教育科カリキュラムの関係で、在学中の長期留学は困難であるが、保育者を目指す上でもグローバル化への対応が求められているため、幼児教育科独自の海外研修プランについて学生が参加可能なプランを立案し、短期間ではあっても海外での幼児教育の学びを深める企画として定着させていきたい。また、経済的な事情等で海外研修参加が難しい学生も多いため、国内でも様々な人と出会う機会を作る工夫をしていく。一方で、令和3(2021)年度は、初めての試みとして、グローバル教育センターが全学部学生を対象に、対面授業が再開された後期に海外講師による English ラウンジ(学生が自身で選択する初級・中級・上級の3レベル別の固定クラス)と English サロン(昼休み実施の参加自由型クラス)の英会話講座を開講した。幼児教育学科の学生も英語やグローバルへの興味関心が高い学生も一定数おり、英語やグローバルに関心のある幼児教育科の学生が、令和3(2021)年度は4名(2020年入学生2名、2021年入学生2名)、令和4(2022)年度は2名(2021年入学生2名)が過密時間割の中、空き時間を使い講座に参加している。また、学園祭(桐友祭)における第2回グローバルスピーチコンテストが開催され、年度末には学内留学イベントも実施され、幼児教育科の学生も1名参加した。令和3(2021)年度よりサークルとして、「Students of International Club」も立ち上がり、クリスマスイベントと留学生対象の日本語サロンも実施され、幼児教育科の学生(2021年入学生)も参加している(備付-31)。海外留学が叶わない環境下においても、引き続き、全学との交流も含め、グローバルへの関心を高め、国際理解や海外の幼児教育への関心と追求へつなげていきたい。

令和4(2022)年度は引き続きコロナ禍ではあったが、対面授業のみとなった。授業をはじめオリエンテーション・就職ガイダンス・実習ガイダンス等が概ね対面で実施できた。しかし、ワクチン接種後の副反応、濃厚接触者としての自宅待機の学生なども多く、オンライン授業は併用されなかったため、学生の教育の機会をDX化で補うことにはならなかった。しかし、教職員も学生も、この3年間のコロナ禍においてIT技能の向上見られ、コミュニケーション手段やデータ収集等を効率よく幅広い資源から実施し、様々な資源を活用することが可能となった。コロナ禍における課題を乗り越え、こうした利点を発見し、適応しようと努力し、一定の成果を得られたことを今後に生かし、教育活動の見直しと向上を図っていくことが課題である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料 1. 2022 年度学生便覧（2022 年度入学生用）

提出資料-規程集

6. 学校法人東京成徳学園組織規程
8. 学校法人東京成徳学園文書取扱規程
10. 学校法人東京成徳学園公印取扱規程
12. 学校法人東京成徳学園就業規則
13. 学校法人東京成徳学園非常勤教職員就業規則
33. 学校法人東京成徳学園個人情報保護規程
34. 学校法人東京成徳学園個人番号及び特定個人情報取扱規程
37. 学校法人東京成徳学園事務職員の資格取得に対する支援規程
54. 東京成徳短期大学事務組織規程
55. 東京成徳短期大学人事委員会規程
56. 東京成徳短期大学教員選考規程
76. 東京成徳短期大学幼児教育科 FD 委員会規程
69. 東京成徳短期大学公的研究費管理規程
73. 東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為防止規程
74. 東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の対応等に関する規程
75. 東京成徳短期大学幼児教育科教務委員会規程
80. 東京成徳短期大学専任教職員の国外留学に関する規程
82. 東京成徳短期大学個人情報保護取扱規則
88. 東京成徳大学・東京成徳短期大学 SD・FD 活動推進委員会規程
115. 東京成徳学園十条台キャンパス事務連絡会設置要項
116. 十条台キャンパス事務職員 SD 委員会内規

- 備付資料
1. 教員個人調書〔様式 18〕
 2. 教育研究業績書〔様式 19〕
 3. 非常勤教員一覧
 4. 東京成徳短期大学紀要 第 56 号
 5. 外部研究資金の獲得状況一覧表
 6. 全学 SD・FD 研修会開催記録
 7. 全学及び各組織の SD・FD 活動の計画
 8. 全学 SD・FD 活動推進委員会議事要旨
 9. 十条台キャンパス事務職員 SD 活動年次報告
 10. ウェブサイト 「法令に基づく情報公表」

11. 教職員数
12. 研究倫理教育の実施状況報告
13. 令和4（2022）年度情報ネットワーク委員会 IT 委員会報告書
14. ウェブサイト「研究紀要」
15. 東京成徳短期大学における研究者等の行動規範
16. 東京成徳短期大学公的研究費の使用に関する運用マニュアル
17. 個人研究費 科 予算使用の手引き
18. ウェブサイト「教育研究業績目録」

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

短期大学及び科の教員組織は適正に編制されている（提出-1）。

専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している（備付-11）。

専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを本学ホームページにおいて公表している（備付-10）。

教員の配置については、科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員と非常勤教員を配置している。特に、本学は、学生に保育現場で活かせる実践的な実技能力を身に付けさせるため、ピアノ・造形等の実技科目を少人数指導により行っており、これらの科目は、コロナ禍では遠隔による指導を実施した。専任教員に加えて多数の非常勤教員を音楽実技指導に配置し、造形実技指導でも学生の課題に応じた個別指導を行うことが可能な専門教室の配置と人的体制を構築している（備付-3、11）。

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している（提出・規程集 55）。

補助教員は配置していない。

教員の採用、昇任は、教員選考規程、就業規則等に基づいて行っている。新規専任教員

採用に際しては、人事委員会を設けて公募で集まった複数の候補者の中から採用規定に基づいた公明な選考を実施している（提出・規程集 55、56）。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員個々の研究分野は、幼児教育の特性から多岐に亘り、研究発表の方法や時期なども各専門分野によって多様である。この多様な研究を枝葉として、その根幹となる「保育・幼児教育」という科共通の教育研究課題が存在する。

例年、教員の研究成果は、研究報告書・紀要・教材・テキスト等として結実し、授業をはじめとした学内における教育活動及び学外を対象とした研修会等において還元されている。

また、効果的な実習指導のあり方について研究・考察し、実際の実習指導に活用しており、令和 4（2022）年度においても、専任教員の研究活動は科の教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。

専任教員個々人の研究活動の状況の公開については、本学ホームページ「情報公開」の「3.各教員が有する学位及び業績」に「教育研究業績目録」として公開されている（備付-10）。また毎年、学内研究誌「東京成徳短期大学紀要」を発行しており、令和 5（2023）年 3 月に第 56 号が発行された。紀要に掲載された論文は本学ホームページにおいて公開されており、第 1 号から第 34 号までは目次一覧が、第 35 号から第 55 号までは全文の閲覧及びダウンロードが可能な状態となっている（備付-4）。

令和 4（2022）年度の外部研究資金の獲得状況について、科学研究費補助金による研究分担者として 1 件（直接経費 150 千円、間接経費 45 千円、合計 195 千円）であった（備付-5）。科学研究費補助金の応募の案内などは、事務局からメール配信により全専任教員に

情報が送られる仕組みになっており、外部補助金の獲得が奨励されている。

専任教員の研究活動に関する規程は、「東京成徳短期大学公的研究費管理規程」（提出・規程集 69）、「東京成徳短期大学における研究者等の行動規範」（備付-15）、「東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為防止規程」（提出・規程集 73）及び「東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の対応等に関する規程」（提出・規程集 74）を整備している。また、研究費及び研究旅費の使用に関しての詳細な運用ルールについては「東京成徳短期大学公的研究費の使用に関する運用マニュアル」（備付-16）及び「個人研究費科予算使用の手引き」（備付-17）が整備されており、これに基づいて執行している。

研究倫理を遵守するための取り組みについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、「コンプライアンス推進責任者」及び「研究倫理教育責任者」を定め、研究倫理を遵守するため研究倫理教育を定期的の実施している（備付-12）。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の令和 3（2021）年 2 月 1 日付の改正分については、令和 3（2021）年度に対応した。

専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）として、前述したとおり、毎年、東京成徳短期大学紀要を発行しており、ホームページにおいて公開している（備付-14）。紀要への投稿論文の採否及び編集については、専任の教職員より組織された紀要編集委員会が行っている。

専任教員には個室の研究室が貸与され、各室には必要な備品類のほかインターネット環境が整備されている。

専任教員の研究、研修等を行う時間については、週 1 日研究日を設けており、研究活動が奨励されている。研究費については年度当初の 4 月開催教授会において専任教員一人につき年間 35 万円の個人研究費及び 10 万円の研究旅費が示達（備付-17）された。

専任教員の留学、海外派遣は、「東京成徳短期大学専任教職員の国外留学に関する規程」（備付・規程集17）に基づき実施されることとなるが、近年事例がなく、それぞれの研究における必要性を考慮した上で、将来的には積極的な留学・海外派遣が可能となる学内環境の整備を引き続き検討する必要があると考えられる。国際会議出席等については研究旅費の使用が認められており、「個人研究費／科予算使用の手引き」（備付-17）に則った海外研究出張として、学会・シンポジウムへの参加、フィールドワークなど多様な活動が行われている。

FD 活動については、「東京成徳短期大学幼児教育科 FD 委員会規程」（提出・規程集 76）に基づいて教務委員会内に組織された FD 委員会が、教務課、学修支援課、企画・IR 室と連携して全教員による FD 活動を実施している。令和 4（2022）年度は FD 活動として、授業アンケート、学修成果・実態調査アンケート、卒業生アンケート及び就職先アンケート、学生と教員との授業座談会を実施した。また、幼児教育科 FD 研修会として、前年度各調査から得られた結果を研修資料として活用し、結果等に関する改善意見の聴取と共有を行った。

授業アンケートの内容はグラフ等に整理されて担当教員のもとにフィードバックされる

ほか、自由記述の全てが匿名性を維持した形で教員の手元に届くため、教員は担当する授業に関する学生の生の声を受け取り、授業に反映することができるよう自主的な改善を促す仕組みになっている。FD 活動の一端として、これらのフィードバック情報をもとに担当教員が各自で振り返り及び改善計画を記した内容は、ホームページ上に報告書を公表し、共有を図り、継続的に授業改善を行うことができるシステムを構築している。

学修成果・実態調査アンケートでは、全学生を対象として学修行動や学修成果に関する学生の意識を調査し、その結果を幼児教育科の学修成果の観点から考察し、報告書としてまとめホームページ上で公表している。

また、今年度はこれまで例年実施してきた就職先アンケートに加え、卒後 2 年後の卒業生を対象とした卒業生アンケートを実施した。両調査から得られた結果及び結果の比較考察から本学の教育活動による学修成果がおおむね認められることを確認した。両調査結果についてはホームページ上に公表することでフィードバックをしている。

学生と教員の授業座談会では、FD 委員及び教務委員を中心にした教職員と全クラスから選出された学生授業改善委員との座談会を実施している。直接学生の意見を聴き取るとともに、本短期大学の学修のあり方や取り組みについて教職員からも説明を行う双方向型の授業改善の取り組みを行っている。結果については教授会で報告するとともに、授業担当者に配布される「授業の手引き」に掲載し、専任教員だけでなく非常勤講師とも共有している。

また、令和元（2019）年度からは、全学 SD・FD 活動推進委員会が新たに創設され、東京成徳大学と東京成徳短期大学と合同で SD・FD 活動を行なっている。令和 4（2022）年度の全学 SD・FD 研修会はオンラインで実施され、教学・学生システムの導入についてやホームページリニューアル、各組織の課題、認証評価の評価結果についてという内容で、これからの学校運営の効率化、大学の認証評価の結果が示され、短期大学としてのこれからの指標の参考となる内容となった。

専任教員の校務分掌及び事務職員との連携については、専任教員は、科長と主任を除く全ての教員が基本的に教務委員会または学生部に所属しており、事務局と連携して学修成果及び学園生活の維持・向上にかかわる業務を行っている。毎月 1 回の頻度で、科会と教授会の間に学生部会と教務委員会が並行して開催され、専任教員と事務局職員が情報を共有し、議事の進行と決定を行っている。教務委員会は教務課・学修支援課との連携のもと開催され、学籍の管理、学事運営、授業運営、学事予定や時間割の作成を担っている。学生部会は、キャンパスライフ支援課を中心とした事務局との連携のもと、学生自治会組織「桐友会」・同窓会組織「桐花会」・保護者を主体とした後援会組織「桐和会」との連絡・調整・支援を行い、充実した学生生活と学びのためのバックアップ及び就職活動等の進路に関する支援を行っている。

短期大学全体の連携構造については、「2022 年度 学生便覧」、「本学運営機構と職務分掌」の組織図で確認することができる（提出-1）。また、大学及び短期大学が、全学的かつ組織的に「学生募集」、「就職支援」を行うことを目的に「入試・広報センター」、「就職支援センター」が設置され、さらに、東京成徳大学子ども学部と東京成徳短期大学幼児教育科の実習を組織的・合理的に企画・立案・実施することを目的に「実習センター」が設置されている（提出-1）。この 3 つのセンターの設置により、短期大学・事務局・大学と

の連携が強化された。令和 4（2022）年度は各センターの実働 10 年目にあたり、学修成果のより一層の向上を目指し、情報共有しながら効率的かつ親身な学生支援に向けて着実な前進が見られた。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織については、東京成徳短期大学事務組織規程によって定められている（備付・規程集 9）。また、業務については事務分掌や事務関係諸規程に定められており、責任の所在や業務内容は明確である。

事務職員は、10 年以上勤務している者が全体の約 67%在籍（2022 年 5 月 1 日現在）しており、多数の事務職員が専門的な職能を有していると考えられるが、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるべく努力を重ねている。

事務関係諸規程に関しては、前述の事務組織規程のほか、学校法人東京成徳学園組織規程（提出・規程集 6）、学校法人東京成徳学園文書取扱規程（提出・規程集 8）、学校法人東京成徳学園公印取扱規程（提出・規程集 10）などの事務に関わることについて広く整備されている。

事務局には必要な情報機器、備品等が整備されている。

防災やセキュリティ対策については、防災訓練の実施やウイルス対策ソフトの導入などに全教職員が協力して取り組んでいる。特に、東日本大震災以後、防災対策に取り組み、非常食・簡易毛布の確保・備蓄や防災訓練等を実施している。情報セキュリティ対策については学内全てのパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、情報の流出や漏えいの防止を行っている。また、個人情報の取り扱いについては、学校法人東京成徳学園個人情報保護規程（提出・規程集 33）第 6 条第 2 項に基づき、東京成徳短期大学個人情報保護取扱規則（提出・規程集 82）を定め、また個人番号及び特定個人情報については学校法人東京成徳学園個人番号及び特定個人情報取扱規程において定め（提出・規程集 34）、細心の注意を払っている。

本学の SD 活動について、教育方法の改善による教育研究活動の活性化、並びに教職員の大学運営に必要な能力・資質の向上による大学運営の活性化を図るための組織的な活動

(以下「SD・FD活動」という。)を企画・実施することを目的とする「東京成徳大学・東京成徳短期大学 SD・FD 推進委員会規程」(提出・規程集 88)に則り、全学及び各組織の SD・FD 活動の計画を策定し、組織的な連携や研修内容の充実を図っている(備付-7、8)。令和 4(2022)年度の「全学 SD・FD 研修会」は下表<全学 SD・FD 研修会活動一覧>のとおり全 3 回実施(備付-6)した。

事務職員の SD 活動については、「東京成徳学園十条台キャンパス事務連絡会設置要項」(提出・規程集 115)第 6 項にて事務改善検討小委員会(以下「SD 委員会」という。)を置くことを明記しており、「十条台キャンパス事務職員 SD 委員会内規」(提出・規程集 116)に基づき、業務改善や資質・能力向上を図ることを目的に活動を行っている。SD 委員会は年間実施計画を策定し、勉強会や研修会参加報告会の開催、事務局インターンシップ及び新入職員研修等を実施している。令和 4(2022)年度においては、下表<事務改善検討小委員会(SD 委員会)活動一覧>のとおり 6 回開催(備付-7)し、勉強会や研修会参加報告会を 3 回実施した(備付-9)。これらの実施計画及び活動報告は毎年度、SD・FD 活動推進委員会に報告し、全学的な SD 活動の一環として行っている。

<全学 SD・FD 研修会活動一覧>

開催日	回数	テーマ
2022 年 4 月 27 日	第 1 回	「教学・学生情報新システムの導入とその工程について」「HP リニューアル:デザインと今後について」
2022 年 8 月 17 日	第 2 回	「各組織の現在の課題と対策、そして今後の展望」
2023 年 1 月 25 日	第 3 回	「認証評価 評価 team の評価結果について」「韓国イテウォンにおける群衆事故とその教訓」

<事務改善検討小委員会(SD 委員会)活動一覧>

開催日	回数	主な議題
2022 年 4 月 18 日	第 1 回	2022 年度事務職員 SD 委員について、2021 年度 SD 活動年次報告について 2022 年度 SD 活動年間予定、2022 年 SD 委員会の実施について、2022 年度新入職員研修、2022 年度事務職員のしごと紹介について
2022 年 6 月 6 日	第 2 回	勉強会兼研修会、事務局インターンシップの実施について、「事務職員のしごと紹介 2022 年度版」改訂について、新人職員研修の振り返りについて、研修会等参加状況の共有について、事務担当表の

		更新について
2022 年 8 月 8 日	第 3 回	事務改善の企画立案について、次回勉強会兼研修会報告の決定について、研修会等の参加状況の共有について
2022 年 10 月 3 日	第 4 回	2023 年度活動計画及び予算案の作成について、勉強会兼研修報告についてノー残業（9 月）実施状況について
2022 年 12 月 5 日	第 5 回	事務局インターンシップ実施状況について、2023 年度 SD 委員会予算案について、研修会等参加状況の共有について
2023 年 2 月 6 日	第 6 回	事務局インターンシップ実施報告、「2023 年度『事務局のしごと紹介』(案)」について、2023 年度新人職員向け研修実施スケジュールと骨子について、2022 年度 SD 委員会購入書籍について、2022 年度 SD 委員会活動報告書の作成について、研修会等参加状況の共有について

SD 委員会の計画のほか、担当業務に関連する外部の各種研修会やセミナー等への参加を推奨し、情報の入手や専門的なスキルアップの向上を図っている。

また、毎年係長以下の職員に対して、職員の指導・育成による人材の活性化を図るべく業務上の目標設定と成果、及び資格取得などのスキルアップを促進するなど所属課長が人事面談を実施し、業績評価と評価基準（ルーブリック）による行動特性の評価を行っている。

以上の SD 活動を通じて事務職員の資質・能力向上に努めている。

事務職員間の連携についても、原則として毎月 1 回、事務職員が集まり事務連絡会を開催し、構成員間における必要な事務情報の迅速な伝達、交流及び共有化を図るとともに事務の改善合理化に関する調査研究を行っている。

基準Ⅲ-A-2 の現状において述べたように、教育活動においては、教員と教務課・学修支援課をはじめとした事務局との連携により、学生一人一人に対してきめ細かなサポートが行われている。教員の専門研究分野や職務分掌に基づき、教員と事務職員とが連携して、学務担当・学生生活支援担当・保健担当・実習担当・進路支援担当等の役割分担を行い、体系的・継続的な支援を行い、学生の学修成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の労使協定書及び就業に関する諸規程は、学園本部及び事務局総務課において管理され（提出・規程集 12、13）、変更事案等については、評議員会及び理事会の決議を経て、労使協定締結を行い、所管労働基準局へ提出して適切に整備している。

規程の改定が行われる際には、教授会において経緯等の趣旨説明が行われ、教職員過半数代表者のパブリックコメントの提出期間を設け、締結を行っている。

教職員の就業に関しては、事務局総務課において教職員の勤務及び給与等の状況を適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員の採用・昇任については、教員採用規程に基づき、専門性・能力・実績・年齢等を勘案して人事委員会で推挙し、理事長が決定している。今後は、学園創立 100 周年の中長期ビジョンの実現に向けて教員の配置を考えていく必要がある。

FD 活動については、教育研究改善（自己点検・評価）委員会と FD 委員会と全学 SD・FD 活動推進委員会とが連携し改善を進めてきた。しかし、令和 4（2022）年度の全学 SD・FD 研修会では、併設大学である東京成徳大学としての視点での研修会に偏る傾向にあったので、今後は、東京成徳短期大学と東京成徳大学両組織の連携と役割分担をより明確にし、短期大学としての視点と考察を含め企画内容を改善し、一層の FD 活動の充実を図る必要がある。また、授業評価アンケートにおいても評価結果を各担当教員へフィードバックし自主的な改善を促すにとどまっているが、より授業の改善を図るために制度的取組（例えば、評価の高い教員の顕彰や評価が低い教員に対して改善計画を求めるなど）を検討している。

専任教員による教育活動と事務局による組織的な学生・学修支援の取組みは、科の目的に沿って行われ、入学・実習・就職において着実に継続的な実績を上げている。一方、研究活動については学内研究誌「東京成徳短期大学紀要」への投稿件数や外部研究資金の獲得、海外派遣実績の増加を目指したいところであるが、教員は教育・管理運営の両面にわたり業務量が增大している。

大学による一層の改革が求められる中、事務職員は教員と対等な立場での「教職協働」によって、短期大学の運営に積極的な参画が求められている。業務の高度化・複雑化に伴い、特定分野の専門的知識だけではなく関係する隣接の専門性を備えた職員や管理運営に携わる上級職員を養成するためには、自己啓発の促進を目的とする「資格取得支援制度」の活用を奨励し（提出・規程集 37）、全学的 SD の機会をより一層充実させ、それぞれの目的に応じて柔軟な取組をしていくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 なし

提出資料-規程集

- 28. 学校法人東京成徳学園経理規程
- 30. 学校法人東京成徳学園固定資産及び物品管理規程
- 102. 東京成徳大学・東京成徳短期大学情報ネットワーク委員会規程
- 103. 東京成徳大学・東京成徳短期大学十条台キャンパス学内ネットワーク運用内規
- 104. 東京成徳大学・東京成徳短期大学危機管理規程
- 105. 東京成徳大学・東京成徳短期大学危機管理委員会規程
- 106. 東京成徳大学・東京成徳短期大学防災規程
- 107. 東京成徳大学・東京成徳短期大学防火管理規程
- 111. 東京成徳大学・東京成徳短期大学図書等の除却及び処分に関する規程
- 112. 東京成徳大学・東京成徳短期大学防犯カメラ管理運用規程
- 114. 東京成徳大学・東京成徳短期大学管理運営規程

備付資料

- 1. ウェブサイト「十条台キャンパス概要」
- 2. 震災対応マニュアル
- 3. 幼児教育基礎演習指導計画
- 4. 1年生後期オリエンテーション資料「学生生活上の諸注意」
- 5. 収容定員・現員・収容定員充足率（2022年5月1日現在）
- 6. ウェブサイト「短期大学 幼児教育科からのお知らせ」
- 7. 授業の手引き
- 8. ウェブサイト「東京成徳大学・東京成徳短期大学図書館からのお知らせ」

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等によ

- る指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
- ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

東京成徳短期大学は、東京成徳大学と校地を共有している。短期大学の収容定員は、幼児教育科単科で 1・2 年生合計 360 人、キャンパスを共有している東京成徳大学収容定員は下表のとおりである（備付・5）。

十条台キャンパス	収容定員	校地基準面積	現有校地面積	差異
東京成徳短期大学	360 人	3,600 m ²	36,729.1 m ²	11,649.1 m ²
東京成徳大学 国際学部 応用心理学部 子ども学部 経営学部 計	324 690 570 564 2,148 人	21,480 m ²		
合 計	2,508 人	25,080 m ²		

短期大学の校地の設置基準面積は上表のとおり、10 m²/人×360 人＝3,600 m²であり、共有する東京成徳大学の設置基準面積 21,480 m²と併せた 25,080 m²に対して、現有校地面積は 36,729.1 m²である。従って本学の校地面積は、短期大学設置基準第 30 条の規定を充足している。また、本学は、埼玉県さいたま市浦和区大原に 17,197 m²の屋外運動場とクラブハウスを有している。

本学の校舎の基準面積は、短期大学設置基準第 31 条別表第二 イ により、3,350 m²となり、共有する東京成徳大学の設置基準面積 12,601.4 m²と合わせた 15,951.4 m²に対して、現有校舎面積は 26,306.0 m²である。従って本学の校舎面積は、短期大学設置基準第 31 条の規定を充足している。

一方バリアフリー対応として、本学では、5 号館(大学院棟)を除く各校舎に、エレベーターや障がい者用のトイレを整備し、手すり及びスロープはすべての校舎に設置している。

本学は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、ゼミ室(20 名程度)から大人数(250 名程度)を収容できる教室の他、保育実習、音楽、造形、コンピュータなどの学習に対応し

た教室を整備している（備付-1）。

本学図書館は、「東京成徳大学・東京成徳短期大学図書館」と呼称され、2階建て冷暖房完備で、延床面積は2,323.72 m²である。「東京成徳大学・大学院」及び「東京成徳短期大学」の2つの高等教育機関の研究・教育・学習に必要な図書・学術雑誌・視聴覚その他の資料の収集・整理・保存をしている。蔵書数等については、図書246,614冊（うち外国書25,800冊）、学術雑誌293種（うち外国書84種）、電子ジャーナル1種（外国書）、視聴覚資料6,787点となっている。閲覧スペースは2階と1階のメディアライブラリーを合わせて65席である。また、平成30（2018）年度初夏より1階が改修され、ラーニング・commonsと2つのアクティブラーニングルームを備え、Wi-Fi等の情報通信環境を整備し、自習やグループ学習用の家具が用意された開放的な学習空間としてリニューアルされた。

図書選定は、図書館の基本方針に従い、学科、教職員、図書館運営委員会等の推薦及び学生のリクエストによって行われており、基本的な専門資料と授業に関わる資料の収集が重視されている。また、図書の廃棄に関しては、「東京成徳大学・東京成徳短期大学図書等の除却及び処分に関する規程」（提出・規程集 111）に則り除却し、除却した図書等は、寄贈、売却、廃棄のいずれかにより処分する。

授業関連の参考図書は、常に学生が閲覧できるように図書館内の一角に「主要参考書」としてコーナーを設け、各授業に関係する分野及び基本的な参考図書はできる限り最新版を揃え、分類ごとにわかりやすく配架している。一般教養的な資料や学生からのリクエストについては随時検討し、大学図書館として必要な資料を整備している。令和2（2020）年度からは、コロナ禍の影響を受けて遠隔授業やキャンパス入構制限が実施されたため、これに対応すべく郵送貸出しや事前申し込みによる来館利用制度の実施を行い、図書館業務の適切な継続を図った。また、同年7月より電子図書館サービス「LibrariE」の利用を開始した。この「LibrariE」により、様々なジャンルの電子図書を365日24時間、スマートフォン・タブレット・パソコンから貸出・閲覧・返却することも可能になった。

平成26（2014）年に実習・演習教室を主体とした3号館、講義室を主体とした4号館、及び体育館やダンススタジオ等のスポーツ関連施設を主体とした9号館を建設した。また、平成28（2016）年に6号館を建設し、1階の「グローバルラウンジ」に平成30（2018）年4月から「グローバル教育センター」を設置した。「グローバルラウンジ」では、昼休みの時間を中心に英語のネイティブスピーカー講師が常駐し、会話によって語学力とコミュニケーション能力を高めることができるようになっているほか、海外の行事など学生にとって身近な情報に触れる機会が設けられており、短期大学の学生も利用することができる。

3号館は500人収容の客席を備えたステージのある楷の木ホールのほか、幼稚園・保育園の教室を模した施設を併設した教室である保育シミュレーションルーム、調乳や離乳食の調理実習等を行う小児栄養実習室、ピアノレッスン室を含めた音楽スタジオ、陶芸窯室を併設した造形アトリエ等、実技を伴う授業のための教室を備えている。楷の木ホールはその収容規模を活かして、ソーシャルディスタンスを確保した状態での通常授業や進路ガイダンス・各種オリエンテーションを実施するほか、保育研修会、音楽研究発表会、身体表現・ダンス公開型授業発表会、卒業式、学園祭（桐友祭）における発表会など様々な用途で活用されている。

4号館には、大中小の講義室のほか、パソコン教室が3室設置され、短期大学の「情報

機器の操作」の授業を行うとともに、うち1室は通常時は学生に開放されている。

9号館は体育館、ダンススタジオ、レクチャールームにおいて体育関係の授業を実施しているほか、クラブ・サークル活動や、学園祭のステージ発表等の課外活動においても、様々な用途で年間にわたって活用されている。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備に関する規程については、「学校法人東京成徳学園経理規程」及び「学校法人東京成徳学園固定資産及び物品管理規程」を整備している。（提出・規程集 28、30）

規程に基づき、施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。固定資産は、1個(組)10万円以上の価格のものを固定資産として管理し、また、10万円未満の備品でも換金性のあるもの（パソコン、タブレットなど）については会計士の指導により所在を明らかにして管理している。物品等の購入・使用に際しては、事務局総務課が必要性を審査し、見積書による価格査定等を行い、納品検査を行うなど適正に運用・管理している。

火災・地震対策、防犯対策に関しては、それぞれ諸規程を整備しており（提出・規程集 104～107、112、114）、防火防災訓練については年1回消防署の指導の下に実施している。火災警報器等については、年1回の定期点検を実施している。また、学生・教職員には震災対応マニュアル（備付-2）を配布し、4月のオリエンテーション時に避難経路確認を行い、防災に関する意識の向上に努めているほか、1年次に全員が受講する幼児教育基礎演習において普通救命講習および消火器の使用法の指導や火災時の退避訓練などを行っている（備付-6）。令和3（2021）年に続き令和4（2022）年9月9日にも、救急の日にあたり長年の取り組みについて「救急に関する知識技術の習得に努めるなど応急救護の普及に貢献した」として、東京消防庁王子消防署より表彰を受けた（備付-6）。令和3（2021）年度後期から、特に授業中の緊急時対応を強化すべくこれまでの車椅子の設置に加え、ストレッチャーとして使用できるフルクライニング式車椅子を導入し保健室に設置したほか、学内緊急時対応マニュアルの再整備および非常勤講師を含む全教員への周知準備を進めるなど、施設設備・物品の維持管理とともにそれらを適正に使用するための諸規定・マニュアルの更新および人的育成の継続的な取り組みを行なっている（備付-7）。

教職員・学生が使用するパソコンには、ウイルス対策ソフトのインストールを必須とし、また、ネットワークについてもファイアーウォール、VPN(バーチャルプライベートネッ

トワーク)による固定IPアドレス化によりセキュリティ対策を行っている(提出・規程集102、103)。省エネ対策として、クールビズ・ウォームビズに毎年取組み、学内に掲示して学生・教職員への周知徹底を心掛けている。節電については、デマンド監視システムを導入して、電力使用量を確認している。廃棄物についてはリサイクルすべきもの、廃棄すべきものの分別を北区の基準に従い適正に行い、地球環境保全への配慮を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校地・運動場・校舎の面積については、短期大学設置基準の規定を充足しているが、運動場に関してはキャンパスから離れていることからクラブ活動に利用されることが比較的少ない。十条台キャンパス内の体育館、ダンススタジオ、更衣室およびシャワールーム等の整備により体育系のクラブも増加してきていることから、運動場が課外活動等により活用されることが期待される。

図書館についてはコロナ禍を経て、さらなる図書利用拡大のあり方を模索している。例えば書店まで行っていた「選書ツアー」については、図書館を共有する東京成徳大学と合同でオンライン開催を行なった。図書館が指定した書店のWEBシステムを使って選書を行うため、選書期間中ならいつでも・どこからでも選書ができ、スマートフォンからの選書も可能となり、利便性の向上によって学生の積極的な参加を促している。(備付-8)

省エネルギーについては、昨今のエネルギー資源をとりまく問題や、SDGs「17の目標」にもあるように、これまで以上に積極的な取り組みが求められる状況にある。引き続き教職員・学生への呼びかけを行い、学習環境の確保と安全に配慮しつつ、教室等のこまめな消灯を推奨している。また、エアコンの中央コントロールシステムを活用して、休憩時間や終業時間の一斉オフによる節電を図り、省エネルギーへの意識改革を推進している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 1. 2022年度学生便覧(2022年度入学生用)

提出資料-規程集

102. 東京成徳大学・東京成徳短期大学情報ネットワーク委員会規程

備付資料 1. ウェブサイト「学生ポータルシステム UNIPA について」

2. ウェブサイト「教職員対象 2022年度 第1回全学SD・FD研修会1・2」

3. ウェブサイト「東京成徳大学／東京成徳短期大学公式WEBサイトをリニューアルしました」

4. ウェブサイト「学内無線LAN(wi-fi)環境整備の完了について」

5. 学生用情報システム利用マニュアル
6. 2022 年度東京成徳短期大学 ICT 教育推進奨学費取扱

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学生への専門的な技術・サービス支援、施設設備の向上・充実を図るため、サポートセンターとして、情報ネットワーク支援センター（通称：JINIC）を設置し、専門職員 2 名を配置してコンピュータ操作技術向上のための支援活動（提出・1）を行い、学生が気軽に相談できるようにしている。

全学生・全教職員に提供される学内ネットワークシステムとして「Campusplan web サービス」が整備されており、学生は入学時に個人の ID とパスワードを与えられて履修登録等の手続きを行う他、成績情報の照会や、短期大学からのお知らせを閲覧することができる。この「Campusplan web サービス」については令和 5（2023）年度より「新学生ポータルシステム UNIPA（ユニパ）」に移行することが決定しているため、令和 4（2022）年度は移行のための準備や研修等の準備が進められた（備付・1）。「UNIPA（ユニパ）」は、学生生活を送るうえで必要な掲示情報（休講・補講・教室変更など）閲覧、履修登録、シラバス検索、時間割照会、出席登録、成績照会などを行うためのポータルサイトであり、学生がパソコンやスマートフォンから確実なログインや日常的な通知の確認等ができるようにサポートを行う必要がある。新年度へ向けて、教職員を対象とした研修が複数回行われている（備付・2-1・備付・2-2）。

また、全学生・全教職員が利用できるサービスとして「Microsoft 365」が利用されている。これを利用して、メールの送受信や文書・表の作成といった基本的な情報技術の向上に関するトレーニングの一環として、幼児教育科では 1 年次に履修する「情報機器の操作」を幼稚園教諭免許状取得必修科目として開講しており、基本的にほぼ全学生が受講し

ている。また、2年次のゼミナール授業を中心に、パワーポイントを用いたプレゼンテーション等の課題研究発表が行われている。

令和2(2020)～令和3(2021)年度の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中はMicrosoft Teamsを活用し遠隔授業へ移行してきた。しかし、令和4(2022)年度前期からは、感染症予防を行いながら対面授業を全面再開した。これによりオンライン授業は基本的に終了したが、Microsoft Teamsは多くの授業で引き続き欠席者サポートや時間外学習(予習・復習)の支援ツールとして対面授業の補助的な役割を果たしている。

平成26(2014)年に実習・講義室を主体とした3・4号館と9号館体育館が完成し、さらに、平成30(2018)年にはキャンパス交流の核となるグローバルラウンジを備えた6号館が完成した。また、2号館1階にラーニング・コモンズを新たに設け、学内施設設備の充実が図られた(提出-1)。

教職員に対しては、情報技術の向上に関するトレーニングの一環としてICT講習会を例年実施している。令和2(2020)～令和3(2021)年度は新型コロナ感染防止対策として遠隔授業が実施されたため、Microsoft Teamsを初めて使用する非常勤講師を対象にオンライン研修会を実施するなどのサポートが行われたが、令和4(2022)年度は「新学生ポータルシステムUNIPA(ユニパ)」移行についての研修が複数回行われた。今年度第1回目の全学SD・FD研修会(オンライン開催)は4月27日(水)に開催され、大学・短期大学の専任教職員等135名が参加した。教学・学生情報の新システム更新の進捗状況について、大学全体の協力体制を作るための情報共有を目的として、納入業者の担当者から「新システム導入とその工程」について質疑応答を交えながら直接話を聞く機会が設定された。また、本年度は本学のホームページがリニューアルされ、教職員対象の令和4(2022)年度第2回全学SD・FD研修会では、その「トップページのデザインの方向性」について報告がなされた。学生や受験生の情報収集の多くがスマートフォンで行われるようになっており、モバイル端末からも見やすいデザイン・メニュー構成とすることで、アクセシビリティの向上を図っている(備付-3)。

技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持するために、東京成徳大学・東京成徳短期大学情報ネットワーク委員会(提出・規程集102)を設置し、学内情報処理に関する全般的な検討を行い事務局各課と連携し活動している。

学生及び教職員に対して、PCやファイルサーバ等の技術的資源は適切に配分されている。学生や教職員の一般的なシステム環境に関する技術的資源の配分の見直し等については、前述した情報ネットワーク委員会において検討され、実施されている。

幼児教育科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、AV・PC環境に配慮した対応を行っている。PC持込の授業では、常設のAV機器に簡単に接続が可能であり、必要に応じて教員へのPCの貸し出しも行っている。職員については各自に1台のPCが貸与されており、定期的に機器のメンテナンスやプログラムの更新を行い学校運営に活用されている。

学生の学修支援や教職員の実務遂行に必要な環境として、学内LAN(無線LANを含む)を設置し、教室、研究室、図書館、学生ラウンジ、カフェテリアを含む構内でのインターネット接続を可能にしている。また、無線LANについては、遠隔授業や端末機器の最新化によるデータ使用量増加に対応するための経過措置として、令和3(2021)年度に

アクセスポイント機器の増設を行い、ネットワークの整備を随時進めてきたが、令和 4（2022）年度 9 月には学内無線 LAN（Wi-Fi）環境整備が完了し、後期授業より全ての環境で学内無線 LAN（Wi-Fi）が使用可能となった。ID・PW については学内の電子掲示板（デジタルサイネージ）等で積極的な周知を行なった。（備付-4）。

上記のように継続的に全館のネットワーク環境の保持に努めており、各種端末ごとの設定方法は、「学生用情報システム利用マニュアル」（備付-5）や学生便覧（提出-1）で周知するとともに情報ネットワーク支援センター（通称：JINIC）窓口でサポートを実施している。時代に即した新しい情報技術などを活用するため、前述の ICT 講習会やオンライン研修会等を開催し、各教員の情報技術を活用した授業実践例の紹介が行われ、よりよい授業を目指した教育研究改善が情報技術の面からも促されている。

幼児教育科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うため、情報処理室（PC 講義室）3 室に PC を 176 台、情報支援センターに学生貸し出し用パソコン 60 台、ラーニング・コモンズと図書館にパソコンを 10 台備え、情報処理室は授業が行われなときは、学生に開放されている。

〔PC 等設置場所・内容〕（2022 年度）

○ 情報支援センター（JINIC）（4 号館 4 階）

開 所 時 間：月～金曜日 9：00 ～ 18：00

学生貸し出しパソコン：60 台

○ PC 講義室（4 号館 4 階）

利 用 時 間：月～金曜日 9：00 ～ 18：00 土曜日 9：00 ～ 14：00

パソコン：①4403 教室：60 台 ②4405 教室：60 台 ③4407 教室：56 台

プリンター：各教室 4 台

PC 講義室は、OS の不具合やシステムファイル消失上のトラブルを想定し、パソコンには再起動時に常に元の状態に復元する機能を備え、教員用パソコンの画面を学生側のモニタに表示し、学生のパソコンを教卓から操作することが可能な授業支援コンソール（〔PC@LL ver9.0〕）が導入されている。

○ 学生支援コーナー（4 号館 1 階）

利用時間 月～金曜日 8：45 ～ 21：00 土曜日 8：45 ～ 18：00

パソコン 8 台 プリンター 1 台

○ ラーニング・コモンズ（2 号館 1 階）

利 用 時 間：月～金曜日 9：00 ～ 20：00 土曜日 9：00 ～ 14：00

パソコン：16 台

プリンター：1 台

○ 図書館（2 号館 2 階）

利 用 時 間：月～金曜日 9：00 ～ 20：00 土曜日 9：00 ～ 14：00

検索用パソコン：6 台

パソコン：10 台

プリンター：1 台

（提出-1）

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

情報ネットワーク委員会において無線 LAN のセキュリティに関する検討が行われており、高度化するネット犯罪等への継続的なセキュリティ強化が課題である。また、十条台キャンパスの学生数増加や端末機器の大容量化等に伴い、学内 LAN の拡充が進められている中、引き続きコンピュータウイルス等への対策強化の検討も行われている。一方で、スマートフォンやタブレットの普及により学生のパソコン離れは引き続き顕著であり、社会人として必要な情報ネットワークスキルを身に付けるため、高等教育機関である短期大学が担うべき役割はより重要になってきている。この問題の解決のために令和 4（2022）年 8 月には、学生の ICT 機器（ノートパソコン又はタブレット型デバイス）の購入代金の補助として入学時に納入した特別教育費から一部を充当した。特別教育費は学外研修等の費用として入学時に納入するものであるが、今年度の実施を予定していた学外宿泊研修が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったこと、また今後、授業や就職先で ICT 機器の利用が見込まれるため、ICT 機器の利用推進を目的として機器購入資金の一部を支給することとなった。既にこれらを持っている場合は周辺機器等の環境整備のために活用するものとし、年度末に行ったアンケートによってこれらの成果確認を行なった（備付-5）。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

- 提出資料**
1. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）「書式 1」
 2. 事業活動収支計算書の概要「書式 2」
 3. 貸借対照表の概要（学校法人全体）「書式 3」
 4. 財務状況調べ「書式 4」
 5. 平成 2 年度資金収支計算書・資金収支内訳表
 6. 令和 3 年度資金収支計算書・資金収支内訳表
 7. 令和 4 年度資金収支計算書・資金収支内訳表
 8. 活動区分資金収支計算書（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）
 9. 活動区分資金収支計算書（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）
 10. 活動区分資金収支計算書（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）
 11. 令和 2 年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
 12. 令和 3 年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
 13. 令和 4 年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
 14. 貸借対照表（令和 3 年 3 月 31 日）

15. 貸借対照表（令和 4 年 3 月 31 日）
16. 貸借対照表（令和 5 年 3 月 31 日）
17. 中・長期の財務計画
18. 令和 4 年度事業報告書
19. 中期事業計画及び令和 5 年度事業計画書
20. 令和 5 年度予算書

提出資料-規程集

9. 学校法人東京成徳学園稟議規程
28. 学校法人東京成徳学園經理規程
29. 学校法人東京成徳学園資産運用規程
30. 学校法人東京成徳学園固定資産及び物品管理規程

備付資料

1. 『教育施設設備拡充寄付金』ご協力をお願い
2. 財産目録及び計算書類（令和 2 年度～令和 4 年度）
3. 令和 2 年度理事会議事録
4. 令和 3 年度理事会議事録
5. 令和 4 年度理事会議事録
6. 令和 2 年度評議員会議事録
7. 令和 3 年度評議員会議事録
8. 令和 4 年度評議員会議事録

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予

算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

③ 年度予算を適正に執行している。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

(1) 学校法人全体の過去 3 年間における資金収支及び事業活動収支について、資金収支は翌年度繰越支払資金が毎年度増加している。事業活動収支は、令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度の基本金組入前当年度収支差額は収入超過であったが、令和 4（2022）年度は 9 百万円の支出超過となった。これは、学生・生徒・園児数の伸び悩みによる減収が原因である。（提出-1、2）

貸借対照表の状況は、健全に推移している。（提出-3、14～16）

短期大学の存続を可能とする財政は維持されているが、短期大学部門は支出超過となっており、今後の入学者数の状況による。（提出-4）。

退職給与引当金については文部科学省の通知等に基づき計上しており、引当については目的どおりに引き当てており、資産運用についても本学園資産運用規程（提出-規程集 29）に基づいて、安全確実に行われている。また、教育研究経費は過去 3 年において経常収入の 25%を超えているが、令和 4（2022）年度に関しては経常収入の大幅な減少によるものである（提出-4、5～13）。

事業活動収支計算書

（単位：千円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経常収入（A）	539,013	470,821	303,196
教育研究経費（B）	165,691	138,687	127,587
比率（B／A）	30.7%	29.5%	42.1%

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は、適切に行われている。また、公認会計士の監査意見への対応は適切である。

寄付金の募集については年度初めに募集を行い適正に行われている。学校債については本学園では発行していない。

財務面で大きな比重を占める学生納付金収入に関し、幼児教育科は創設以来常に定員を充足してきたが、平成 29（2017）年度に初めて入学定員を充足しなかったため、

その理由の分析と対応に努めた結果、平成 30（2018）年度において再び入学定員を確保することができ、令和 2（2020）年度まで入学定員、収容定員とも充足した。しかしながら、以下のとおり令和 3（2021）年度以降定員割れが続いている。

	入学定員充足率	収容定員充足率
令和 2（2020）年度	102.8%	103.3%
令和 3（2021）年度	77.8%	90.3%
令和 4（2022）年度	47.2%	61.4%
令和 5（2023）年度	68.3%	58.1%

収容定員充足率に相応した財務体質について、短期大学部門の基本金組入前当年度収支差額は、令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は収入超過も、令和 4（2022）年度は 119 百万円の支出超過となった。令和 5（2023）年度予算においても定員割れによる支出超過となっており、学生募集のさらなる強化が必要である。

- (2) 財的資源の管理について、学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している（提出-19）（備付-3～5、6～8）。

本学園では、各年度の予算運営については、予算の前年度 9 月の理事会及び評議員会で予算方針が決定された後、10 月に予算方針の示達並びに部門予算案及び事業計画の策定が依頼され、12 月に提出が求められる。これを受けて、短期大学事務局は、科や各部に対し事業計画・予算案の提出を求め、提出案を精査検討し、学長の決裁を経て部門予算案及び事業計画が法人本部に提出される。

法人本部は、各部門から提出された部門予算案及び事業計画を取りまとめる一方、各部門から予算及び事業計画の内容についてヒアリングを行い、中期事業計画との対比（PDCA の実行）や重点目標の推進上の観点から精査検討のうえ、理事長に報告及び協議し、予算原案及び事業計画案を策定する。2 月部門合同会議にて原案方針を示し、さらに入学者数等の修正を経て 3 月予算案及び事業計画案として 3 月評議員会に諮問された後、3 月理事会で決定される。

3 月理事会決定予算は、法人本部より各部門に示達され執行が開始される。各部門の事務局は、各科・委員会・機関から提出済の事業計画・予算案について、当該年度の採否を連絡して執行の計画を依頼する。

3 月理事会決定予算に、前年度決算及び入学者数の確定並びに教職員給与の決定等を踏まえ、予算補正を行い、5 月開催の評議員会に再度諮問された後、5 月開催の理事会で決定される。各部門は、5 月理事会の決定に基づいて予算を執行し、その状況を管理している。各部門で日常的に管理する他、法人本部においても、理事長決裁が必要な支出に係る稟議並びに月次試算表などによって、予算の執行状況をチェックしている。中期事業計画及び予算案の策定について、監事に対しては 2 月の部門合同会議及び理事会・評議員会の会議に先立ち原案説明を行うとともに、評議員会及び理事会に対しても丁寧な説明を行っている。

出納業務については、本学園経理規程第3章金銭会計に規定されている。金銭の管理及び出納の責任者は、経理責任者が当たり、金銭出納の際に会計伝票及び証憑書類を審査する。収納した金銭は、原則として当日中に銀行に預け入れるものとし、これを支払いに直接充当しない。支払いは、原則として銀行振込によるが、小口経費等の支払い及び特定の現金支払いも認めている。この支払いに充当するため、「小口現金」及び「手持現金」を置くことができ、同規程において、部門ごとに限度額を定めている。金銭に過不足が生じたときは、出納責任者が経理統括責任者に報告し、指示を受けることになっている。

以上が出納業務の概要で、諸規程に基づき確実に実施されている。

資産及び資金の管理については、本学園経理規程第4章資金会計、第5章固定資産及び第6章物品会計に規定している。固定資産については、各部門において勘定科目ごとに台帳を作成して管理している。資金については、学校会計システムに記帳して管理している他、現金については、現金出納帳にも併せて記帳して管理している。さらに、帳簿と預金通帳及び現金現物との照合を適宜行っている。

資金運用については、本学園資産運用規程（提出・規程集 29）に規定しており、同規程に基づき安全確実に実施されている。資産及び資金の管理と運用は、安全かつ適正に管理されている。

現在募集している寄付金は、毎年入学時に募集している寄付金、特定公益増進法人取扱対象寄付金及び税額控除対象寄付金がある。学校債の発行はこれまで実施していない。

寄付金募集に当たっては、事前に評議員会の意見を聴いた後、理事会で審議している。寄付金募集は、学生が入学後に行っており、寄付金募集案内に任意の寄付である旨を記載している（備付-1）。また、募集した寄付金は、学校会計の「寄付金収入」で受入れ、本学園名による専用銀行預金口座として管理している。

このように寄付金の取扱は適正であるが、近年寄付金募集に苦戦しており、寄付金の募集時期や方法に一層の工夫が求められている。

月次試算表については、会計システムから出力される「資金収支月報」「資金収支推移表」を翌月10日までに所属長に提出した後、翌月15日までに法人本部を経由して、理事長に毎月報告している。

以上のとおり本学は財的資源を適切に管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

本学は、開設時より今日に至るまで、社会的なニーズに対応するため、定員増や新学科設置、改組等により学科の改編を実施してきたが、現在は幼児教育科のみの単科の構成となっている。今後も幼児教育科の教育の質の向上と人材養成の高度化を図る方針である。

短期大学の将来像については、「東京成徳ビジョン 100」において学園創立 100 年時に目指す将来像を定め、短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行なったうえで、短期大学幼児教育科の中期事業計画が策定されている。東京成徳ビジョン 100 に基づき、中期事業計画の期間を平成 29（2017）～令和元（2019）年度、令和 2（2020）～4（2022）年度、令和 5（2023）～7（2025）年度の 3 年間 3 期に区切り策定している。令和 4（2022）年度は現中期事業計画（第 2 期と第 3 期の通算 6 年の計画）の前半最終年度にあたり、令和 4（2022）年度事業計画及び第 2 期中期事業計画の実績評価を行い、令和 5（2023）年度以降の計画推進に反映しており、本学の将来像は明確になっているといえる。またその結果は理事会・評議員会において報告されている。

学生募集対策について、マーケットリサーチなどを実施するとともに文部科学省の短期大学志願者推移及び総務省等の人口統計などを活用して施策立案している。また、高等教育（短期大学）に関する社会意識の動向、及び各高等学校との懇談会・高等学校訪問等を実施した結果等を踏まえて学生募集の対策を行っている。これらの施策に基づき入学及び在学者数を予測し、事業計画及び予算編成方針に基づき予算申請している。

短期大学としては、平成 29（2017）年度新生に関する入試は創立以降初めて入学定員割れとなってしまったが、入学定員確保のため、平成 29（2017）年度に実施した平成 30（2018）年度入試においては、それまで一回のみ実施だった AO 入試を三回実施し、また、より戦略的に高校訪問を行うなどの改善を行った結果、定員を充足した。令和元（2019）年度以降の入試も同様の入試形態を維持し、学生の確保に努めている。令和 3（2021）年度入試は入試改革に伴う新しい入試制度の整備・実施を行うも、新型コロナウイルス感染症の影響によって、従来の来訪型のオープンキャンパスを実施することができなかったことなどの影響で志願者の獲得が伸び悩み、さらに令和 4（2022）年度入試では入学定員充

足率が5割を下回った。令和5（2023）年度入試に向けて、学生募集の方法や内容、総合型選抜入試の実施回数及び方法を抜本的に見直した。また、令和4（2022）年度は、5月から7月にかけて高校生を対象とした「授業見学会&ピアノ体験レッスン」をオープンキャンパスとは別に4回行った。他に幼児教育科紹介用プロモーションビデオの制作、SNSを用いた情報発信、オープンキャンパス参加者への暑中見舞い送付、在学生による母校訪問等、学生募集に向けた新たな取組を実施した。結果的に令和5年度入試による入学定員充足率は、前年よりは増加したものの68.3%であった。学生募集に向けた取組については、効果を検証しつつ継続的に行っていく必要がある。

教職員の採用・昇任・配置換え等については学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、人事計画を策定し適宜実施している。

一方、耐震対応及び老朽化に伴う、校舎（研究・講義棟及び体育館）の建て替えを平成26（2014）年に行い、さらに新たに平成30（2018）年に校舎（研究・講義棟）を建設し、研究・教育効果の一層の向上と施設設備等の充実が実現している。

学校法人全体としては、外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を立て、経営実態、財政状況に基づいて経営計画を策定している。また、短期大学の収支については、＜区分基準Ⅲ-D-1の現状＞で触れた通り、法人全体としては収支の均衡が保たれているが、短期大学部門では令和4（2022）年度決算及び令和5（2023）年度予算は支出超過である。人件費や諸経費の削減を行いつつ、教育の質向上に取り組み、入学者確保につなげなければならない。学納金については長らく据え置いてきたが、令和6（2024）年度入学生から授業料等の引上げ改定を行うこととした。

校内の教職員に対する経営情報については、ホームページや学園広報誌で公表しており、校内での閲覧も可能である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

本学の存続を可能とする財政確保のため、今後18歳人口の減少と短期大学離れへの対応（入学定員充足率 令和4年度47.2%、令和5年度68.3%）を真摯に受け止め、入学定員の確保と補助金確保のための経営努力が引き続き必要である。あわせて、令和2（2020）年度入試改革に連動して、特に本学の入学者の比重の大きい総合型選抜入試関連の対策を立てたが、結果を検証しさらなる対策を講じる必要がある。

また、生産性向上の観点からも人的配置の適正化を進め、魅力ある短期大学として教育効果向上・設備充実の検討を行い、安定した学生の確保に努めることにより財政負担の軽減を図る。併せて学内教職員へは単なる数字情報にとどまらない理事長（学長）の意図する経営方針を理解し、現状に対する深い理解と教職員の危機意識を高め、経営改善への意識改革を進める必要がある。

また、ICTを活用した授業が効果的な授業成果に結びついているかの検証が必要となる。さらにICTを活用した授業が定着することによって、学生のサポートやメンテナンスなどを継続的に実施するための体制整備の必要性が高まってくるため、そのための整備を行わなければならない。ホームページの全面リニューアルや令和5（2023）年度から導入する新教務システム移行が完了したため、これらの新機能を活用すべく情報技術の向上に関する

るトレーニングを継続して行い、教育の質の向上を図っていく。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

FD 活動については、令和 3 年度まで学務部教育開発研究専門委員会と全学 SD・FD 活動推進委員会とが連携して進めてきた。令和 3（2021）年度をもって廃止となった学務部に代わり、令和 4（2022）年度からは幼児教育科教務委員会内に組織された FD 委員会が「東京成徳短期大学幼児教育科 FD 委員会規程」に基づいて、教務課、学修支援課、企画・IR 室と連携して FD 活動を実施している。

教職員の協働関係の確立という観点からは、全学 SD・FD 活動推進委員会によって東京成徳短期大学と東京成徳大学とが合同で実施する SD・FD 活動が行われている。令和 4（2022）年度の全学 SD・FD 研修会の内容は、新教学システムの導入、ホームページリニューアル、各組織の課題、認証評価の評価結果についてであり、これからの大学運営のあり方や課題について全学で情報共有している。

図書館については、令和 2（2020）年度からはコロナ渦の影響があったため、これに対応すべく電子図書館サービス「LibrariE」の利用を開始した。このサービスにより様々なジャンルの電子図書を 365 日 24 時間、スマートフォン・タブレット・パソコンから貸出・閲覧・返却することも可能になった。

情報ネットワーク関係では、令和 4（2022）年度 9 月に学内無線 LAN（Wi-Fi）環境整備が完了し、後期授業よりすべての環境で使用可能となっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

入学者数減に伴う短期大学部門の収支悪化への対応が最大の課題である。入学定員 180 人を確保（学納金収入増）するため、令和 5（2023）年度募集を検証し、学校推薦型入試及び総合型選抜入試での入学者増に向けさらなる対策を講じる。

FD 活動の課題として、授業アンケートの全体回答率の低さ、科目間で回答率にバラつきがあることが挙げられる。これはウェブ方式で実施するようになってから特に顕著である。令和 5（2023）年度から、新たな教学システムを活用しての実施となるが、科目単位で授業改善に取り組むためにその根拠となるデータが整うよう、回答率が高まる実施方法を検討していく。

研究活動については、学内研究誌「東京成徳短期大学紀要」への投稿や外部研究資金の獲得に努めているが、教員は教育・管理運営の両面にわたり業務量が増大しているため、優先順位を付けるなど、業務の選択と集中を図る必要がある。事務職員については、求め

られる業務の高度化・複雑化に伴い、専門性を備えた職員や管理運営に携わる上級職員の養成が必要である。そのため学内にとどまらない外部研修会等への参加など充実を図る必要がある。また、教職員の協働関係の確立という観点からは、FDのみならず全学的SDの機会を充実し、それぞれの目的に応じて垣根を乗り越えた柔軟な取組をしていくことが必要である。

図書館については、ラーニング・コモンズを含めインフラは整備されつつあるので、さらなる利用の拡大を目指し、例えばゼミナール授業等で学生が有効に利用・活用するための授業展開を教員が工夫していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

- 提出資料** 1. 学校法人東京成徳学園寄附行為
2. 令和 4 年度事業報告書

提出資料-規程集

11. 学校法人東京成徳学園教育研究改善（自己点検・評価）委員会規程
46. 東京成徳短期大学教育研究改善（自己点検・評価）委員会規程
30. 学校法人東京成徳学園財務書類等閲覧規程
39. 学校法人東京成徳学園情報公表規程

- 備付資料** 1. 東京成徳短期大学五十年史
2. 教員個人調書（理事長・学長）
3. 令和 2 年度理事会議事録
4. 令和 3 年度理事会議事録
5. 令和 4 年度理事会議事録
6. 東京成徳ビジョン 100
7. 東京成徳広報「TOKYO SEITOKU NOW」
8. 「東京成徳ビジョン 100」第 2 期（令和 2～4 年度）及び第 3 期（令和 5～7 年度）中期事業計画
9. BRAND COMCEPT BOOK
10. 令和 2 年度評議員会議事録
11. 令和 3 年度評議員会議事録
12. 令和 4 年度評議員会議事録

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

- ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

まず、「理事長のリーダーシップについて」である。

平成 25 (2013) 年 5 月、東京成徳学園第五代理事長に就任した木内秀樹理事長は、中等教育や幼児教育において、中学高等学校長・幼稚園長として永年建学の精神を生かした教育を実践し、平成 25 (2013) 年度から短期大学長も兼務している。また、学園の常務理事、副理事長などの要職を歴任し、前理事長を補佐して学園発展の一翼を担ってきた。(備付-1、2)

理事長は、代々の理事長が積み上げてきたこれまでの伝統を受け継ぎ、学園広報誌「東京成徳広報 TOKYO SEITOKU NOW」、学園ホームページなどにより、建学の精神「徳を成す人間の育成」を広く社会にアピールしている。また、新入教職員研修や入学式・卒業式・修了式・オリエンテーション・授業などのさまざまな機会に建学の精神を伝えて浸透を図っている。さらに、本学園が 2026 年に創立 100 周年を迎えるに当り、「東京成徳ビジョン 100」を理事長のリーダーシップの下で策定し、平成 27 (2015) 年 9 月理事会で決定した。その後ビジョン 100 の実現に向けて、第 1 期中期事業計画(平成 29 (2017)～31 (2019) 年度)、第 2 期中期事業計画 (令和 2 (2020)～4 (2022) 年度)、第 3 期中期事業計画(令和 5 (2023)～7 (2025) 年度)に跨る一連の中期事業計画を策定し、各校においてそれぞれの施策の実現を目指している。(備付-6、7、8)

理事長のリーダーシップの下、令和元 (2019) 年 10 月、大学と短期大学において教員・職員協働による「ブランド戦略会議」が組織され、建学の精神「徳を成す人間の育成」に基づいた『成徳』の精神を持つグローバル人材の育成の実現に向け、大学のブランド価値向上の一環としてブランド・ステートメントおよびタグラインの策定に取り組み、令和 2 (2020) 年度に決定となった。(備付-9)

理事長は、5 月・9 月・12 月・3 月に定例理事会を招集する他、必要に応じて臨時理事会を招集し、議長となって学校法人の業務を決している。また、理事長は定例評議員会を招集し監事の選任及び諮問事項について意見を聴取する他、必要に応じて臨時評議員会を招集して、意見を聴いている。なお、理事会、評議員会とも監事に出席頂いている。(備付-3～5、10～12)

次に「理事会運営について」である。

理事会は、事業計画・予算案、補正予算、事業報告・決算、学則、重要な規則及び規程の制定・改正などの重要事項について決議する。理事会が決議した就業規則、組織規程、経理規程などに基づき、教職員の任免、各設置校及び法人本部の組織運営、予算案の作成・配布、会計上の運営並びに日常の業務などについては、理事長が決定している。また、理事会は、各部門の現状把握や報告などを通じて理事の職務執行を監督し、その招集は理事長が会議日の7日以上前までに日時・場所及び議案などを記載した文書を以て通知している。会議の際は、理事長が議長を務めている。(提出・1)(備付・3～5)

認証評価に関する事項については、学園及び各学校に設置された教育研究改善(自己点検・評価)委員会において審議される。理事会は、学園委員会の委員の一部を選任し、同委員会を構成させることができる。理事会は、認証評価に対する準備状況及びその内容等について、適宜報告を求め、審議しており、認証評価に対し責任を負っていると言える。(提出・規程集 11、46)(備付・3～5)

また、理事会は、短期大学の発展のために、中期事業計画・各年度事業計画(PDCAによる進捗管理・計画表を含む)・年次事業報告などやその他資料の提出、説明を通じて、短期大学の運営について協議する一方、文部科学省や短期大学協会などから資料を収集して活用している。(備付・3～5)

学校教育法第5条には、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特例の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定されている。本短期大学の設置者は学校法人であるので、学校法人が設置する短期大学の管理業務を行うことになる。本学園理事会は、学校法人の業務を決めるので、短期大学の管理について法的な責任があることを認識している。

本学園は、私立学校法に基づき、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書を、学園内の主たる事務所及び従たる事務所において閲覧できるようにしている。また、上記書類は、本学園ホームページにも掲載し、情報公開を行っている。(提出・規程集 30、39)

最後に、「理事について」である。

理事は、学園内部者5人及び外部者3人合計8人によって構成されているが、内部者は元より外部者についても行事や広報誌などさまざまな機会や資料を通して建学の精神及び学園の運営状況をよく理解している。学園内部者5人は、大学長、短期大学長・中高校長・幼稚園長、法人本部副本部長・幼稚園副園長、法人事務局長、深谷中高校長である。また、外部者は、公立大学大学院名誉教授・講師、企業経営者、企業役員である。いずれも、豊富な経験と高い学識及び見識を有している。

理事は、私立学校法第38条(役員の選任)の規定に基づき、同条第1項第一号の「当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。)」として大学長を、同条第2項の校長のうち短期大学長兼中学高等学校長兼幼稚園長及び深谷中学高等学校長の2人、計3人を、同条第1項第二号の「当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者」として評議員2人を、また、同条同項第三号の「前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者」として学識経験者3人、合計8人によって構成されている。このうち、選任の際現に本学園の役員又は職員でない者

は3人で、また、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることはない。従って、理事の選任は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づいて行われている。

学校教育法第9条（校長、教員の欠格事由）は、本学園寄附行為第10条（役員の解任及び退任）第2項「役員は次の理由によって退任する。」とし、第四号において、「私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。」と規定しており、この規定に基づいて運用している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事の年齢構成の若返り、外部者の登用の増加などによる多様な意見の交換により、理事会の一層の活性化を目指してきたが、今後も、さらなる活性化を図っていくことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事長が短期大学学長を兼務していることは、教授会、学内諸行事等を通して、短期大学の教職員との意思の疎通がなされやすい環境を作っている。そうした環境で醸成された信頼関係が、理事長のリーダーシップがより発揮されやすい土壌となっている。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料 1. シラバス

https://www2.tsu-web.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusSansho/UI/WSL_SyllabusSansho.aspx?P1=1210801&P2=2022&P3=20221001

提出資料-規程集

- 48. 東京成徳短期大学教育研究改善（自己点検・評価）委員会規程
- 57. 東京成徳短期大学学長選考規程
- 63. 東京成徳短期大学教授会規程
- 79. 東京成徳短期大学ハラスメント防止等に関する規程
- 87. 東京成徳大学・東京成徳短期大学全学教務委員会規程
- 91. 東京成徳短期大学学生の懲戒規程
- 100. 東京成徳大学・東京成徳短期大学ホームページ運営委員会規程
- 102. 東京成徳大学・東京成徳短期大学情報ネットワーク委員会規程

備付資料

- 1. 教員個人調書（理事長・学長）
- 2. 2022年度東京成徳短期大学教授会議事録
- 3. 東京成徳短期大学学生部規程

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、「東京成徳短期大学学長選考規程」に基づき選考され、理事会の議を経て平成 25（2013）年 4 月に任命され、同年 5 月からは理事長を兼務している。また、学長は、これまで附属幼稚園長、中学高等学校長として幼児教育から中等教育に至る幅広い教育現場で実績を上げ、現在もこれらの職務を継続している。（備付-1）（提出-規程集 57）

学長は、卒業必修科目「幼児教育基礎演習」の特別講義の中で、「成徳」すなわち「徳を^な成す人間の育成」という建学の精神について、五つの教育目標（1. おおらかな徳操 2. 高い知性 3. 健全なる身体 4. 勤労の精神 5. 実行の勇氣）としてわかりやすく学生に説明し、その理解に努めている。（提出-1）

学生に対する懲戒については、問題が発生した時点で規程に従って学長の指示で対策委員会を発足させ、教授会に諮り処分を決定することになっている（提出-規程集 91）。2022

年度は対応を要する案件は発生していない。

学長は、教授会の議長として学則及び教授会規程に基づき原則として月 1 回教授会を招集し、教育研究に関する重要事項について、各委員会等、事務局に諮問し意見集約を諮るなどして教授会に審議議案を提出、また教職員や学生の活動状況を報告させ周知伝達するなどして、教授会を審議機関として適切に運営している。令和 4（2022）年度教授会の主な審議案件は、学生の入学・卒業および学籍異動、規程の制定および改正、授業運営・学生生活動について等で開催回数は 13 回であった。（提出-規程集 63）（備付-2）

また、学生部、教育研究改善（自己点検・評価）委員会、ホームページ運営委員会、情報ネットワーク委員会、ハラスメント防止委員会を各規程（提出-規程集 48、79、100、102）（備付-3）に基づいて設置し適切に運営している。また、東京成徳大学と合同の全学組織、全学教務委員会（提出-規程集 87）、キャンパス委員会を各規程に基づいて組織し、リーダーシップを発揮して適切に大学運営を行っている。（備付-2）

特に、平成 30（2018）年度に新たに設置した「東京成徳大学・東京成徳短期大学全学教務委員会」については、第 3 回教授会から審議を始め、学修成果が上がりにくい学生への指導のルール化等について規程を作成することを指示し、大学や学園本部とも連携しながら教授会等で審議を重ね、規程制定を実現した。

教授会の議事録は事務局総務課で、また、学生部会の議事録は事務局キャンパスライフ支援課で所掌・準備し、毎回議事に入る前に前回議事録の確認作業を行っている。なお、教授会の議事は、審議事項、報告事項、その他に分け、簡明化を図っている。（備付-2）

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

教育・研究に加えて、学生の要望等に応える短期大学の教育や環境構築については、これまでも学長は、教授会をはじめ各委員会等の席でも折に触れて教職員に説いてきている。その他、様々な短期大学運営上の事案について適時の決裁をおこなっているが、学園理事長、中学・高等学校長、幼稚園長を兼務する短期大学学長ならではの強みを一層活かした、効率的な短期大学教職員の組織的・大学運営システムの構築が望まれる。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

提出資料 1. 学校法人東京成徳学園寄附行為

提出資料-規程集

31. 学校法人東京成徳学園財務書類等閲覧規程

備付資料 1. 公認会計士・監事協議会記録抄

2. 令和2年度監査報告書

3. 令和3年度監査報告書

4. 令和4年度監査報告書

5. 令和2年度評議員会議事録

6. 令和3年度評議員会議事録

7. 令和4年度評議員会議事録

8. 令和2年度理事会議事録

9. 令和3年度理事会議事録

10. 令和4年度理事会議事録

11. ウェブサイト「法令に基づく情報公表」

<https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/>

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、理事会に出席するほか、理事長から、私学の経営環境、本学園の現状と主要課題及びその取組状況、将来計画などについて、毎年度直接報告を受けるとともに、評議員会、及び、各部門の幹部が参加して年二回開催される「部門合同会議」にも出席して、業務監査を実施している。また、理事長・短期大学長が出席し、幼児教育科長がオブザーバー出席、兼務の短期大学事務局管理職職員が出席する大学運営委員会に出席しており、間接的に短期大学を含む高等教育部門の運営についても監査している。会計監査の終了時に開催される「公認会計士・監事協議会」では理事長の運営方針等の確認、意見交換を行っており、これらを通じて、相互の連携を強化して情報の共有を図っている。さらには、稟議書監査にて経営上の重要な事項につき内容を確認すること、および、内部監査室からも監査報告を受けることにより、監査の質の向上と効率化を目指している。(備付-1)

財産状況の監査については、決算事務終了後に貸借対照表、収支計算書、同内訳表等の計算書類、及び資産・借入金・基本金明細書等の照合等によって行っているほか、理事会や評議員会に出席して、財務状況に関する事項の把握に努めている。

以上の監査活動を通じて、令和2（2020）年4月施行の理事の業務執行の状況の監査に

も対応しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、毎年度、厳正に監査を実施している。

監査報告については、法令の定めるところに従って、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出しているとともに、出席して直接監査報告を行っている。(備付-2~10)

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、令和 4 (2022) 年 5 月現在、19 人で構成し、理事の定数 (8 人以上 9 人以上) の 2 倍を超えている。評議員の選任は、寄附行為第 26 条の規定に基づき適切に行っている。評議員会は年 4 回の定期開催としているが、必要とする場合は臨時に開催する。諮問事項は、私立学校法第 42 条の規定に基づき理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないものとして寄附行為第 24 条に定めている。(提出-1)

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、東京成徳大学・東京成徳短期大学ホームページ「教育情報の公表」「法令に基づく情報公表」ページにおいて公表している。(備付-11)

私立学校法第 63 条の 2 の規定に基づく情報についても前述の「法令に基づく情報公表」ページにおいて公表している。(備付-11)

公表書類については、主たる事務所及び従たる事務所に備付け、閲覧請求にも対応できるように整備している。(提出-規程集 31)

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事による監査は、学園の教育研究機能の向上と財政の基盤確立等に寄与することを目的に、適正かつ有効に実施されている。監事監査については、今後より重要性が高まり、理事、監事、評議員の責任明確化等のガバナンス整備に対応する一環として、監事監査規程（令和 5 年 4 月 1 日施行）を制定した。

評議員会の運営、情報公表についても適切に行っている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

令和 3（2021）年度に改善計画として記述された内容は、理事長職として多忙である学長のリーダーシップの下、学長と教職員とが直接触れ合い事に当たる学園行事や交流会等の重要性であった。学長は、学生自治組織である桐友会が主催するスポーツ大会、幼児教育科の授業成果発表会である音楽研究発表会、同窓会主催の同窓会等にも出席し、学生の実態や学内の状況を把握し教職員と共有しながら、教職員が連携して様々な活動を進められるようリードしている。

十条台キャンパスにおける短期大学と大学との共生関係の強化については、短期大学と大学が共通する課題について意見交換を行うため、年に 9 回開かれる「学部長等会議」において、理事長・短期大学長としてリーダーシップを発揮し、学生の学修成果獲得の向上に向け取り組んでいる。また、財政確保という点では学生募集対策が重要であるが、大学と合同で組織される入試・広報センターへの指示や入学志願者選考委員会を通して、適宜、入学志願者及び合格者の現状を把握しながら短期大学と大学が連携を図りながらあたれるよう努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

監事の業務執行、評議員会の運営、情報公表については、いずれも適切に行っているため、特段課題はない。